

自己点検・評価報告書

2006年10月18日

早稲田大学大学院法務研究科

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
1-1-1	養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること	4
1-2-1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。	7
1-3-1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。	9
1-4-1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。	11
1-4-2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。	13
1-5-1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること。	15
2-1-1	適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。	17
2-1-2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。	21
2-2-1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。	23
2-2-2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。	25
2-3-1	入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。	26
3-1-1	専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。	29
3-1-2	法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。	31
3-1-3	5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。	32
3-1-4	専任教員の半数以上は教授であること。	33
3-1-5	教員の年齢構成に配慮がなされていること。	35
3-1-6	教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。	37
3-2-1	教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。	38
3-2-2	教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。	41
3-2-3	教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。	

.....	44
4-1-1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。	47
4-1-2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。	52
5-1-1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること	55
5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。	57
5-1-3 法曹倫理を必修科目として開設していること。	58
5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。	59
5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。	61
6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。	62
6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。	67
6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。	79
6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。	84
7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。	91
8-1-1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。	102
8-1-2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。	105
8-2-1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。	108
8-2-2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。	110
8-2-3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること	112
8-2-4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。	114
8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。	116
8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。	117

8-3-3	在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。 ……	118
9-1-1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。 ……	119
9-1-2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。 ……	122
9-1-3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。 ……	124
9-2-1	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。 ……	127
9-2-2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。 ……	129
9-2-3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。 ……	130
第4	その他（頁数は自由です） ……	131

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 大学（院）名 | 早稲田大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 2004年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 鎌田 薫 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（研究科長） |
| 連絡先 | 03-5272-4598 |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ①氏名 | 石田 眞 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検・評価の総括
責任者 |
| 連絡先 | 03-5286-1335 |
| ②氏名 | 浅古 弘 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（教務担当教務主任） |
| 役割 | 自己点検・評価の教学
責任者 |
| 連絡先 | 03-5272-4636 |
| ②氏名 | 清水 章雄 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（学生担当教務主任） |
| 役割 | 自己点検・評価の学生担
当責任者 |
| 連絡先 | 03-5286-1214 |
| ③氏名 | 岩志 和一郎 |
| 所属・職名 | 教授 |
| 役割 | 自己点検・評価の入試関
係の責任者 |
| 連絡先 | 03-5282-1327 |
| ③氏名 | 黒沼 悦郎 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |

役割	自己点検・評価の FD 担当者
連絡先	03-5286-1317
⑤氏名	小島 延夫
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の臨床法 学教育の担当者
連絡先	03-3204-8273
⑥氏名	古谷 修一
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の教学の 担当者
連絡先	03-5286-1401
⑦氏名	山野目 章夫
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の教学の 担当者
連絡先	03-5286-1360
⑧氏名	谷茂岡 建次
所属・職名	法務研究科 事務長
役割	自己点検・評価の事務 責任者
連絡先	03-5286-4648
⑨氏名	阿部 正昭
所属・職名	法務研究科 主任
役割	自己点検・評価の事務 スタッフ
連絡先	03-5286-1678

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

日弁連法務研究財団による認証評価を受けるに当たっては、大学院法務研究科として、独自に自己点検・評価を実施するために「自己点検評価委員会」（委員長：石田眞、幹事：浅古弘、委員：岩志和一郎、黒沼悦郎、小島延夫、清水章雄、古谷修一、山野目章夫、オブザーバー：鎌田薫、谷茂岡建次、阿部正昭）を、2006年6月21日に大学院法務研究科に設置し、その責任の下に自己点検・評価を実施した。7月12日に第1回委員会を開催し、分担を決めて、事務所に保管する記録の閲覧、各係事務担当者及び各種委員会委員などからの聴取という方法で調査を実施。調査結果を9月14日の「自己点検評価委員会」で取りまとめ、9月20日教授会に評価報告書委員会案を提出し、教員から出された意見を踏まえて、数度の検討会議を開き、10月17日の「自己点検評価委員会」で最終的修正を行い、評価報告書の原案を作成の上、10月18日の教授会で審議し、「自己点検評価報告書」を決定した。

第3 自己点検・評価の内容と結果

1-1-1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること

1. 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、端的にいうと、＜国を超え、文化を超え、階層を超えて法の下に正義を貫ける“境界を超える法曹”＞であり、＜現代の日本と国際社会を「法」のあり様から考え、新たな発展を構想できる“挑戦する法曹”＞である¹。

このような法曹像は、早稲田大学（以下、「本学」という。）の「建学の精神」と法曹養成に関するこれまでの経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会の最終報告に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。すなわち、本法科大学院は、学問の自由な研究により、法律学の専門的知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力を持つとともに、豊かな教養と国際感覚を具え、人間や社会に対する深い洞察力と豊かな人間性に支えられ、優れた人権感覚を身につけ、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹、すなわち、21世紀の社会をリードする質の高い法曹の養成を目的としている。

また、本法科大学院は、高度専門職業人としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）だけでなく、これからの日本と国際社会が要求する法曹資格を持った法律専門職（国際公務員、国家公務員、企業法務担当者など）を志望する人材の養成も目指している。

世界の流れは、国境を超える物の移動ばかりでなく、サービスの移動と自由化も求めており、法曹の世界にも、欧米の法曹や法律事務所を相手に競争し、ますます関係を強めているアジア諸国の企業や市民を相手に法律サービスを提供しなければならない時代が目前に迫っている。本法科大学院は、こうした時代の要求に「進取の精神」をもって挑戦し、真の実力を身につけた志の高い法律家を養成したいと考えている²。

(2) 法曹像の周知

¹ 別添資料1「早稲田大学大学院法務研究科 ブローシャー」（法科大学院パンフレット）。

² 別添資料29「早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」（「設置申請書類」）。

① 教員への周知

本法科大学院が養成しようとする法曹像の内容は、文部科学省に提出した「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」（以下、「設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」という。）³において明確にされ、それは、専任教員全員に配付されている。また、その後も、養成しようとする法曹像は、教授会、FD委員会、科目担当者会議等において、教学にかかわる様々な議論をする中で周知をはかっている。とくに、入学者選抜に際しては、養成しようとする法曹像にそくした選抜方針（試験の内容と方法）が策定されている。入学者選抜（第一次選考〔書類審査〕、第二次選考〔面接試験〕）にはほぼ全員の専任教員がかかわるので、同選抜を通じて、毎年養成されるべき法曹の具体像について専任教員間で継続的な議論がなされている。

なお、兼任教員に対しては、「知って得するFDの集い」（年1～2回、兼任教員に対しても参加要請を行っている。詳しくは4-1-1を参照。）、ブローチャーの配付、懇親会での意見交換などを通じて周知をはかっている。

② 学生への周知

学生に対しては、履修選択や進路選択の場面で、養成しようとする法曹像に沿った指導・助言や情報提供が行われている。本法科大学院では、学生の将来に対する多様な志望に応えるために、9つのワークショップ（民事法務・刑事法務・公益法務・行政法務・企業法務・渉外法務・専門法務〔知的財産系〕・専門法務〔税務系〕、専門法務〔環境系〕）が置かれ、ワークショップ選択にあたっての指導を通じて養成しようとする法曹像の実現に向けた相談と支援が行われている。

養成しようとする法曹像に従って将来の進路決定や履修選択が自主的にできるよう、学生に対して『法曹としての将来を考えるための連続講演会』を実施し、開設時の2004年度前期から2006年度前期までに、36回を数えている⁴。

また、合格者に対しても説明会（「入学予定者説明会」）を開催し、養成しようとする法曹像も含め本法科大学院の基本方針を入学前から徹底している⁵。

③ 社会への周知

入学予定者を含む社会に対しては、法科大学院案内（ブローチャー）及

³ 別添資料 29「設置申請書類」。

⁴ 別添資料 42『「法曹としての将来を考えるための連続講演会」の記録」参照。

⁵ 別添資料 43「学生募集関連 説明会等」参照。

び Web サイトに養成しようとする法曹像の内容を掲載している。

研究科として毎年説明会を開催しているだけでなく、民間機関が主催し、全国各地（東京・大阪・名古屋・福岡・仙台）で行われる法科大学院説明会に積極的に参加し、本法科大学院が養成しようとする法曹像について必要な発信を行っている。

また、マスコミや広報機関からの取材に積極的に応じ、本法科大学院の基本方針を社会に対して広く伝える努力を行っている。なお、この点の資料として、「取材・広報関連」を添えることとする⁶。

2. 点検・評価

養成しようとする法曹像は、本法科大学院の開設にあたって本学の伝統や経験と司法制度改革審議会の答申をふまえて十分に練り上げられたものであり、標語としても明確化され、またその意味する内容についても明快な表現で説明されている。その証左としては、内外から本法科大学院への訪問者が多くあることをあげることができる⁷。また、最高裁判所の広報誌『司法の窓』第65号に「座談会・変わる司法の担い手たち」として本法科大学院が取り上げられている⁸。

教員、学生、社会のそれぞれのレベルにおいて、各レベルの実情に応じた多様な周知方法が実践され、開設後2年半の現段階では100%ではないにしても、十分な周知が行われている。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

今後の実践の中で改善が必要となった事柄については、改善策を検討することになるが、当面、「知って得するFDの集い」への教員の更なる参加を促すこととする。

⁶ 別添資料 45 「取材・広報関連資料」

⁷ 訪問者については、「梓 Waseda Law School News Letter」第2号6頁。

⁸ <http://www.courts.go.jp/about/sihonomado/pdf/zadankai65.pdf>

1-2-1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

1. 現状

(1) 組織・体制の整備

① 本法科大学院

本法科大学院における自己改革を目的とした組織としては、(ア)外部からの意見を聞くための国内外の有識者からなる「運営諮問委員会」⁹(委員：猪口邦子(衆議院議員)、岩城本臣(弁護士・元大阪弁護士会副会長)、清水勇男(公証人・元浦和地方検察庁検事正)、千種秀夫(桐蔭横浜大学教授・元最高裁判事)、板東真理子(昭和女子大理事・前内閣府男女共同参画局長)、樋口公啓(東京海上日動火災相談役)、平山正剛(弁護士・日本弁護士連合会会長)、マイケル・A・フィッツ(米国・U. Penn Law School Dean)、梁三承(韓国・Yoon & Yang 代表弁護士))、(イ)研究科内部で自己点検評価を行う「自己点検評価委員会」(メンバーについては、「第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス」を参照)、(ウ)教育の内容と教育方法についての自己改革のための「FD委員会」(委員長：山野目章夫、委員：浅古弘、黒沼悦郎、塚原英治、戸波江二、松原芳博)、(4)研究科全体の改善を常時検討する「研究科運営委員会」(研究科長、教務主任、各委員会〔人事、入試、FD、国際、臨床法学〕委員長から成る)の4つの機関を設置している。

② 大学全体

大学全体では、第三者による評価を実施するために、「大学点検・評価委員会」が組織され、本法科大学院からも委員(浅倉むつ子教授)が選出され、2005年度に全学で自己点検評価が行われ、2006年度に大学基準協会による大学点検評価が行われる。

(2) 組織・体制の機能

本法科大学院における自己点検評価については、財団法人日弁連法務研究財団が2004年に実施したトライアル評価に向けて自己点検評価を行い、その結果は『自己点検評価報告書』(2004年11月25日)にまとめられている。この段階では、委員会を設置する時間的余裕がなかったので、既存の「運営委員会」が中心になり、「FD委員会」がサポートするかたちで自己点検評価を行った。その後、2006年に「自己点検評価委員会」が設置され、正式な第三者評価にあたっては、同委員会が自己点検評価を行った。「運

⁹ 別添資料4「早稲田大学大学院法務研究科運営諮問委員会規約」参照。

営諮問委員会」については、完成年度を経、新司法試験の結果が出た後、研究科長から諮問を行う予定である。

「研究科運営委員会」は、学生や教職員からの様々な意見を踏まえ、法科大学院全体の問題点に目配りしつつ、機動的かつ継続的に自己改革の取り組みを推進している。なお、FDの仕組みそのものについては、現時点で改革の必要性はないと考えている。

大学全体の点検評価の一環としては、2005年度に本法科大学院に関する自己点検評価を行い、研究科運営委員会が、詳細な点検項目について、【理念・目的】【実態】【長所】【問題点】【改善の方法】の5つの観点から点検・評価を行い、その結果を報告書として大学本部宛に提出している¹⁰。

2. 点検・評価

自己改革が独善に陥らないために、内部の自己点検評価委員会だけでなく、外部からの勧告や助言を受けるための工夫（「運営諮問委員会」）がなされている。教育内容・方法の改革に向けての「FD委員会」や、研究科全体の改革問題に対処する「研究科運営委員会」とともに、組織・体制としては十分に整備されていると評価できる。

なお、「運営諮問委員会」については、完成年度後、新司法試験の結果が出た段階で開催を予定している。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

¹⁰ 別添資料 31「早稲田大学点検・評価報告書〔15 法務研究科〕」（2006年4月3日）参照。

1－3－1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1. 現状

(1) 開示されている情報の範囲

現在開示されている教育活動等に関する情報は、①本法科大学院の基本方針、②研究・教育の概要（カリキュラムの概要、カリキュラムの紹介、臨床法学教育、学生交流制度、学生支援体制、継続教育など）、③教員紹介（研究業績等の公開を含む）、④施設・設備、⑤入学者選抜（基本的考え方・基準・方法・受験資格など）、⑥学費・奨学金、⑦シラバス、科目登録の手引き、学科目配当表・時間割などである。

(2) 開示の方法

開示の方法は、①から⑥については、本法科大学院の Web サイト（ホームページ）とブローシャー（日本語版と英語版）、ニューズレターで公開され、Web サイトは随時、ブローシャーは毎年更新されている。

⑦および学内情報については、本法科大学院の教員・学生に対して、「法科大学院教育研究支援システム」（以下、「教育支援システム」という。）によって周知され、自宅からでもアクセスできるようになっている。⑦の文書資料（シラバス・講義要項など）については、教員・学生に紙媒体でも配付されると同時に、事務所に常備され、希望者への閲覧に供されている。

年2回発行されるニューズレター・「梓」には、学生の声や留学生の紹介、研究科の様々な活動状況が紹介され、学生・教員に配付されている。

(3) 学内外からの質問や提案への対応

開示された情報に対する質問は、メール、電話、事務所カウンターで対応している。教学関係については教務担当教務主任、学生生活関係については学生担当教務主任、入学者選抜についてはアドミッションズ・オフィスと教務担当教務主任が責任者となって、対応および回答を行っている。入試出願期間を除いて、月平均30件ほどの問い合わせがある。

学生からの質問や意見は、From-LS-Students というメーリングリストへのメールでも受け付け、執行部が随時回答を行っているが、重要な提案については運営委員会において検討が行われ改善に生かされている（例：学生用自習室の増設・改善）。

2. 点検・評価

本法科大学院の教育活動に関する基本情報については、Web サイト（ホームページ）およびブローシャーにおいて、網羅的に公開され、誰でもアクセスができるようになっており、なお細かな改善は必要かもしれないが、全体としては良好である。教員・学生に対しては学内情報も含め教育活動に関する詳細な情報が Web 上の教育支援システムおよび紙媒体で開示されており、さらにメールでも情報の周知を徹底している。また、教育活動等に関する質問や提案に対しても対応できる体制が構築されており、それが執行部および運営委員会に受けとめられ、改善に生かされている。質問や提案にどのように対応したのかについての教員・学生へのフィードバックに関してはなお改善の余地がある。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

学内情報を学内にとどめず、学外に向けても発信する努力をする。また、学内に関しても、質問・提案への対応について、フィードバックのあり方を更に検討したい。

1-4-1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1. 現状

(1) 重要事項の意思決定主体としての本法科大学院

本法科大学院では、研究科に教授会をおき、専任教員および任期付専任教員〔客員教員（専任扱い）〕をもって組織している¹¹。研究科教授会は、①研究および教育に関する事項、②教員の嘱任、休職、解任および懲戒に関する事項、③学位の授与に関する事項、④教育課程に関する事項、⑤授業科目等の担当に関する事項、⑥学生の試験および履修単位に関する事項、⑦学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項、⑧研究科長候補者の選挙に関する事項、⑨研究科教授会の運営に関する事項、⑩その他研究科に関する重要事項を議決するとともに、研究および教育に関する予算を審議することになっている¹²。

(2) 法学学術院との関係

本学には、2004年9月から、「系統ごとの主体的かつ一体的な教育研究活動を推進し、もって学部教育、大学院教育および研究機能の一層の強化をはかることを目的とする」学術院が設けられ¹³、法学学術院には法学部、大学院法科学研究科、比較法研究所が属している。

本法科大学院は、法科大学院の「運営において一定の独立性を確保」¹⁴することが求められていることに鑑み、学術院の発足にあたり、法学学術院に属さない独立研究科として設置する道を選択した。ただし、同学術院規則附則第6条第1項に「法学学術院の構成は、法務研究科の完成年度である2007年度末までに見直すこととする。」とあるが、組織再編の前提条件が整っていないので、本法科大学院は、独立研究科としての現状を維持することになっている。

(3) 理事会との関係

理事会は学校法人としての重要事項を審議決定するが、教育活動および人事については、研究科教授会の決定が理事会で覆されることはなく、教授会の決定通りに承認されるのが、本学における確立した慣行である。

¹¹ 別添資料4「早稲田大学大学院法務研究科規約」第2条。

¹² 別添資料4「早稲田大学大学院法務研究科規約」第3条。

¹³ 別添資料4「早稲田大学学術院規則」第1条第2項。

¹⁴ 「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の説明文書「管理運営の考え方」。

2. 点検・評価

以上の現状からすると、組織規定においても、その運営の実際においても、本法科大学院の自主性・独立性に特段の問題はない。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

- 1-4-2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1. 現状

(1) 学生に約束した重要事項

学生に約束した重要事項としては、

- ①学ぼうとする人の求める専門的な知識や多様な履修目的に応えるカリキュラムと教員の準備
- ②海外のロースクールとの提携、他大学との連携
- ③きめ細かい学習サポート体制の確立（「教育支援システム」の活用、「アカデミック・アドバイザーリー制度」の整備）
- ④学修環境の整備（専用棟の整備、自習室・ロッカーなど整備など）
- ⑤子どものいる学生のための保育所の用意
- ⑥経済的なサポート体制の確立（奨学金、入学時ローン制度）などがある。

(2) 問題となる事項

以上の学生に約束した重要事項のうち、第一に問題となるのは、教育支援システムの活用である。本法科大学院では、同システムを利用して授業のレジュメ、予習の指示などを学生に提供することにしているが、このシステムを使わない、あるいは使えない教員が一部に存在することである。こうした事態を改善するために、新入教員に対しては、利用方法を含めて事務所でサポートしている。未使用教員に対しては、FD委員会から、教授会で利用の促進を依頼している。

第二は、自習室の席数の問題である。2005年度に完成した本法科大学院専用棟の自習室は、24時間、365日開室であるが、席数は約150席と学生数に対して不足していた。この席数の不足に対しては学生からの強い増設の要望があり、大学本部と交渉し、専用棟に隣接する関口ビルの3階・4階を自習室に確保した。現在、全学で研究用図書館の自習室を含め約800席を確保している。

(3) 適切な対応・手当

学生に約束した重要事項に関する学生から質問や要望は、事務所カウンターあるいは法務研究科宛のメーリングリスト（From-LS Students）に寄せられようになっている。事務所で受け付けた質問や要望で、事務所カウンターの

応接によって解決がつかない問題は、教務主任に報告され、具体的対応を考える体制をとっている。また、法務研究科宛のメーリングリストには研究科長・教務主任・事務職員が加わっており、学生からの質問・要望については、もっとも適切な者が返信している。また、制度的な対応が必要なものについては、研究科運営委員会に上げ、対応策を協議している。

2. 点検・評価

学生に約束した重要事項の多くは実施されている。問題となる事項についても改善のための検討や試みが行われ、適当な手当が行われている。また、この問題での学生からの質問・要望に応える組織的な手当もできている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

教育支援システムの活用については、引き続き研修等で活用の促進に努力する。

1-5-1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1. 現状

(1) 養成しようとする法曹の特徴

基準1-1-1で述べたように、本法科大学院は、建学の精神と経験・伝統を踏まえながら、多様化する日本と国際社会のあり方に対応できる質の高い法曹（＜境界を超えた法曹＞＜挑戦する法曹＞）の養成を目指している。また、裁判官・検察官・弁護士という狭義の法曹のみならず、国際公務員・国家公務員・企業法務担当者などの法曹資格をもった法律専門職の養成も目指している。

(2) 教育研究活動の特徴

本法科大学院は、学生の多様な進路志望に応えられる、多くの専門分野を備えた全方位型の総合法科大学院を目指している。また、多様な背景をもつ学生を広く受け入れ、彼ら・彼女らをしっかりとした法曹に養成するため、教育の中核を3年制過程においている。教育の内容としては、法曹に必要な資質・能力を養成するために、法曹倫理教育の充実や実務基礎系科目・臨床法学教育の充実にも心を砕いている。

(3) 特徴の追求

- ① 学生の多様な進路志望に応えるために多くの専門科目を並べるだけでなく、専門分野別に科目をセットにしたワークショップを設け、それぞれの志望に即して科目が選択できるシステムを構築している。
- ② 学生たちに将来すすむべき進路について具体的なイメージをもってもらうため、連続講演会を開催し、すでに36回を数えている（基準1-1-1を参照。）。毎回、多くの学生たち（数十名から数百名）が参加し、講演終了後も講師を囲んで熱心に質問する学生たちの姿が見られる。
- ③ 臨床法学教育としては、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックで実際に法サービスに携わりながら学ぶ「リーガル・クリニック」、一般企業や法律事務所に出向いて法実務を学ぶ「エクスターンシップ」、模擬裁判やロールプレイなど学内で行う「シミュレーション」が展開されている。とくに、リーガル・クリニックは、民事、家事、刑事、労働、知財、外国人、ジェンダー、憲法の領域において、第一線の実務家法曹と研究者の相互交流・協力のもと、行われている（詳しくは、基準6-2-2を参照）。
- ④ 多様な法曹を養成する方策の一つとして、外国のロースクールと学生交流協定を締結し、留学できる制度を用意している。とくに、このプログラムを利用してアメリカのLL.M（法学修士）コースを修了した場合には学

位やアメリカの法曹資格を取得することができることになっている。これまでのところ、本法科大学院から6名が留学し、外国のロースクールから12名の学生を受け入れている¹⁵。

2. 点検・評価

本法科大学院が追求しようとしている特徴は、法曹像の側面でも、教育研究活動の面でも明確であると考えられるが、それらの特徴の追求には100%ということはない。とくに、特徴の追求を研究科全体のものにするためには、なお改善の余地がある。しかし、設置2年半の取り組みとしては質的にも量的にも評価できるものである。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

特徴の追求を法科大学院全体のものとするために、FD委員会などで教員相互の共通理解を広げる努力を継続する。

¹⁵ 別添資料 41「大学院法務研究科学生交換の実績」参照。

2-1-1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 学生受入の基本方針

本法科大学院の教育上の目的は、「法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展する創造的な思考力を持つとともに、豊かな教養と国際感覚を具え、人間や社会に対する深い洞察力と豊かな人間性に支えられ、優れた人権感覚を身につけ、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹」の養成にある（詳細は、基準7-1-1参照）。このような教育上の目的に適う、将来の法律家を志望する質の高い優秀な人材の受入を確保するため、本法科大学院では、全国レベルの適性試験の結果をはじめとする多様な資料に基づく、総合的な選抜方法を採用している。

本法科大学院は、中央教育審議会答申および法科大学院設置基準に示された理念に忠実に従い、学部専門分野を問わず、社会人を含めた多様なバックグラウンドを持った人材を受け容れ、優れた法律家を養成することを目指すという立場に立っている。そのため、入学者の選抜も、その実現のために求められる公平性、開放性、多様性を確保することを第一義として設計されており、法学既修者枠・未修者枠・社会人枠を設けない一元的な入学選抜方式が採用されている。

一元的な入学選抜方式を採用するが、法科大学院設置基準が認める法学既修者認定を希望する志願者についてはその希望を尊重する。そのため、最終合格者の中で希望する者については既修者認定試験を実施し、その結果、法学の基礎的な知識を有すると認められる者については、既修単位を認定し、2年間の課程修了に道を開いている。ただし、この場合にも、法学既修者認定試験の合格者数について一定の人数枠を定めることはしていない。認定基準が年度によって異なるという事態を回避するためである。

(2) 学生選抜の概要

本法科大学院は、優れた法曹として実社会で活躍できる者が備えるべき資質として、「判断力・思考力・分析力・表現力等の資質」（知的側面）、「健全な社会常識・奉仕の精神・正義感」（情の側面）、「情熱・気力」（意志の側面）、「教養・各種分野の専門的知識」（知識の側面）、「コミュニケーションの能力」という5つが必要であると考えている¹⁶。したがって、学生の選抜にあたっては、これらの資質を備えた人材であるか否かを確認することを目的としている。そのため、選抜方法としては、ペーパー試験による1点の違いを絶対

¹⁶ 別添資料1「早稲田大学大学院法務研究科ブローチャー」34頁。

視するような選抜方法は採用しておらず、大学入試センターまたは日弁連法務研究財団が実施する「適性試験の成績」、「申述書（ステートメント）」、「推薦状」、「学部成績」、「語学等の各種能力に関する資料」などによる書類選考と、面接試験による総合的な評価という方法を採用してきている¹⁷。

選抜手続については、別添の入試要項等に所掲のとおりであるが、毎年7月末に出願期間を設定し、8月中に書類選考作業を行って第一次合格者（例年、約800名）を発表し、それら一次合格者について面接試験を行い、最終的に書類審査と面接試験の評価を総合して9月末に最終合格者（定員300名）を発表している。書類審査にかかる申述書（二つの課題）を提出させるものとし、推薦状その他の能力証明資料については、提出するかどうかを含め任意としている。また面接試験においては、試験当日に与えられる課題について受験生の見解を述べさせ、それをめぐって試験官と議論するという方式を採用している。

なお、以上のような丁寧な入学選抜を可能にするために、本法科大学院に常設の「アドミSSIONズ・オフィス」を設置して専任職員を配置し、入学選抜は、入試委員会を中心として、本法科大学院教授会が行っている。

（3）入学を検討する者に対する学生受入方針、選抜基準、選抜手続等の開示

以上のような、受入・選抜の方針、選抜方法等については、別添の本法科大学院ブローチャーおよび入学者選抜試験要項、さらには Web ページに明示してある。また年間複数回開催される入試説明会などを通じて直接志望者に説明を行っているほか、アドミSSIONズ・オフィスへの問い合わせについては常時専任職員が対応に当たっている。

2. 点検・評価

（1）本法科大学院の教育方針と学生受入方針の適合性

本法科大学院の教育上の目的は1（1）に述べたとおりである。そのような目的を達するためには、多様なバックグラウンドの上に法曹となることを志望するに至った学生が、法律専門教育を受け、地域・文化・分野を超えて、多様な視点、多様な価値観から、教場において活発な意見交換を行うことが重要な意味を持つ。本法科大学院があらかじめ既修者枠・未修者枠を設けない一元的選抜方法を採用しているのは、定員枠を設けることにより、志願者の特定のバックグラウンドがことさら有利に作用し、公平性・開放性・多様性を阻害する事態を回避したいと考えたからであり、このような選抜のあり方こそが、複雑化し、国際化する社会に生起する諸問題に適切に対処できる

¹⁷ 別添資料1「早稲田大学大学院法務研究科ブローチャー」34・35頁。
別添資料6「入学者選抜要項」。

高い能力を持った法曹の養成の場としての法科大学院には相応しく、またそれゆえに本法科大学院の教育方針とも適合しているものと評価している。

一元的選抜方式を採用するが、1（1）で述べたとおり、既修者希望者については、最終合格者の中で内部振り分け方式によって既修者認定を行っている。この場合、既修者認定合格者に定員を設けていないことから、2年終了予定者と3年終了予定者の数が、年によって一定しないという事態が生ずる。この点については、1年次必修科目（法律基本科目 定員50名）のクラス数を増設している。例えば、2004年度には4クラスから5クラスに増設し、2005年度には5クラスから6クラスに増設した。2年次必修科目については、6クラス編成で、300名の定員に対応できる態勢がとられているから、カリキュラム編成上の不都合は生じない。

（2）選抜基準、選抜手続の明確性ならびに学生受入方針との適合性

1（2）に示したように、本法科大学院は、実社会で優れた法曹として活躍できる者について、5つの資質が必要であり、かつその資質はどの一つも欠かすことはできないと考えている。それら資質の存否は、志願者の能力や属性を多方面から分析することによって初めて判断することができるのであり、そのためには本法科大学院が採用する書類審査と面接による総合評価方式が最善の方法であると考えている。

（3）入学を検討する者に対する学生受入方針、選抜基準、選抜手続等の開示

学生受入方針、選抜手続等については、ブローシャー、Web ページ、入試要項、説明会などにより、適時、必要かつ十分な開示を行っている。また、選抜基準についても、個々の要素に対する具体的評価の基準（教授会の手続を経て適正に決定している）については公開してはいないものの、例えば Web ページで、「総合評価にあたって、受験生が提出する各種書類の中で、「（法科大学院）適性試験の成績」は、主として[知的側面]を判断するために役立つでしょう。「学部成績」や「能力証明資料」は、[知識の側面]、「申述書（ステートメント）」「推薦状」は、[知識の側面]、[情の側面]、[意志の側面]を判断する際に役立つと考えています。第二次選考の「面接試験」では、受験生へのインタビューにより、書類審査で検討した優れた法曹としての諸条件が真に備わっているかを、直接的に確認することになります。また、ここでは[コミュニケーション能力]も判断します。」として具体的に着目点を挙げ、さらに書類審査と面接の関係についても、「最終的には、第一次選考の『書類審査』と第二次選考の『面接試験』の結果を総合して、『優れた法曹として実社会で活躍できる人材』を選抜します。」として、両者総合して最終合格者を決定する旨明示している。また、適性試験についても、総合評価の一部であると明示してあるほか、一定の点で切り捨て、他の要素を考慮しない、いわゆる足きり

には使用しない旨、機会あるごとに説明している。

以上の点を考慮に入れば、なお細目で表示の仕方や説明の仕方に工夫の余地はありうるとしても、現段階で、入学を検討するものに対しては、学生の受入や選抜に関する情報の提示は十分に行われていると考える。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

長文読解力や文書作成能力が若干低い大学生が見受けられるので、これらの能力を評価できる選抜試験のあり方について検討している。

2-1-2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 入学者選抜基準・選抜手続きに従った実施

本法務研究科の入学選抜は、法科大学院開設初年度であった2004年度入試を例外として、例年7月から9月の間に実施されている。また入学者選抜基準及び選抜手続の大綱は、2004年度入試を含め、変更されていない。

本法務研究科では、申述書、その他の能力証明資料、面接試験などのすべてにおいて、同一事項については複数の教員による評価判定方法を採用している。これは総合的選抜方法を採用した場合に起こりがちな、主観的評価による判定に陥らないようにするためである。

このような基準と手続による合格者数、入学者数、在籍者数の推移は、以下の表に示すとおりである。

単位：人

年度	出願者数	合格者数	入学者数	在籍者数
2004	4,557	312	277	277
2005	2,264	333	290	290
2006	2,194	372	285	285

〔注〕 1 「在籍者数」とは、入学年度の5月1日現在で在籍する学生の数

この表によると、2004年度の入学者数が他の年度に比してやや少ないが、入学者選抜試験が2004年1月に行われたため、有職者のなかで3月末までに退職をすることができなかった合格者が少なくなかったためである。

(2) 入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態の有無

これまでは、このような事態は発生していない。なお、本法務研究科では、不合格者からの不合格理由の問合せに対しては、すべての入学者選抜手続が終了した時点で、希望があれば、面談の上、説明を行ってきているが、その件数は例年1～2件である。

2. 点検・評価

入学選抜は、本法科大学院の選抜基準・選抜手続に従い、適切に実施されている。合格者数、入学者数についても、定員数との間に相当範囲を超える逸脱は存在しない。加えて、毎年の結果を検討して、改善のための努力も平行して行われている。例えば、申述書の課題に関してであるが、初年度は、

もっぱら志願者本人の「意志の側面」を判断するという視点から、法曹となることを希望する理由や意欲について問うものであったのに対し、翌2005年度からは、新聞の記事などを材料にして、法曹としての立場からどのように解決策を提示するかといった課題も取り入れるようにしてきた¹⁸。これは、社会とのかかわりの中で問題発見能力や対処能力を測り、また対象記事の掲載期間を限定することで、一定期間内に意見をまとめる能力を測ることを目的としたものである。選抜基準や手続の大綱こそ変更はないが、この種の改良や変更は今後とも続け、より能力の高い学生の選抜を心がけていきたいと考えている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

2の点検・評価で述べたような細目の改善の努力を継続する。

¹⁸ 別添資料32「ステートメント課題の推移一覧表」参照。

2-2-1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 既修者認定試験による認定科目

2-1-1 に述べたように、本法科大学院は一元的な入学選抜によって最終合格者を決定し、その上で、最終合格者の中で希望する者について既修者認定試験を実施している。この試験の合格者については、1 年次配当の必修科目 30 単位（免除科目については、基準 5-1-1 参照）を修得したものと見なされ、2 年間の在学で法科大学院の課程を修了することが可能となる。認定試験の合格者については定員を設けていない。それは認定基準が年度によって異ならないようにと考えるからである。

(2) 既修者試験の実施時期・試験科目・認定基準等

認定試験は、憲法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 6 科目であり、2 日間にわたって実施する。実施時期は、2006 年度入学者選抜までは 2 月に行ってきたが、既修者認定の合否が早く分かった方がよいという受験者側の要望もあり、2007 年度入学者選抜からは、これを 10 月に繰り上げて実施することになった。

認定試験合格者については別個のカリキュラムが設けられているわけではなく、第 1 年次を終了して 2 年次に上がった学生と合流して、2 年次の科目から履修することになる。したがって、既修者認定の基準は、本法科大学院において上記試験科目に相当する諸科目を履修した者と同程度の法律知識を有すると認められる者であるということに置かれている。

(3) 既修者試験に関する情報の開示

本法科大学院における既修者試験の位置づけについては、一元的学生選抜に関する説明とあわせて、別添のブローシャー及び入学者選抜試験要項、さらには Web ページ、説明会などを通じて情報提供を行っている。また既修者試験の実施時期や内容については、ブローシャーや Web ホームページに 1 項を設けて説明し、さらに Web ページ上には過去の認定試験の問題も公開している。

(4) 既修者認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態の有無

これまでは、この様な事態は発生していない。

2. 点検・評価

1において述べたとおり、2007年度入学者選抜より、既修者認定試験の時期を、従来の2月から10月に変更した。最終合格発表から間もない時期に試験日程を設定したことで、認定を希望する学生にとっては認定の可否の結果が早期に分かり、進学後の学修に対して適切な準備を行いやすくなるという利点が生ずる。

試験科目については、1年次配当の必修科目と対応させている。そのことは、認定者は本法科大学院で1年次を終了して進級した学生と合流して2年次以降の科目を履修しなければならないことを考えれば、合理性を有している。ただし、出題、採点、合否判定基準のあり方については、入学後の成績をみて検証して行くことが必要であると考えている。

認定試験に関する情報については、過去の試験問題を含め、ブローシャーやWebページに開示しているほか、説明会でも本法科大学院における既修者認定試験の位置づけについて説明を行っている¹⁹。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

上記2に記載した検証を行い、必要な改善を検討する。

¹⁹ 別添資料6「入試問題」。

2-2-2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

本法務研究科では、既修者認定試験の出題、採点についても、その相当性、客観性を確保するため、それぞれの科目につき、複数の教員が行っている。過去における既修者認定試験の実施結果は下記の表に示すとおりである。

	04年度		05年度		06年度	
	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)
学生数	277名 *77名	20名	290名 *66名	12名	285名 *67名	22名
学生数に対する割合		7.2%		4.1%		7.7%

*は既修者認定試験受験者数

2. 自己点検・評価

既修者認定は、本法科大学院の基準及び手続に従って、適正に実施されてきている。従来、実施時期について問題があったが、2007年度入学者選抜から改善されたことについては、すでに述べたとおりである。

1所掲の表から分かるように、例年受験者数に比して合格者数は比較的少数にとどまる。このことは、すでに述べたように、合格基準を本法科大学院一年次配当科目履修のレベルに設定していることの結果である。この合格基準を大幅に緩めてまで認定合格者を増やそうとは考えていないが、試験問題の内容や方法については、それが合格基準に合致するものになるよう、引き続き不断に検証し、改善の努力を重ねていきたいと考えている。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

受験生の動向をみつつ、さらに検討を重ねることとしている。

- 2-3-1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1. 現状

(1) 入学者の属性について

本法科大学院は、すでに基準2-1-1において述べたように、学部の専門分野を問わず、社会人を含めた多様なバックグラウンドを持った人材を受け入れて法曹に養成することを目指すという立場に立ち、学生の選抜も公平性、開放性、多様性を確保することを第一義として、法学既修者枠・未修者枠平等・社会人枠を設けない一元的な入学選抜方式を採用している。

その結果、学生の出身校について、他大学出身者も相当数を占めている。属性別の入学者については、下記の表ならびに別添の出願者・合格者の属性の推移の表²⁰を参照されたい。

	法学部 出身者	他学部 出身者	実務等経験者 (社会人)	合計
入学者数 06年度	202 名	42 名	41 名	285 名
合計に対する 割合	70.9%	14.7%	14.4%	100.0%
入学者数 05年度	171 名	46 名	73 名	290 名
合計に対する 割合	59.0%	15.8%	25.2%	100.0%
入学者数 04年度	134 名	51 名	92 名	277 名
合計に対する 割合	48.4%	18.4%	33.2%	100.0%

本法科大学院においては、「他学部出身者」および「社会人」については、次の定義ならびに方法によって分類している。

「他学部出身者」とは、「法学部ないしは法学系学部」以外の出身者であり、社会人でない者をいう。このうち「法学系学部」であるか否かについては、大学によって学部名称が多様であることから、入学出願の際に提出する受験者の進学調書中の自己申告に拠ることとしている。

「社会人」とは「実務等経験者」のことであり、「入学時点において官公庁・

²⁰ 別添資料 10「出願者・合格者の属性の推移の表」

会社等における勤務経験、自営業としての経験や、主婦・主夫等、通算して3年以上の社会経験を持つ（見込みの）者」をいう。いわゆる「フリーター」、「司法試験浪人」は社会人の枠には含めない。社会人の定義ならびに進学調書への職歴の記載の仕方などについては入試要項に明示している。社会人に該当するか否かは、進学調書中の最終職歴欄ならびに履歴記載欄の記述により確認している。

他学部出身者と社会人の入学者の割合は、表に示すとおりである。入学者の割合は、2006年度についてこそわずかに3割を切るが、最終合格者についてみれば、これまで3割以上を確保してきている（2004年度53.2%、2005年度45.3%、2006年度30.1%）。しかし、本法科大学院では、学業と仕事の両立が極めて困難であるとの認識から、有職者には退職することをすすめているが、退職できないために入学を断念する者がいる。

（2）他学部出身者または社会人の割合を3割以上確保することについて

本法科大学院の入学者選抜においては、他学部出身者または社会人の割合を3割以上入学させるために、一元的入学選抜方式を採用し、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮できるよう、書類審査と面接のみによる選抜を行うこととしている。

面接や既修者認定試験等、集合試験の日程については、社会人志願者の便宜を考えて、土日等の休日に設定している。また社会人向けの広報活動を行っているほか、学内外での説明会においても、社会での実務経験豊かな人物に多く入学して欲しい旨呼びかけている。説明会参加者の中には熱心な社会人が多数おり、電話やメールでの問合せも社会人からのものが多い。

2. 自己点検・評価

本法科大学院は、他学部出身者や社会人を広く受け入れることを基本に置いている。しかし、その一方で、他学部出身者や社会人というだけで人数枠を設け、その他の志願者より優先的な取り扱いをすることはしていない。本法科大学院が受入れを目指す学生の資質についてはすでに述べたとおりであり、他学部出身者や社会人にもその資質の具備が求められるからである。しかし、合格判定基準においては、出身学部がどこであるかによって不利となることはなく、学部成績の評価なども法学部か否かで区別していない。また社会における活動や、資格については積極的に評価することとなっており、この点は実務経験を有する社会人にとって有意に働く要素となっている。このように多方面にわたる要素を評価することにより、他学部出身者ならびに社会人の割合の確保は可能と考えられ、現状ではほぼそれを充足していると

評価できる。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

3-1-1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1. 現状

学生収容定員数：900人

専任教員総数： 71人²¹

専任教員の適格性については、専任教員の採用時においては、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」²²にしたがって、審査委員会が専任教員候補者の適格性についての実質審査を行い、その審査報告にもとづき教授会において最終判断を行っている。審査においては、担当科目を教えるに相応しい教育能力があるかどうかを、研究業績あるいは実務経験だけでなく、教育実績を含めて多角的に審査をしている。設置申請時においても同様の適格性の審査を行った。また派遣裁判官教員あるいは派遣検察官教員についても司法研修所等での教官経験など教育経験のある者の派遣を要請している。

法科大学院の自己点検時においては、各専任教員から提出された「個人調書」をもとに、自己点検評価委員会が、形式的審査を行った。

専任教員とその担当科目は、別紙「教員一覧」の通り。

2. 点検・評価

学生900人に対して求められる専任教員数は60人であるから、教員人数の割合は基準を満たしている。

教員の適格性については、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」²³、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」²⁴、「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」²⁵及び「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」²⁶に定める資格要件及び手続にしたがって審査が行われており、問題点はない。

ただし、テニユアを付与されている専任教員の適格性については、制度的に検証することができるのか否かを含めて検討をしなければならない課題であると認識している。

²¹ 別紙「教員一覧」、「教員個人調書」。

²² 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」。

²³ 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」

²⁴ 別添資料4「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」

²⁵ 別添資料4「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」

²⁶ 別添資料4「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」

3. 自己評定

合

4. 改善計画等

基準3-2-1との関連においても、教員の授業負担を軽くする必要を痛感しており、専任教員の増員と法学学術院専任教員との併任を解消することが急務である。専任教員の増員については、2007年4月に、6名の専任教員（うち、1名は任期付き専任教員・実務家教員）の新規嘱任を決定している。なお、さらに専任教員3名の増員を計画している。併任についても、理事会との間で併任解消について話し合いを進めているところである。

3-1-2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1. 現状

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法のそれぞれの分野に該当する各科目について、各教員の科目適合性については、別紙「法律基本科目担当者一覧」の通りである。

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	公法系 4名		4名	2名	2名	刑事法系 4名	
実員数	4名	2名	12名	7名	4名	5名	3名

2. 点検・評価

現状に記述したとおり、法律基本科目を担当する各専任教員は、いずれも科目適合性の観点から適格性を充足しているものと思われる。

法律基本科目に関する各分野について、必要とされる専任教員数は、公法系4名、刑事法系4名、民法に関する分野4名、商法に関する分野2名、民事訴訟法に関する分野2名以上であり、上記表のとおり、各科目とも必要教員数を充足している。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

基準3-1-1の改善計画で述べたように、2007年4月に専任教員6名を新規嘱任することが決定しているが、そのうち民法担当者が2名、商法担当者が1名、民事訴訟法担当者が1名、刑法担当者が1名である。

3-1-3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1. 現状

法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員（以下、「実務家教員」という。）の数は12名であり、現在の実務家教員数は21名である。

実務家教員についての各教員の実務経験については、別紙「実務家教員実務経験一覧」の通りである。

2. 点検・評価

「現状」で述べたとおり、実務家教員の要件である「5年以上の実務経験」の該当性および割合につき問題はない。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

実務家教員21名のうち、任期付き専任教員〔客員教員（専任扱い）〕の教員が17名であるので、安定的に実務家教員を確保するために、周到的な人事計画を策定することが必要であり、そのための人事計画策定を人事委員会で検討している。

3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。

1. 現状

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	69名	2名	71名	20名	1名	21名
計に対する割合	97%	3%	100%	95%	5%	100%

本法科大学院における教授の専任教員に占める割合は、上掲の表の通りであり、各教授は、いずれも本法科大学院が定める「教授」の資格要件を満たしている。

本法科大学院における「教授」の資格要件は、次の通りである。

研究者教員については、「大学の助手、専任教員、研究機関の研究員または当該専門科目の分野につき専門職であった期間が10年以上であり、かつ、研究科において担当すべき科目につき10年以上の研究歴を有する者」²⁷との資格要件を定めている。

実務家教員については、「判事、判事補、検事、弁護士、その他の法律関係職にある者で、10年以上の実務経験を有し、研究科において担当すべき科目につき卓越した実績を有する者」²⁸との資格要件を定めている。

本法科大学院の助教授である者が教授に昇任する場合は、「担当する科目について、卓越した研究業績ないし実務経験を有するとともに、優れた教育を実践」²⁹し、かつ「本研究科助教授であった期間が5年以上である者。ただし、研究科嘱任前に助教授であった者は、その期間を本研究科助教授であった期間に積算する」³⁰と、その資格要件を定めている。任期付き専任教員である客員助教授（専任扱い）の客員教授（専任扱い）への昇任についても、その者の在職が5年に満たない場合でも、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則第7条に定める各号の一の資格を満たした者」³¹も、被推薦資格を有するとして

²⁷ 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第4条

²⁸ 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第7条

²⁹ 別添資料4「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」第3条

³⁰ 別添資料4「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」第4条

³¹ 別添資料4「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」第6条

いる。

教授資格の認定は、審査委員会³²、派遣教員にあっては推薦委員会³³において、教授資格要件を満たしているか否かの審査が行われ、その審査報告を受けて教授会で最終的判断をする手続となっている。

2. 点検・評価

専任教員に対する教授の割合は、97%であり、各教授とも教授として適格である。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

³² 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第12条乃至第16条

³³ 別添資料4「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」第5条。

3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1. 現状

		40 歳以下	41～50 歳	51～60 歳	61～70 歳	71 歳以上	計
専任教員	研究者教員	1 名	1 5 名	2 6 名	8 名	0 名	5 0 名
		2 %	3 0 %	5 2 %	1 6 %	0 %	100 %
	実務家教員	1 名	9 名	7 名	4 名	0 名	2 1 名
		5 %	4 3 %	3 3 %	1 9 %	0 %	100 %
合計		2 名	2 4 名	3 3 名	1 2 名	0 名	7 1 名
		3 %	3 4 %	4 6 %	1 7 %	0 %	100.0 %

2. 点検・評価

教員の年齢構成につき、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から現状に問題はない。

本法科大学院における人事は、研究科人事委員会が、法科大学院設置基準、同認証評価基準および研究科が設置する科目等に照らして策定した人事計画により、具体的条件を提示して、候補者の推薦を求める研究科内公募の形式を採っており³⁴、教員として優秀な人材の確保ができているものと考えている。

現状の教員の年齢構成については特段改善を要する問題はないが、10年後の年齢構成を考えたとき、教員の補充に際しては、45歳以下の若手教員を積極的に採用することと、次世代を担う法科大学院教員の養成が大切であると考えている。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

次世代を担う法科大学院教員の養成をすすめることとしたい。しかし、そ

³⁴ 別添資料4「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第9条、第11条。

のためには環境の整備も必要となる。

専門職大学院設置基準では、法科大学院の専任教員は平成26年度年からは博士課程の研究指導ができないこととなるため、法科大学院修了者の中から法学研究者を養成しようとする場合には、法科大学院に「助教」³⁵をおき、法科大学院専任教員の指導の下で研究に専念できるようにすることが極めて重要となる。「助教」の制度を利用し、法科大学院修了生を研究者に養成するプロセスとしては、概ね、次のようなプロセスが考えられるところである。

法科大学院修了者を法学研究者として育成する場合には、一定期間、研究に専念させる必要がある。研究者志望の法科大学院学生には、在学中に、将来専門とする分野の論文指導を受けて、リサーチ・ペーパーを執筆するとともに、「助教」に嘱任後、（場合によって国内研究・在外研究等の制度も利用して）教授の個別指導を受けながら、3年程度、専門とする分野の研究に専念して、論文を執筆し、研究成果を発表することが必要であると考ええる。この間に、1年間、司法研修所で修習を受け、法曹資格を得る者もいよう。4年目・5年目は、ひきつづき研究を更に進めるとともに、法科大学院での教育（例えば演習科目など）を担当し、教育的スキルを身につけることが期待されることになる。

しかしながら、法科大学院研究者教員の後継者養成の一環として、「助教」制度を利用しようとしたとき、二つの克服すべき課題がある。一つは、法科大学院の教員資格としておおむね教育経験5年以上であることが求められており、法科大学院修了生の「助教」に法科大学院の教育を担当させることができないことである。二つめは、法科大学院を設置する私立大学がかかる方法による法学研究者の養成が可能とするためには、研究に専念し、授業を担当しない「助教」が、私立大学等経常費補助金一般補助の対象とならない可能性があることである。

この二点については、次世代を担う研究者教員養成のために、文部科学省等の関係機関の理解と改善をお願いするところでもある。

³⁵ 学校教育法第58条第8項。

3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1. 現状

性 別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	48名	20名	46名	27名	141名
	96%	95%	92%	82%	
女	2名	1名	4名	6名	13名
	4%	5%	8%	18%	
全体における 女性の割合	4%		12%		

2. 点検・評価

現在の教員のジェンダー構成が、直ちに教育の多様性や教育・研究水準の維持発展に支障をきたしているとは一概に言えないが、本法科大学院が、女子学生の全在籍学生に対して占める割合が約40%と比較的高いことを考えると、女性の専任教員が3名であることは、消極的評価とならざるを得ないと考える。しかしながら、女性の法学研究者が男性に比べて極めて少ない日本の現状を考えたとき、適材の女性研究者教員を確保することは困難な状況にあるが、教員のジェンダー構成の適正化を考えて、新規嘱任教授については、女性教員の採用に努力をしている。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

2007年4月に1名の女性教員を教授に嘱任することが決定している。

3-2-1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる
程度の適正なものであること。

1. 現状

平成16年前期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	10.09	6.24	1.00	0	1コマ 90分
最 低	0	0	0.54	0	
平 均	5.73	1.63	0.85	0	

平成16年後期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	10.00	12.00	1.00	0.54	1コマ 90分
最 低	0	0	0.54	0.54	
平 均	6.04	2.99	0.96	0.54	

平成17年前期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	12.00	9.29	3.00	1.00	1コマ 90分
最 低	2.00	0	1.00	0.20	
平 均	7.14	2.73	1.64	0.71	

平成17年後期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	11.00	7.27	3.00	1.59	1コマ 90分
最 低	0	2.05	0.54	0.54	
平 均	6.85	4.12	1.22	0.98	

平成18年前期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	11.07	7.74	4.00	1.80	1コマ 90分
最 低	2.23	0	0.54	0.27	
平 均	6.98	3.35	1.52	0.92	

平成18年後期 教員担当コマ数

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	10.09	8.41	3.00	1.54	1コマ 90分
最 低	0	2.61	1.00	0.54	
平 均	6.64	4.80	1.27	0.97	

- [注] 1 教員が当該大学において担当する週当たりの最高、最低及び総平均授業時間（コマ数）を記載した。
 2 専任教員については、早稲田大学における担当コマ数を、兼担・兼任教員については、本法科大学院での担当コマ数を記載した。
 3 兼担・兼任教員については、本法科大学院で授業を担当する学期のみ記載をした。

2. 点検・評価

「法務研究科教員の服務等に関する内規」において、「教員は、本学において通年で16単位（1週平均4時限（1時限は90分とする））以上の各授業科目および研究指導（以下、「授業等」という。）を担当することを原則とし、「通年で30単位（1週平均7.5時限）を超えて授業等を担当することはできない」としているが、本法科大学院の多くの教員が法学部・大学院法学研究科の授業を兼担しており、この制限を超える教員もいる。同内規では、そうした場合には、「通年で30単位（1週平均7.5時限）を超えて授業等を担当しなければならないときは、その理由を附して研究科長に申請をしなければならない。研究科長は、教授会の承認を得て、これを許可するものとする」と定め、やむを得ない場合に限り、これを認めることとしている³⁶。

概ね、担当授業時間数が、授業の準備等に要する時間等も考えて適当である教員がほとんどであるが、授業担当コマ数が10コマを超える教員も数人おり、学生アンケートでも授業の準備についての若干の不満が現れている³⁷。法学学術院の理解を得ながら、早急に改善をしなければならない点であると認識している。

³⁶ 別添資料4「法務研究科教員の服務等に関する内規」第5条

³⁷ 別添資料13「2006年度前期学生アンケート」

3. 自己評定

B

4. 改善計画

教員の授業負担を軽くする必要を痛感しており、専任教員の増員、法学学術院専任教員との併任解消及び法学学術院兼担の軽減が急務である。専任教員の増員については、2007年4月に、6名の専任教員（うち、1名は任期付き専任教員・実務家教員）の新規嘱任を決定している。なお、さらに専任教員3名の増員を計画している。併任についても、理事会との間で併任解消について話し合いを進めているところであり、法学学術院に対しては、2007年度の学科目配当において、特段の配慮をお願いをしたいと考えている。

3-2-2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1. 現状

(1) 人的な支援体制

教員総数	職員総数	TA の総数
71名	17名	38名

- [注] 1 「職員」とは、学校法人との契約関係に基づき、法科大学院の事務を担当している者を指します。専従者、派遣職員、パート等を含み、雇用形態は問いません。パートの人数は、フルタイムの人数に換算してください。
- 2 「TA」とは、教育的配慮の下に、法科大学院の学生に対する教育的補助業務を行う者を指し、その名称を問いません。なお、上欄の「TA」の代わりに、当該法科大学院における名称を記載してください。

教員の教育研究及び学生の学修を支援するためのスタッフとして、職員（専任職員・嘱託職員・派遣職員）17名とティーチング・アシスタント（TA）38名が配置されている。この他、入試業務を支援するため、あるいは奨学金登録等の業務を支援するために、季節的パートタイム職員25名がいる。

TAは、各教員の希望により授業やその準備等を支援するためのTAと事務所での教材作成や授業補助（法廷教室の機器類の操作等）のために配置されているTA（一般TA）がいる。TAは総時間数で予算化されており、今年度、本法科大学院に割り当てられた総時間数は7,500時間である。

期末試験のときには、TAとは別途に、博士後期課程在学生から補助監督員を募集し、各教員の期末試験の実施を支援している。

チュートリアル制度及びアカデミック・アドバイザーリー制度については、基準8-2-1で触れられる。

授業で配付する教材・レジュメの作成は、基本的には、各教員が「法科大学院教育研究支援システム」に掲載をすることになっているが、著作権法上の問題もあり、事務所に対して教材等の作成を依頼することも少なくない。依頼のあった教材等については、一般TAが印刷し、各教員がそれを教室で配付する場合と事務所でそれを配付する場合がある。事務所で配付する教材については、当該科目の履修であるか否かを確認のうえ、事務所カウンターで配付している。教材の中には回収を義務づけられている教材もあり、そうした教材については事務所で回収を行っている。

授業で配付する教材等の作成について、「法科大学院教育研究支援システム」に掲載することで、事務所での教材等の作成の事務量はかなり軽減されている。2005年度前期には、試行的に業者に著作権処理を委託して、CD-ROMによる教材作成を行ったが、費用が高額であることと、こうした教材作成に消極的な出版社も多く、本格的に導入するにいたっていない。

「法科大学院教育研究支援システム」掲載の教材にしる、CD-rom 教材にしる、学生は紙媒体に転換をして保管するため、学生たちは莫大な量の教材等をプリントアウトすることになる。打ち出し専用のプリンタを10台用意しているが、プリンタの印刷限度枚数（交換の目安）を1年で超えてしまい毎年、プリンタを交換している。また、トナーの消費量も多く、そのメンテナンスのための人的体制も必要であり、一般 TA 等を活用している。

（2）施設・設備面での体制

専任教員・兼任教員には、個人研究室と PC が貸与され、PC は学内 LAN に接続されており、「法科大学院教育研究支援システム」にアクセスする環境が整っている。「法科大学院教育研究支援システム」については、学外においても2台の PC からアクセスが可能な設計となっているため、自宅の PC でも、教材を提示することが可能である。また、研究室棟8号館の偶数階には、コピー室が設置されており、コピーの作成が研究室の直近でできる体制となっている。

兼任教員には、学内 LAN に接続された PC、プリンタ、コピー機が教員室に設置されており、これらの機器類を使用して、教材作成、「法科大学院教育研究支援システム」への教材掲載も可能である。

事務所での教材の印刷製本等に対応するため、印刷室が設けられている。

学生が、「法科大学院教育研究支援システム」に掲載された教材や Web 上のデータ（判例・雑誌記事等）を印刷するためのコーナーを自習室の前に用意し、10台の PC・プリンタを配置してある。このほか、学内には学生共用コンピュータ室が数多くあり、24時間365日開室（メンテナンスのための閉室あり）しているコンピュータ室もある。

各教室には、学内 LAN に接続された PC、書画カメラ、VTR 等の AV 機器が用意されている。法廷教室には、法擬裁判等の映像教材の作成のため、4台の自動録画カメラと収録装置及び映像編集機器が設備されている。また、遠隔地との同時双方向の授業に対応できる教室も用意されている。

2. 点検・評価

教員の教育支援体制は、各個々の職員や TA の努力により、必要とする支援は十分に確保されている。

しかしながら、151名の教員と820名の学生を抱え、351クラスの学科目を展開している本法科大学院の教員の教育研究及び学生の学修を支援する人的体制としては、なお不十分であると認識している。取りわけて、職員については、夜遅くまでの勤務が常態化しており、労働条件の改善が望まれるところである。週休二日制が完全実施され、土曜日出勤の職員について

は、振替休日を取ることにしているため、事務所内での担当者がそろわず事務が一部停滞することもあり、変則的週休二日制の運用については、なお改善の必要があるように思われる。

設備・施設の面では、事務所のスペースが極めて狭隘であり、職員が休憩をする場所も十分に確保されていない。この点については、再三にわたり理事者に申し入れをしている処であるが、未だに具体的実現を見ていない。

また、教材等の作成については、どのような方法を採用することが、教員・学生・職員にとって、もっとも好ましい方法であるのか、模索をしているところである。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

職員の増員と事務所スペースの拡充を理事者に要求しているところである。

3-2-3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1. 現状

(1) 人的な支援体制

大学改革推進等補助金（法科大学院形成支援プログラム）のプロジェクトを円滑に推進するために、プロジェクト支援室を置き、客員講師 1 名、客員研究助手 4 名、派遣職員 1 名を配している。また、私立大学研究高度化推進事業費、科学研究費補助金等の競争的資金により、それぞれのプログラムで研究補助員（RA）あるいは学生アルバイトを雇用し、研究の推進をはかっている。

研究費等の財務処理は、法科大学院事務所の職員 4 名が担当している。

(2) 経済的な支援体制

専任教員が個人で行う学術研究を助成するため、個人研究費として年間 423,000 円、学会出張補助費として 90,000 円、海外学会出張補助費として 110,000 円、複写代補助費として、半額補助（個人研究費支出の範囲内）が支給されている。このほか、専任教員が個人または共同で行う研究に対し、大学が助成する特定課題研究助成費（40 万円～500 万円）があり、新任の専任教員は優先的に助成を受けることができる。学会活動を支援するための学会経費補助金・大会開催補助金・懇親会補助金、学術論文掲載料補助費、学術出版補助費、講演会に対する補助金などの支援もある³⁸。

図書館の図書費・図書資料費・データベース資料費予算は、年額 11 億 4700 万円である。うち、法学系図書予算が年額 7,843 万円である。本法科大学院については、完成年度までは別途 1,000 万円が図書費・図書資料費・データベース資料費として予算配分されている。

外部の競争的研究資金の獲得も行われており、本学研究推進部が中心となって、競争的研究資金の獲得のための支援体制もできている。

(3) 施設・整備面での体制

8 号館に個人研究室があり、広さは 25.41～21.12㎡である。

学術情報センター（中央図書館）、高田記念研究図書館、法律文献情報センターが所蔵する法律関係の図書雑誌類は、国内有数の充実度であり、慶應義塾大学・同志社大学・一橋大学と図書館協定を結び、教員学生が相互に利用可能となっている。更に、ILL(Inter Library Loan)により、早稲田大学図書館が所蔵しない図書・雑誌記事については、内外の図書館から現物の借用・

³⁸ 別添資料 34『研究助成ガイド<概要>2006 年度』

複写依頼のサービスを受けることができる。

中央図書館には教員専用の個室閲覧室があり、高田記念図書館には教員専用の閲覧室がある。

図書館が提供するデータベース（「DB・電子ジャーナル」）及び「法科大学院教育研究支援システム」の「ローライブラリー」が提供するデータベースについては、研究室及び自宅のPCから利用することができる。

（４）時間的な配慮

専任教員（任期付き専任教員は除く）は、専攻する分野の研究に専念し、それによって研究・教育を向上させることを目的として、大学が設けている特別研究期間制度を利用できる³⁹。この特別研究期間制度のほかに、学術交流協定に基づいて研究のため海外の研究期間へ派遣する交換研究員及び協定大学において講義を行うために派遣される交換教員の制度がある。35歳未満の若手専任教員については、海外留学の制度もある。文部科学省の「海外研修派遣事業」により、専任教員を海外に派遣する制度、学術振興会科学研究費補助金等の競争的資金による研究活動、国際会議への参加等のための海外出張の制度もあり、これらの制度は、活発に利用されている。

（５）紀要の発行

本法科大学院と法学学術院の教員・学生で構成される早稲田法学会が発行する「早稲田法学」・「早稲田法学会誌」がある。「早稲田法学」は、年4回発行され、助手と専任教員が執筆することができる。「早稲田法学会誌」は、年2回発行され、大学院学生、助手、専任教員が執筆することができる。法学会に対して出版経費の一部として年額200万円を法務研究科が支出している。

（６）各種研究所との連携

本法科大学院の専任教員が研究員となっている学内の研究所として、早稲田大学比較法研究所をはじめ多数のプロジェクト研究所がある。

なかでも、比較法研究所は、わが国および諸外国の法制の比較研究を通じて、わが国の法律制度および法学の研究・教育の発展に寄与するとともに、世界の法学の発展に貢献することを目的に1958年に設立された研究所である。同研究所は、講演会・国際シンポジウムの開催、機関誌「比較法学」、「比較法研究所叢書」、英文年報「Waseda Bulletin on Comparative Law」の発行など、独自の研究活動を行っている。本法科大学院の専任教員は、この研究所の兼任研究員となっており、専任教員の重要な研究拠点の一つとしての役

³⁹ 別添資料4「特別研究期間制度に関する規程」、「特別研究期間制度に関する規程運用要綱」、「法務研究科特別研究期間制度に関する内規」。

割を担っている。

2. 点検・評価

教員の研究活動を支援するための制度や環境については充実していると考えている。しかしながら、法科大学院の立ち上げ時であるので、授業の準備や法科大学院の運営に割かなければならない時間が多く、個々の教員についていえば、研究時間を確保することが困難な状況にあることは否めない。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

4-1-1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 取り組み体制

① F D委員会

教育内容・教育方法の改善活動の取り組み体制として、法務研究科規約14条別表第1に基づき、F D委員会を置いている。F D委員会は各種F D活動（組織的研修、授業の相互参観、学生アンケートの実施）を企画立案し、教員に通知の上実施し、その結果をF D委員会が取りまとめ教授会に報告している。

F D委員の任期は2年、委員は当初3名であったが、F D活動の重要性に鑑み、2005年度からは5名の委員で活動している。F D委員会の委員長には、必修科目である法律基本科目担当の専任教員が就任し、委員（委員長を含む）には、民事系2名、公法系1名、刑事系1名、実務系1名（実務家教員）の委員が就任している。職務上の委員として教務担当教務主任が参加している。

F D委員会の活動は、随時、教授会において報告し、意見を求めるとともに、重要な決定事項については教授会の承認を受けている。F D活動に対する理解を求め、F D活動の改善に資する意見を聴取するため、必要に応じ、専任教員が参加する拡大F D委員会を開催している。

F D活動の記録は、法務研究科事務所において保存している。

② 教学懇談会等

系毎（民事、刑事、公法等）のF D活動を行う組織として、法務研究科規約第14条別表第2に基づき、民事法系、企業法系、刑事法系、公法系、社会法系、基礎法・先端展開系、臨床法学・実務基礎系、日本法特殊講義の8つの教学懇談会を置いている。教学懇談会では、カリキュラムの編成を検討するとともに、教育内容・方法の改善に向けた調整・検討（教材の共通化、シラバスの調整、双方向・多方向授業の活用程度の調整）を行っている。

このほか、同一科目複数クラスの担当者が自発的に集まって、科目毎のF D活動を行っている。

(2) 取り組み内容

① F D 委員会の活動概要

F D 活動の具体的な取り組みは、上記各 F D 組織により異なるが、いずれも、「教え方の」改善、「教える内容」の調整、学生にかかる負荷の適正化を活動の目的としている。

F D 委員会は、研修会の開催、授業の相互参観、授業アンケートの実施について、それぞれ担当者を決めて作業を行うとともに、これらの実施要領の決定、授業アンケートの結果の検討、および教授会への報告のために 2 か月に 1 回程度、委員会を開催している⁴⁰。

② 研修会の開催

「知って得する F D の集い」と題する教員研修会を年に 1 ～ 2 回、開催している⁴¹。研修会においては、(a)教育支援システムの説明会、その有効性の検討、(b)授業ビデオの観覧、講義内容についての意見交換、(c)試験の実施およびその教育へのフィードバック方法についての意見交換等を行っている。

これまでに開催した「知って得する F D の集い」の参加人数は、毎回、概ね 40 名程度である。

③ 授業の相互参観（見学）

まず、授業期間中、教員がいつでも相互に授業を見学できることについて教員間に了解がある。

F D 委員会では、前期・後期に各 1 回ずつ、授業参観（見学）の実施要領を定め、2 週間の期間を設定して、授業の相互参観を実施している。その概要は概ね次のとおりである⁴²。

参観対象となる授業は、2004 年度、2005 年度は必修科目に限っていたが、2006 年度は全科目に拡大した。このため、2004・2005 年度においては、参観の希望者がいなかった必修科目については、F D 委員会・研究科運営委員会の委員が参観を行った授業もあったが、2006 年度は、そのような取扱いをしなかった。専任教員および兼任教員は参観をすることとし、他学部等の非常勤教員にも参観することを推奨している。参観者は所感を事務所へ提出し、これを対象教員へ配付する。2004 年度には、自己の授業をビデオにとり、事務所学務係においてこれを保管し、教員の閲覧に供することによって、相互参観に替えるものとした。

授業の相互参観実施後は、F D 委員会において、授業参観の目的、範囲、結果の活用方法等について検討を行っている。具体的には、(a)授業改善に

⁴⁰ 別添資料 12「FD 委員会開催通知」（各回）参照。

⁴¹ 別添資料 12「知って得する FD の集い」（実施要領）、同（お知らせ）参照。

⁴² 別添資料 12「相互授業参観について」（実施要領）、同（お知らせ）参照。

役立てる観点からすると、授業参観（見学）は、見られる方に重点を置き、見られることにより参観対象授業の改善を促すことを主な目的とするべきか、見る方に重点を置き、見ることにより参観者の授業の改善を促すことを主な目的とするべきか、(b)授業参観の範囲を限定することにより、必修科目について必ず授業参観が行われるように確保すべきか、範囲を限定しないことにより授業参観を行う教員の数（実施率）を向上させるべきか、(c)参観者による所感の提出を義務づけることにより、参観対象授業の改善を促すことを重視すべきか、所感の提出を義務づけないことにより実施率を向上させるべきか等の検討を行った。

「授業の相互参観」制度については、より多くの教員が参加し、かつ授業改善に効果が上がる方策を探っている。授業改善の効果については、基準4-1-2 2. ①（授業アンケート）の項目を参照されたい。

④ 外部からの見学者

本法科大学院では、日弁連法務研究財団評価員（研修）、司法試験委員会委員長、司法研修所教官、大学評価・学位授与機構、他の法科大学院教員などの外部からの見学者を多数受け入れている⁴³。これらの見学者による授業参観は、見られる側の授業改善に役立っている。

⑤ 外部研修会への参加等

事務所・教務担当教務主任より、司法研修所、法科大学院協会等が主催する外部研修会を各教員へ連絡し、その参加を促している。

このほか、本法科大学院の教員は、法科大学院教育の研究誌において教育方法に関する座談会等に出席し、主導的な役割を果たしている。

⑥ 定期試験の教育への活用

定期試験答案の学生への返却について、FD委員会においても検討し、答案の返却を推奨している⁴⁴。

2. 点検・評価

(1) FDの取り組み体制

FD委員会の構成、組織は適切に行われている。FD活動をFD委員会に任せきりにせず、教学懇談会、科目毎の教員らによっても活動が行われている点、全教員が参加して改善に向けた議論を行う拡大FD委員会を開催している点は、高く評価できる。

⁴³ 別添資料33「梓 Waseda Law School News Letter」2号6頁（2005年）を参照。

⁴⁴ 別添資料12「定期試験の成果の活用に関するお願い」。

(2) F Dの取り組み内容

① 研修会

研修会は、多くの教員が関心をもって参加できるよう工夫されている。講義内容についての意見交換は活発に行われており、各教員の授業に生かされている。とくに、新たに授業を担当する教員にとって、研修会は有益なものであるとの感想が多い。参加人数は毎回40名前後であり、参加者が研修の効果を享受するのに適正な規模で行われている。

② 授業の相互参観

授業の相互参観は、それぞれの教員が授業の内容・方法を工夫する上で有益であったとの意見が多く聞かれたところから、教育改善に効果をあげていると認められる。ただし、授業参観に赴く教員の数、授業参観が行われた授業の数は必ずしも多くない⁴⁵。この点については、1.(2)③に記載したように、F D委員会において不断の分析・検討が行われている。F D委員会による分析は概要、次の通りである。

2004年度は、授業の相互参観の目的・効果がすべての教員に理解されているとはいえなかった。2005年度になると、この点の理解は概ね得られたと考えられるが、必修科目を参観対象としたため、必修科目を担当していない教員の参観率が低いこと、および一部の教員に、授業の相互参観は授業の相互監視・評価を行うものとの認識があり、そのような相互参観制度自体に対する否定的態度が実施率に表れたものと考えられる。2006年度は、このような認識を払拭するため、授業の相互参観は授業内容・方法が優れている授業に触れることによって、自己の授業について内発的な改善を促すものである（見られることよりも見ることに意義がある）との意識を持ってもらうため、制度の名称を「授業の相互見学」と改め、実施科目を全科目に拡大した。それにも拘らず、全体の実施率が低くなったのは、すでに2年度（4回）の相互参観を実施しており、多くの教員が参考となる授業をすでに参観していたためと思われる。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

授業の相互参観の実施率が低い点には改善の余地がある。

⁴⁵ 別添資料 12「授業相互参観の予定表」。

FD委員会としては、開講科目数が多いことから、全開講科目・全開講クラスについて授業相互参観を実施することは、もとより不可能であること、「授業の相互参観」の「授業改善」に及ぼす効果は、実施率の高低のみで決まるものではないことを認識しつつ、授業参観期間の時期設定、周知の方法、所感提出のあり方等を工夫することによって実施率を向上させることができないか検討中である。

- 4-1-2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 調査方法

① 授業アンケートの実施

F D委員会が主体となって学生アンケートを実施している。アンケートは、前期・後期の各1回、授業の後半の時期に、無記名で行っている。2004年度はアンケート用紙を配付し、授業期間終了後に回収した。2005年度は、大学のWebサイトを通じて、2006年度は教育支援システムを用いて、授業期間中にWeb上でアンケートを実施した。アンケート項目は、前回の結果を踏まえてF D委員会において検討の上定めており、総合評価を聞く項目や自由記載欄もある⁴⁶。回収率は、3～4割程度である⁴⁷。

2005年度は、拡大F D委員会において、アンケート項目のあり方、およびアンケート結果に対する対応を協議した。

② 学生の要望の把握

授業に関する研究科執行部への相談手段として、面接、書面のほか、目安箱的なメーリングリストを活用して、学生の要望を随時に把握するよう努めている。メーリングリストは執行部と事務担当者を宛先としており、これを通じて1日に数通のメールを受け取っている。教員は、オフィスアワーにおける学生との面談を通じて個別の授業に関する学生の要望を把握することができる。2004年度は、研究科長と学生との昼食会を定期的で開催した。また、2004・2005年度は、学生と執行部との間で対話集会を開催した。研究科事務所においても、苦情・相談を常時受け付けている。

(2) 調査結果の活用方法

① 授業アンケート

授業アンケートの結果は、事務所で集計し、各教員分を、自由記載欄とともに各教員へ配付している。2004年度は、アンケート結果に対する所感の提出を各教員に求め、それを教員間で共有した。

⁴⁶ 別添資料13「授業アンケート」。

⁴⁷ 別添資料13「アンケート結果」。

F D委員会においてアンケート結果を分析し、分析結果を教授会へ報告するとともに、各教員へ配付している⁴⁸。分析結果は、教育支援システムを通じて学生に開示している。

② 学生の要望の把握

これまで、個々の授業に対する要望のほか、授業アンケートの実施方法・フィードバックのさせ方に関する要望もあり、それぞれ執行部またはF D委員会において対応している。たとえば、学生から授業に対する要望が寄せられたことを契機として、教員側の負担との関係をも考慮して教員の交替をはかった例があり、基準5－1－1に述べたように2007年度から新カリキュラムを実施するが、その策定においても学生からの要望が取り込まれている。授業アンケートの実施方法については、F D委員会で検討の上、学生に回答した⁴⁹。

2. 点検・評価

(1) 授業アンケート

授業アンケートの項目は、過去の結果・要望を踏まえて改善されてきており、学生による授業評価を把握するのに適切なものになっている。授業アンケートは学生による評価のみを聞くものではない。予習・復習時間を調査することにより学修の状況、科目間における負担の格差等を知ることができる。教育環境に関する回答は、教育設備の改善のためのものである。同一教員の授業の満足度が前年に比べて著しく向上している例があり、F D活動の成果を確認することができる。授業アンケートの結果を各教員に知らせるだけでなく、分析を加え、分析結果を公表することは、効果的なF D活動として高く評価できる。教員側の反応をみると、自由記載欄の記載が各教員の授業改善に及ぼす影響に大きなものがある。

授業アンケートの結果が科目間の比較が可能な形で各教員に示されていない点は、改善の余地があるかも知れない。ただし、授業アンケートは授業を評価するためのものではなく、各教員が自己の授業改善の資料にするためのものであるから、教員へのフィードバックのあり方は、授業改善の実際に照らして行わなければならない。この観点からすれば、現在の授業アンケートの公表方法は、十分な効果をあげていると評価できる。

アンケートの回収率が必ずしも高くないことは、制度として問題が残る。授業時間の一部を用い、紙媒体でアンケートを実施すれば回収率が向上するとの考え方もありうる。しかし、アンケートの匿名性を確保するためには、

⁴⁸ 別添資料 13「授業アンケートのまとめ」(各回)

⁴⁹ 別添資料 13「授業アンケートに関する要望への回答」(F D委員会)

自由記載欄の記載を電子化する作業を事務所において行う必要があるし、本法科大学院は学生数が多く、教員・クラス数も多い。このため、紙媒体でアンケートを実施すると、その集計および電子化の作業が膨大なものとなり、本法科大学院事務所の処理能力を超える。したがって、本法科大学院において授業アンケートを紙媒体で行うことは現実的ではない。また、2005年度については、Web 上でのアンケートの回答について技術的な問題があったこと、2006年度前期については、教育支援システム上でのアンケートでは回答者が判別されとの噂が学生間に流れたこと（事実は、匿名で集計されている）が、回収率の低さにつながっている。

アンケートが授業の後半に行われ、集計や分析に時間がかかることから、アンケート結果がその期の授業に生かされていないとの不満、自由記載欄に記載された個別の要望に対して教員がどのような対応をとったのか、学生が知る機会がないとの不満が、一部の学生にあること⁵⁰が関係しているのかも知れない。もっとも、どの回のアンケートにおいても、学生の評価の大勢を知る上で十分な数の回答は得られている。

（2）学生の要望の把握

学生の要望を把握するために多様な手段が用意されており、丁寧な対応がなされている。1.（2）②に記載したように、学生の要望は的確に教育内容・教育方法の改善に役立てられている。

3. 自己評価

A－

4. 改善計画

アンケートの回答率を向上させるための検討をFD委員会において行っている。2006年度後期のアンケート実施に間に合うように、回答率を向上させるための教育支援システムの改善がはかられた。

⁵⁰ 別添資料 13「授業アンケートに関する要望への回答」（FD 委員会）を参照。

- 5-1-1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること

1. 現状

- (1) 法律基本科目群 21 科目（民事系 12 科目、刑事系 4 科目、公法系 5 科目）法律実務基礎科目群 29 科目、基礎法学・隣接科目群 30 科目、展開・先端科目群 96 科目を設置している。各科目群に配当されている科目は、別添資料 35「科目配当表」の通りである。

- (2) 学生の履修科目状況（4 科目群ごとの履修単位数の平均）

単位：単位

科目群	総履修単位数	1年	2年	3年	平均
法律基本科目	15784	29.0	26.9	0.8	19.5
法律実務基礎科目	3374	0.0	9.5	2.9	4.2
基礎法学・隣接科目	2078	5.8	1.0	0.8	2.6
展開・先端科目	7072	0.0	0.2	28.0	8.8

- (3) 法律基本科目群 21 科目（54 単位）を必修とするとともに、法律実務基礎科目については、必修 3 科目（6 単位）・選択必修 2 科目（4 単位）、計 5 科目（10 単位）、基礎法・隣接科目については選択必修 2 科目（4 単位）を設定し、先端・展開科目あるいは臨床法学など選択科目 14 科目（28 単位）を履修できるように学課目を配当している。

2. 点検・評価

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の 4 科目群全てについて科目を開設している。いずれかの科目群に偏って履修することがないように学科目配当を設計しており、学生の履修状況を見ても問題はなく、適切であると考えます。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

この3年間の経験を踏まえ、より充実した専門職法学教育を提供するために、2007年度から若干のカリキュラムの手直しを行うこととした。主な修正点は、①法律基本科目の開講学期の見直し、②法律基本科目応用演習の新設、③研究論文指導及びペーパーオプションの新設、④臨床法学教育の履修時期の変更、⑤所得税法など必要科目の新設、⑥専門法務（税務系）及び専門法務（知財系）のワークショップ登録時期の変更、などである⁵¹。

⁵¹ 別添資料 36「2007年度カリキュラム」。

5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1. 現状

本法科大学院は、標準修業年限3年を原則として、1年次には法律基本科目を、2年次には法律基本科目と実務基礎科目を配当し、法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない、基本的な法分野の学修に重点をおいたカリキュラムを用意し、この段階で、法律家にとって必要となる基礎的な法律知識を高密度にかつ集中的に学修する機会を与えている。

3年次からは、学生の多様な問題意識に対応するために、専門分野別に科目をセットした、9分野のワークショップを用意し、学生が将来の進路を考えながら、自分の志望に即した科目が体系的に学修できるシステムとなっている。9分野のワークショップ科目は、別添資料35「科目配当表」の通りである。

2. 点検・評価

理念的には、理想的な学科目配当であると考えているが、2年前期に民法系科目及び刑事訴訟法系科目が配当されていないことが、学生の体系的学修にとって好ましくないのではないかという意見が教員のなかにある。とりわけ、法学既修者認定試験に合格し、2年次科目から履修する学生にとっては、1年次科目を履修した程度の法的学力が有ることを認定試験合格の基準としてはいるが、民法系科目と刑事訴訟法系の科目が配当されていないことが、既修者認定を受けた学生の一部に、不安を感じさせているようである。

ワークショップの選択において、学生たちは、やはり司法試験の選択科目との関係でワークショップの選択を決めがちであり、学生が民事法務に集中する傾向が見られる。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

2007年度のカリキュラムにおいて、5-1-1の改善計画で示したように、民事法総合Ⅱあるいは刑事法総合Ⅱを前期科目とすることにより、若干の改善をはかることを予定している。

5-1-3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1. 現状

法曹倫理に関する科目は、下記の3科目を開設している。

「弁護士の役割と責任」2単位、2年前期必修 6クラス

「裁判官の任務と責任」2単位、3年後期選択科目 1クラス

「検察官の任務と責任」2単位、3年前期選択科目 1クラス

「弁護士の役割と責任」は、弁護士倫理を軸に法曹倫理の基礎を学ぶことを目的としている⁵²。「裁判官の任務と役割」は、裁判官志望の学生を対象とし、裁判官の具体的な職務・生活、裁判官の倫理、裁判官の役割と在り方を考えることを目的としている⁵³。「検察官の任務と責任」は、検察官志望の学生を対象とし、検察官の機能と権能を比較法的に位置づけるとともに、ロールプレイングなどの方法で観察官職の疑似体験を通じて、検察官の任務と責任を全体として明らかにすることを目的としている⁵⁴。

2. 点検・評価

開設科目の授業の概要、授業計画等を含めて、開設状況に問題はない。「弁護士の役割と責任」では、弁護士教員だけでなく、研究者教員も担当者に加わることによって、弁護士の視点からだけの講義内容とならないよう配慮がなされていることは評価されて良いと考えている。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

現時のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

⁵² 別添資料3 『2006年度講義要項』22頁。

⁵³ 別添資料3 『2006年度講義要項』184頁。

⁵⁴ 別添資料3 『2006年度講義要項』185頁。

5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1. 現状

学生が、「目指す法曹」に向けて科目を選択し履修できるように、法曹像について、本法務研究科のブローシャーや Web ページなどで、「目指す法曹像」を学生に提示するとともに、連続講演会を開催し、「目指す法曹像」の形成のための情報の提供を行っている。本法科大学院は、21世紀の日本の社会が求める「世界に通用するプロフェッション」としての、質の高い優れた法曹と、法曹資格を持った法律専門職（国際公務員・国家公務員・企業法務担当者・法学研究者）を、一人でも多く育成し、社会に送り出したいと考えており、既成の枠にとらわれることなく、その能力を発揮できる「挑戦する法曹」、すなわちさまざまな国や文化、階層を超え、多様な価値観のもとに広く世界の企業や市民の問題に、正義を以て向き合える、真のプロフェッションとしての「挑戦する法曹」を「目指す法曹像」として紹介している。

本法科大学院が目指す法曹となるために必要な科目の履修については、学生が適切に履修科目を選択することができるように、「講義要項」・「科目登録の手引き」・「科目配当表・時間割」・「研究科要項」などを学生に配付して、コース設定や履修モデルの提示などを行っている。

選択科目については、あらかじめ学生に履修科目の希望をアンケートの形で聴き、学生が履修する希望の多い科目については、クラス増設等の手段で、できるだけ希望する科目を学生が履修できるよう配慮している。

科目履修登録時には、履修相談窓口を設け、事務所学務係と教務主任が相談に応じているが、通常も個別面談やメール等を利用しての履修相談に応じている。また、高学年の学生が新入生や低学年の学生の相談に乗る自主的な組織（Welcome-LS）があり、この Welcome-LS でも、相談窓口を設置したり、メーリングリストを活用して履修相談を行っている。

2. 点検・評価

きめ細かな履修相談に応じており、問題はないと思われるが、学生の希望により、クラス増設等の手段をとることは、学生の満足度は高くなるが、どうしても学生は司法試験に多少なりとも関連する科目の履修を強く希望することが多く、カリキュラムの理念にゆがみをもたらすことにもなりかねないので、クラス増設やクラス定員の増加については慎重に検討する必要があると考えている。また学生に対しては、適切な履修選択指導を根気よく行うことが必要であると感じている。

3. 自己評定

A－

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

- 5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

1. 現状

学年別履修単位数は、次の通りである。

1年生：学年最高履修単位数36単位（前期20単位、後期20単位）

2年生：学年最高履修単位数36単位（前期20単位、後期20単位）

3年生：学年最高履修単位数44単位（前期24単位、後期24単位）

2単位の授業時間数は、1, 350分である。

平成17年度には、新会社法の公布に伴う新法補習を3年生及び2年生を対象に任意参加で、20時間行った。

2. 点検・評価

履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位であり、また、修了年度の年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は44単位である。科目登録は Waseda-net Portal システムを使って、Web 上で行っているが、このシステムでは、上記の上限を超える履修登録は自動的に排除される仕組みになっている。補講は休講を補填する措置であり、その範囲を逸脱しての補講は行われていない。また、現状で述べたように、補習も新法補習に限定をしているので、学生の自律学修を妨げるような補講・補習は行われていない。学生からは、答案練習のような試験対策的な補習授業を望む声がないわけではないが、そのような補習授業が果たして学生が望むような教育的効果があるかは疑問であり、正確な法律文書が書ける能力を養うことが肝要であると考えている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 現状

(1) 概要

学生に対する授業計画の提示は、年度の初めに配付される講義要項（おおむね一般にシラバスと称されているものに相当するものであり、これからあと単に講義要項という）および講義実施時期において随時に掲出内容が更新される教育支援システムとが大きな二つの柱をなしている。

(2) 講義要項

これらのうち、まず講義要項は、科目ごとに分野内容の概観、授業内容の概要、使用予定教材および成績評価の方法などを提示するものであり、前年度末に配付されることにより学生に科目の概要を把握させ、履修選択の指針を与える役割をも担うから、前示基準5-2-1との関係においても意義を有する。この基準6-1-1との関係において講義要項が有する意義は、授業計画の概要提示と詳細提示という2つの課題のうち、概要提示を引き受けることに見出すことができる。すなわち、講義要項の授業計画においては、すべての回について各回の講義題目が見出しの形態で提示される。

(3) 教育支援システム

これに対し、授業計画の詳細提示を担うものが教育支援システムであり、電磁的な伝達手段であることの特質から、随時に掲出内容の更新が可能である。そこでは、単に各回の講義題目が見出しで提示されるにとどまらず、その各講義題目のもとで、どのような内容が扱われるかが具体的に提示され、学生は、それを参照することにより、授業の進行の具体像を把握して授業の準備をすることが可能となる。すなわち、教育支援システムによる授業進行予定の提示は、授業計画の提示であるという側面を有すると共に、すでに授業実施そのものの前駆段階をなすものであり、そのような意味において、この基準6-1-1と次述基準6-1-2とのあいだに跨るツールである側面をもつ。

(4) 授業実施の標準像

授業を実施する教師の側が教育支援システムに授業計画の詳細提示を掲出するのは、授業を実施する日の1週間から2週間ほど前であり、また、教育支援システムにおいて教師のほうで個別の学生の教育支援システムの参照状況を観察することができるが、それによるならば、学生が掲出内容を参照し

て授業準備にとりかかるのは、おおむね授業が実施される日の 1 週間前から 3 日前ほどである。

このように講義要項と教育支援システムは、役割を分担しながら学生に対する授業計画の提示において重要な役割を担っており、おおむね講義内容において年度初に提示されていたところに即した内容が教育支援システム上において具体化され、そして、それが実施されている。実際の授業進行における双方向・多方向の展開の状況などの関係から、授業内容が講義要項のとおりに進捗展開をみないことは實際上観察されるが、深刻な乖離は見られない。また、そのような乖離が生ずることとなる場合には、すくなくとも教育支援システム上において所要の案内がなされる扱いである。

(5) 一つの具体的な授業イメージ

このように教育支援システムによる授業進行像の事前提示が講義展開において担っている役割は、非常に重要である。ここに具体のイメージを示すべく一例を掲げるとするならば、たとえば 2 年後期配当の必修科目である「民法法総合ⅢQ」の「第 4 回」の項においては、つぎのような内容が事前提示されている。

今回から 3 回にわたり、電子教材に掲出する事案を素材とする学修に取り組みます。

この回は、つぎの各事項を確認して進行します。それらのうち[5]については、指定された一人の人が板書をした内容を素材として検討します。また、その板書の作業がされているあいだ、他の諸君は、席上において提示される課題について即時に文章を起案する作業を課されます。

- [1] 本件の訴訟物は、何であるか。
- [2] 本件において権利自白は、どの事実について成立しているものと考えられるか。
- [3] 本件の争点は、要約するならば、どのようなことであると考えられるか。
- [4] そのような法律上の争点が問題とされる背景を説明せよ。
- [5] 権利自白について述べよ。その普通の自白との異同をも併せて明らかにすることを求める。

このように講義席上における進行の基本像が提示されているところから、学生は、それに即応した事前の準備をして授業当日に臨むこととなる。また、教育支援システムにおいては電磁的に調製した文書を添付することも可能で

あり、この回の場合においては、仮想事案の訴状および事実摘示例が添付文書として掲出されている。

なお、この基準の関係での資料として、「講義要項」⁵⁵および「法科大学院教育研究支援システムの取扱説明書」⁵⁶を添えることとする。

2. 点検・評価

(1) 現在の運用の全体的評価

このように教育支援システムを基調として授業計画を提示する仕組は、全体として非常に優れているものと評価することができる。具体的には、もとより授業計画の事前提示がはかられるということを指摘することができるが、くわえて二重の意味において、そのような事前提示に要する時間の面においてコストを軽減することが可能となることも見落とすことができない。すなわち、一方において、授業の席上、教師は、印刷した教材を配付する煩瑣を経験しないですむし、また、授業の実施においても、当日の進行プランをくどくど説明することなく、「教育支援システムで案内しているとおり、早速始めましょう、さて、[1]の訴訟物を正確に述べることができるのは、だれですか」というふうに内容を切り出すことが可能となる。また他方において、事前準備においての教師と学生の双方にとっての随時性の恩恵ということがある。掲出内容の更新を教師は随時にすることができ、予定内容の告知や教材の伝達のために学生と会同することは必要がない。同様に学生にとっても、自身の都合が許すときに教育支援システムに接続して予習の準備にとりかかることができる。

(2) 問題点

もっとも、このような教育支援システムの活用が実効的に行われるためには、教師と学生の双方において、一定の努力や負担が要請されることも、あわせて指摘されなければならない。教育支援システムの効率的な活用には、さほど難度の高い情報処理技術が求められるものではないが、一定程度において情報通信の仕組を使いこなす習熟が求められる。このことは、教師と学生の双方について問題となりうるが、現実には、おもに教師の側について、一部の科目において教育支援システムによる授業内容の提示が適時・適切になされていない憾みがあり、講義アンケートなどにおいて寄せられる学生の意見などにおいても、そのことへの不満が、ときに指摘される。また、そのような学生の不満と関連することであるが、教育支援システムの活用による学修は、いうまでもなく学生が個人の経済的負担で個人使用の電子計算機を

⁵⁵ 別添資料 3「講義要項」。

⁵⁶ 別添資料 39「法科大学院教育研究支援システムの取扱説明書」。

備えることを必要ならしめるものであり、この点について学生の理解を得ることもまた、留意されなければならない課題である。

また、こうした問題点とは性質を異にする課題として、一部の科目においては、相当分量の判例について原文を参照することを厳しく求めるところから、かえって教育支援システムでの探索が非常に学生にとって負担感のある作業となり、またプリントアウトなどの関係でも若干の問題を生ぜしめている。

3. 自己評価

A-

4. 改善計画

教育支援システムの使用法についての実演を伴う説明会は、2005年度は、教員に対して年度初に一回実施し、その機会においては、単に技術的な説明のみではなく、教育支援システムの効果的な活用が授業の効果向上にとって有益であることについて教員間の認識の共有に努めた。しかし、いまだ浸透していない嫌いがあることは事実であり、2006年度は年度において2回催すこととした。いうところの催しは、いずれも、基準4-1-1において紹介する「知って得するFD」シリーズの営みの一環として行われているものである。

また、個人用の電子計算機を調達しなければならないことが学生にとっての経済的な負担になる、という問題は、教育支援システムによる授業概要の提示が浸透してきている近時は、学生からの不満の声は、従来に比べ、きかなくなってきた。結局のところ、教育支援システムが真に有益なものであることについて学生の納得が得られるかは、いかに教師のほうで努力して教育支援システムを魅力的に使いこなすか、にかかってくると思われる。

また、判例の原文を相当量について読ませる授業に関しては、単に教育支援システムの使用がもたらす問題という以上に、他の科目の予習復習を圧迫しているという指摘もきかれるところであり、講義の方法という実質面からの反省も求められる部分がある。判例の原文を丁寧に渉猟することを求めるという教育手法それ自体は、法科大学院における教育の在り方として基本的に誤っているものとは考えられないから、考えられる解決としては、そのような講義の手法を否定するということではなく、学生に参照を求めることとする判例を原文で編纂したケースブックを調製して学生に頒布するなどの工夫を講じてゆく必要があるものと考えている。

また、シラバス（講義要項）の記載については、履修科目選択の判断材料

となるよう、十分な情報を盛り込むさらなる工夫が必要であるものと考えている。

6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1. 現状と点検・評価

(1) 前提となる考え方

基準4-1-1において説明するとおり、本法科大学院においては、法律基本科目について、おおむね50名を超えない規模で受講単位を編成することを基本として授業を実施しているところであるが、このような少人数の受講単位の編成は、いうまでもなく双方向・多方向の授業展開を実効的に確保することという課題を意識したものである。しかし、ここで留意されなければならないことは、しばしば誤解されていることであるが、双方向・多方向の授業展開とは、けっして単に教場において受講学生を指名して答えさせることが形式として遵守されていればよい（「この論点について何々君どう考えますか」「ああ、それも、一つの考えですね、では、つぎに……」）という表層的なものであるとは私たちは考えない。思考力を具えた実務法曹を要請するための教育が、そのような単純素朴なものではない、ということの確認に立脚しつつ、つぎのような諸手順が重要であることは、本法科大学院の教員組織において、基準4-1-1の説明において登場する「知って得するFD」シリーズの機会などにおいて繰り返し認識を共有し、確認されてきたところである。

(2) 授業の具体的な実施

そのような考え方を踏まえた教場における授業展開は、受講学生に対する臨場感のある実質的な問いかけを機軸として組み立てられているべきであることはもちろん、さらに、受講単位の少人数編成を活かした教育の実践という見地からは、適時に学習報告書の提出を義務づけたり小テストを実施したりすることが試みられるべきであり、また、オフィスアワーの機会などを活用して学生に対する個別的な指導にも配慮がなされるべきである。くわえて、定期試験の成果の活用ということも、強調されてよい。定期試験で出題された問題は、教師の側が最も念入りに作題するものであると共に、学生のほうも、学習報告書の提出などの機会より以上に、真剣に取り組むものであるから、その成果は、単に試験を“やりっぱなし”ということにするのではなく、試験もまた講義の一つの重要な部分を構成するという認識（4単位の授業で経常の講義が30回あるとするならば、試験は、いわば31回めの講義にほかならない）に立脚して、その成果の活用がはからなければならない。この点については、開講年次においては、もっぱら教員各自の個人的な努力に委ねていたところであるが、2006年度前期の定期試験においては、教務主

任とFD委員長の連名通達を発出して、定期試験の成果の活用を教員組織全般に対し要請したところである。

(3) 若干の実例

以上に述べた考え方の実践例の若干を提示するならば、たとえば、1年次前期配当の必修科目である「民法ⅠB」においては、つぎのような通達を学生に発出して、前期のあいだに2回にわたり、学習報告書の提出を求め、それを教師が添削して還付し、採点基準を教育支援システムにおいて掲出すると共に、模範的であると認められる答案例を添削したものを、やはり教育支援システムに掲出している。

2 講義参加者は、第5回および第9回の復習課題について学習報告書を作成して、これを教師に提出しなければならない。

3 前項の学習報告書の提出は、第5回の復習課題にあっては5月2日の正午までに、また、第9回の復習課題にあっては6月9日の16:20までに、事務所に備え付けられている箱に差し入れてする方法による。

4 学習報告書は、第5回の復習課題にあってはA4判の用紙1枚を用い、また、第9回のそれにあってはA4判の用紙2枚または3枚を用いて、いずれも横書で作成するものとする。

また、オフィスアワーの実施は、一般に適切に行われているものと認められるが、実施の具体例のなかには、学生が研究室を訪問することに心理的な抵抗感があることや、質疑の成果を臨在する学生らに共有させようとする配慮などから、特別に教室を指定して実施する例もあり、やはり「民法ⅠB」に例を取るならば、あらかじめ学生に対し次のような案内をしたうえでオフィスアワーを実施している例もみられる。

課外面接の5月における実施要領を定める告示

1 1日(月)、8日(月)および22日(月)の課外面接は、17:00-18:30の時間に、301教室において実施する。

2 15日(月)の課外面接は、16:20-18:00の時間に、301教室において実施する。

3 29日(月)は、課外面接を実施しない。

4 講義実施細則第3項に基づいて提出された学習報告書は、8日(月)の課外面接の際に還付する。

さらに、定期試験の成果の活用については、2006年度前期の定期試験

は2006年の7月末から8月初にわたり実施されたが、たとえば2年前期配当の必修科目である「弁護士の倫理と責任」については、すべてのクラスに共通に、8月8日に教育支援システム上において下掲の案内文と共に詳細な解説および講評がなされている。

2年生の弁護士の役割と責任試験問題の解説と講評を掲載します。

とりあえず担当教員がまとめたものです。採点は各教員が行い、評価も各教員の裁量に委ねられます（各クラス毎の相対評価です）。各教員から補足のコメントがなされることもあります。

採点は22日までに行われますので、解説に異論・疑問がある場合はそれまでにメールしてください。

（4）各科目分野における授業の実施

ここまで述べたのは、当該法科大学院における一般的な方針ないし状況であるところ、なお個別の法律基本科目について状況を詳述しておくとするならば、つぎのとおりである。

a) 憲法 憲法関係の授業としては、「人権論」（1年前期）、「国家と法」（1年後期）、「憲法総合」（2年前期）の6単位の必修授業が設けられている。その授業の実施方法はほぼ同じであるので、「人権論」を例にして説明をする、1年前期に6クラスが開設され、6名の教員が担当している。授業内容の共通化と水準確保のために、①共通のシラバスを作成して学生に提示し、それにそって共通の授業を行っていること、②15回の授業について、各回の授業の「予習案内」を作成し、あらかじめ学生に掲示していること、③授業の際の学生への質問についても、あらかじめ系統的に質問表を作成し、基本的にそれに沿って質疑形式の授業を進めていること、④期末試験では統一問題を出題し、採点基準についても事前に打ち合せていること、⑤採点にあたって、とくに不合格の答案については相互に答案に目を通して採点の客観性を担保していること、などに努めている。

授業の基本方針として、主要な論点を15取り出し、その論点を中心に講義を進めるが、具体的には、当該単元の論点に関する重要な憲法判例を一つ選び、その判例（「検討判例」と呼んでいる）を検討するというかたちで講義を進めている。学生には、①当該単位に関する憲法上の論点をあらかじめ予習課題として提示し（ただし授業では扱わない）、②当該単位にかかる憲法判例（「検討判例」）をあらかじめ読んでくことを要求している（下級審から最高裁まで）ほか、③当該「検討判例」に関連する必読判例・参考判例をも

提示し、とくに必読判例についても事前の予習を要求している。

この結果、学生からは、予習の分量が多すぎるという不満が少なからず出されており、教員としても予習の量を減らすように努力している。

各回の授業は、検討判例について、事実、原告・被告の主張、憲法上の争点、裁判所の判断などについて、教師が質問し、学生に答えさせるという方式で進められている。前述のように、学生には、約1週間に、あらかじめ「予習案内」を配付している。そのなかで、当該単元で扱う憲法問題に関する基礎的事項に関する質問と、検討判例・必読判例・参考判例を掲げている。また、教員の一部は、さらに「検討判例」の読み方や必読判例の選定について、予習の際の指示を与えている。

授業は、教員から学生に対する質問と学生の解答とによって進められるが、一部の教員は、授業のはじめに基礎事項について概説し、授業の最後にまとめを行っている。1クラス40数名の学生のうち、半数以上に答えさせるように質問を配分している。学生を指名するほか、任意の発言を求めることも多い。質問は、判決の事実、当事者の主張、判決の論理について、判決の理解を問うものと、判決の論理や結論への賛否について自己の意見を述べることを要求するものとに分かれる。いずれも、学生の法的思考能力を高めるように配慮している。

試験においては、判例を読ませて、論評させる（上訴理由を書かせる）という形式を取り、講義の延長上での論述試験を行っている。講義が質疑形式で行われているため、必然的に試験は、講義の範囲からの出題と知識の確認というものではなく、新判例を素材とした応用という形式となり、そのため、学生には論述式の高度の試験となっている。これまでの試験では、2004年の第1期の学生の試験では試験時間が3時間であったため、学生の答案は一定の水準が確保されていた。しかし、2005年の第2期生以降は試験時間を2時間としたため、学生の答案で未完成・未熟なものが多く、不可の評価が相当数生じている。

採点にあたって、採点基準を設けて、学年レベルでの採点の統一化をはかっている。とくに不合格答案については、教員が相互に答案を読み合って、不合格かどうかの確認をしている。その他の評価については、基本的にクラス担当教員の判断に委ねられているが、基本的には教務からの指示を遵守して、A・B・C・Dの割合を基準に照らして維持することに努めている。

全体として、授業のなかでは、講義にわたる部分は多くはなく、基本的に質疑を中心に進めている。そのために、未修者を中心に、基礎の分野についての講義をしてほしいという意見が強く述べられている。この点について、憲法担当教員の間でしばしば話し合いをもったが、その都度、「法科大学院での講義は、教えることにあるのではなく、考えさせることにあるべきである」という理由で、現在の授業の方式を維持することが確認されている。学生の

意見では、憲法の判例を素材にした質疑による授業の方式を支持する声も根強い。法科大学院の講義のねらいが自ら考える力を要請することにあることを考えれば、憲法の現在の授業方式は大きな成果をあげていると評することができる。

b) 行政法（行政過程論） 科目担当の形態は、6クラスを4名の教員で担当するというものである。教員間では、科目で採りあげるべきテーマと、学習到達目標を共通理解にする、という確認がなされている。そのうえで、検討すべき行政法規や詳細な質問項目、さらには教育方法といったものについては、あえて統一をしていない。このことから、各教員の実際の教育方法についての学生の「評判」について、科目の世話人が各教員に対する学生の評判を折に触れて収集するように努力している。この学生の評判の収集により、検討する判例が少ないとの印象を持たれているクラスがあり、その情報を各教員に伝えることなどの対応を行った。

教育方法については、まず、科目の教育方法を考える素材として、公務員や法曹などの各層から、「ロースクールでの行政法教育に望むものは何か」との意見を収集する作業を行ったところ、行政法規を読む訓練をして欲しいとの声が最も多い要望であった。このことから、問題を検討するについて、関係条文を確認する作業を意識的に行っている。しかし、この関係条文には、学生が携帯する「小六法」には掲載されていない法律も多く、PC持参の学生に法令検索システムで該当法律・条文を呼び出させ、読み上げさせるという工夫等を行っている。

また、行政法を学んだ経験のある学生は、各クラスで0～2名という現実があり、担当教員が行政法の知識のまったくない学生に対して問答形式で授業を進めることに困難を感じる場合には、無理をして問答形式にこだわらず講義形式での運営の分量を増やしても良いということを教員間で了解している。

取り扱う判例は、可能な限り第一審判決から読んでくるように指導している。生の事件を整理して行政法的争点を抽出し、その争点を法律論的に並び替えて論じるという能力を養成するためには、第一審判決から読む必要があることを強調している。

授業において検討する問題と、そこで素材とする判例情報については、少なくとも一週間前に学生に伝え、十分な予習をさせたうえで、講義は、検討問題について設定されている小問についての質問から始められるというのが通常である。

試験と採点について、まず6クラスの試験問題は、全教員で協議して統一問題を作成している。採点については、採点基準を作成して採点しているが、学生に伝える点数は、各クラス別での相対評価で出すことにしている。その

結果、素点よりも高めの評価点が学生に伝えられる結果となっており、学生には高めの評価点となっている事実を伝えている。

なお、受講している科目での最も学習の困難さを感じるのが行政法であるとの評価は、学生間で一致しているようである。この評価は、他大学のロースクールにおいても変わることはない。このような現状から、さらに行政法の学習方法の工夫・改善を進めていく必要があることについては、担当教員の一致して認識しているところである

c) 民法 民法関連の授業はおおむね、「学生による予習→教場での授業→復習による定着」という形で運営されており、それぞれのプロセスにおいて担当教員が各種の創意工夫を施している。一つの例を挙げるならば、つぎのとおりである。

授業の1週間から3日前までに、教育支援システム上に予習の案内を掲載する。具体的には、該当する教科書のページを指定し取り上げる項目を示したうえで、2個から4個程度の課題（事例問題や重要な判例・論点の検討など）を課するのが通常である。このような予習を課すのは、学生がまずは教科書を読んで基本的な知識を身につけた後、課題に取り組むことによって、その知識の運用を実際にやってみたり、重要な判例や論点をひとまず自分で考えてみたりする機会を学生に与えるためである。

以上の予習を前提にして教場での授業は展開される。教場では通常、①その回の項目に関する基本的な知識の確認をしたうえで、②課題の検討に進む。

①については、基本的な知識について教員から質問（例えば「無効と取消しの違いは何か」）が発せられ、教員の指名を受けた学生がこれに答える形が多い。もっとも、基本的な知識の一層の定着をはかるために、時間的な制約こそあるものの、一定の配慮がなされう。例えば、答えに誤りが含まれている場合に、すぐにその誤りを指摘するのではなく、誤りを解答者自身に気づかせるような追加の質問をさらに発したり、または、他の学生にも同様の質問をして答えさせ、二つの答えを比較して議論させたりしている。

②については、指名を受けた学生または希望した学生が予習での成果を披露し、それに基づいて検討を進めることが多い。ここでは、事例問題の検討であれば、それへの対応の仕方（事例を分析して民法上の論点を抽出し、その解釈論を検討するなど）を学生と共に実践し、判例の検討であれば、適宜の質疑応答を通じて判例のポイントをつかみ、その射程を探るなどして、基本的な知識を応用する力を養うようにしている。そのような目的をより良く達成するために、たとえば、ある論点について学生をA説支持・B説支持に分けたり判例に賛成・反対に分けたりすることもある。このような方法は、一つの正解を求めたがる学生には、法律学の議論には正解というものがないことを実感させる機会になろうし、通説・判例を暗記して事足りるとする学

生には、多角的な視点からの検討が必要であるとのメッセージを与えることにもなる。

教場での授業が終わった後、基本的な知識の定着とその応用能力の一層の発展をはかるため、短答式問題や事例問題、あるいは前回の授業のポイントや留意点を示すなど、復習課題を課す。これらの多くは学生の自発的な取り組みに委ねているが、ときには、その成果をレポートの形で提出させる（教員がこれを添削して学生に返却した上で、要点を解説したり学生に個別の助言を与えたりしている）などして、学生の復習の状況をチェックするようにしている。

d) 商法（会社法） たとえば「会社法Ⅱ」においては、シラバスに基づき各回の授業で何を取り上げるかを3名の教員（6クラス）の間で統一し、教育支援システムに掲出している。授業日の概ね5日前にA4で5～10頁程度のレジュメを掲示するとともに授業で取り上げる判例・解説等を添付ファイルまたはリンクにより示し、レジュメに沿った予習のほか、1回の授業につき平均して3件の参考文献を読み、考えをまとめてくることを求めた。レジュメには、授業で問う質問事項（場合により事例問題の形式をとる）を示した。質問は、条文に表れた制度の趣旨（なぜそうなっているのか）を問うものと、制度の趣旨からどのような解釈論を導けるかを問うものが多い。授業においては、レジュメ中、理解が難しい部分および重要な部分を中心に補足的に説明し、質問について学生に答えさせた。答が十分でない場合にはヒントを出して再質問し、他の意見はないかをフロアの学生に求めるなどしており、全部で15回の授業で、各学生とも最低4回は質問に答えている。たとえば、取締役の会社に対する損害賠償責任について過失相殺が認められるかという論点については、裁判例と評釈を示し、「過失相殺を認める解釈を支える根拠」と「過失相殺を認めない解釈を支える根拠」を学生に答えさせた。その際、裁判例や評釈に表れた見解を材料にして、①それぞれの解釈を導く根拠としてどのようなものがあり得るか、②その根拠が妥当かを、区別して論じるよう指導した。また、株主総会における取締役の説明義務については、事実関係の詳細が分かる裁判例を用いて、判決の一般論とその事案（個別の質問に対する説明）への当てはめの適否を論じさせた。このような作業を通じて、説明義務の履行（質問者が理解できればよいのか、一般株主が理解できなければならないのか）について、学生が自らの見解を論理的に展開することができるよう指導した。レジュメの解説に充てる時間と質問事項または事例の検討に充てる時間は、概ね6対4である。

e) 民事訴訟法 「民事訴訟法」の科目については、あるクラスでは、毎回、事前に指名した15名前後の学生に授業で扱う課題についてレポートを

提出させ、教員が、授業日当時までにこれを添削し、授業日において各自のレポートを返還してその内容について質問を發し、また、レポート提出を命じなかった残りの学生に対しても、授業中、指名して質問を發し、不十分な答えについては再質問をして考えさせる方法で進行している。また、あるクラスでは、一定回数の授業で扱った基礎的知識を確実に修得させるため、授業時間のうち40分位を割いて小テストを実施し、残りの授業時間内で学生にその解答を述べさせ、質問を發するなどして双方向の授業によりテストの成果を収めさせている。小テストは、7回または8回の授業に1回の割合で合計3回実施され、その結果については、教育支援システムに解説とともに成績分布を掲出し、各自の学修の達成度について認識を促している。

「民事法総合Ⅰ」の科目においては、三木浩一ほか編『ロースクール民事訴訟法〔第2版〕』（2005年、有斐閣）を教科書とし、その授業運営については、あるクラスでは、各回の課題について、報告担当者を3名一組のグループに分け、前回の授業日までに次回の授業日に扱う分のレポート（A4で3枚ないし5枚）を教育支援システムで掲示し、授業日当日は、前半の時間には、担当者の報告と学生間の討議を行わせ、教員が随時その議論の軌道を整理する等して討論を指導し、後半の時間は、教員が前半の議論を踏まえて、その課題についての全般的な解説とこれに対する学生からの質問に応じる方法で進め、多方向、双方向の授業を実現している。なお、教員からは、当日の解説等の要点を改めて授業後に同システムに掲出して、授業の復習のための資料とさせている。半分位の課題を終了した時点で、中間試験を実施し、これを採点して還付し、解説を同システムに掲出している。これについては、学生は、個別にオフィスアワーを利用して、教員から自己の答案内容についての指導を求めることなどもみられる。

定期試験の成果の活用については、「民事訴訟法」の科目においては、定期試験後、教育支援システムに問題の趣旨、問題点、採点基準などを掲出し、また、オフィスアワーを利用して学生からの質問に対応している。「民事法総合Ⅰ」の科目においても、同様の方法で授業が実施されている。あるクラスでは、多くの学生が、十分な理解ができていない部分や自己の答案の具体的な問題点などについて、教員の指導を求める目的で、オフィスアワーを利用し、単独または複数で教員の研究室を来訪するということもみられた。合格点を得られなかった学生は、どこかの理解が欠けているか、今後どのように復習をするかなどについても指導を受けた。

f) 刑法 「刑法」の科目においては、6名の担当教員で協議して「共通進行表」を作成し、それに基づいて講義をしている。「共通進行表」には、毎回のテーマのほか、取り上げるべき論点、検討する判例および参考文献が記載されており、各担当教員の講義の指針とされると共に、学生にも教育支援

システムによりデータの形で配付され、その予習の手引きとしても利用されている。さらに、担当者の多くは、詳細レジュメを各自作成して事前に教育支援システム上の共通進行表にデータ形式で添付し、予習と授業当日の便宜をはかっている。

授業は、各教員で程度の差はあるものの、すべての担当者が学生との問答等の双方向形式を採り入れている。一例を挙げると、基本事項の説明と問答との比率は、4対6程度であり、問答では、意見の分かれる点についてその理由と共に述べさせることを中心とするが、その際、必ず学生の述べた意見に対して批判を加え、さらにそれに対する反論を述べさせることによって、批判対応能力の養成に留意している。

また、文章作成能力の養成という観点から、5月下旬に、6名の担当教員で「共通課題」として事例問題を出題し、すべての受講生に自宅学修として論文を作成させている。提出後に、教育支援システムを通じて、解答のポイントと講評を提示する一方、作成された文章は、アカデミック・アドバイザーにより詳細に添削されて返却されるが、担当教員も自分のクラスについては詳細に目を通し、学生の学力を把握すると共に、必要に応じて内容についても指導を加えている。

期末試験については、6名の教員で協議して統一問題を出題しており、その評価に際しては、不合格評価につき6教員全員で協議して決定している。

「刑事法総合Ⅰ」の科目においては、刑法を中心とした判例研究を扱っているが、6名の担当教員で協議し、検討判例を統一して、統一シラバスに基づき授業を運営している。詳細レジュメを事前添付している担当教員もいる。

授業は、各教員で程度の差はあるものの、すべての担当者が学生との問答等の双方向形式を取り入れている。説明と問答の比率は、おおむね3対7程度である。問答では、問題点の抽出や背景についても質問し、また、事例を変化させることによって、当該判例や理論の射程をも意識させるようにしている。

期末試験については、6名の教員で協議して統一問題を出題しており、その評価に際しては、不合格評価につき6教員全員で協議して決定している。

「刑事法応用演習」の科目は、演習科目であって、その授業内容は各担当者が決定し、シラバスによって学生に提示される。標準的な形態として、刑法総論・各論の最新判例の研究をテーマとし、全員が判例集の原典に当たってきていることを前提に、問題の抽出、判例理論の抽出と批判・検討等を行った。演習科目ということもあって、説明と問答の比率は、2対8程度である。一部のクラスにおいては試験も行ったが、講義課目に比べて平常点の比率が高くなっている。

g) 刑事訴訟法 刑事訴訟法関係科目のうち必修科目として、1年の必修

科目である「刑事訴訟法」、2年の必修科目として「刑事法総合Ⅱ」および「刑事訴訟実務の基礎」がある。

「刑事訴訟法」の科目においては、各クラスに共通のシラバスを作成し、共通して取り上げるべき論点を4点ないし5点、判例を2点ないし3点を決定して、教育支援システムに事前に掲載するようにした。各担当者は、これに加えて講義レジュメを作成して、講義の前に同システムに掲載して学生が予習できるようにした。30回の講義のうち1回の60分を公判ビデオの鑑賞、他の1回の60分を裁判員裁判公判ビデオの鑑賞にあて、手続の実際を理解することができるようにした。このビデオ鑑賞の時期に中間試験を実施した。なお、試験問題についても各クラスに共通問題を作成した。あるクラスの例を紹介しておく、①事前に6頁ないし8頁ほどのレジュメを、授業の3日ないし4日前までに教育支援システムに掲載することとした（週2回の授業のため、直前の掲載のほうがよい）。レジュメでは、教科書に記載してある基本事項のまとめが2頁ほど、発展問題と判例が4頁ないし6頁という比率で作成した。②レジュメには毎回10個ないし20個の質問を事前に掲げ、その質問を講義で尋ねるようにしたが、学生の解答に対しては、その解答の根拠やその解答の発展問題などの関連問題を多く質問するようにした。解答する学生にはマイクを持たせ、教師と学生の討議内容が全員に伝わるようにした。これにより担当学生が答えられない場合に他の学生が即座に議論に参加することができた。③レジュメの基礎知識部分には授業の3分の1ほどの時間をあて、あとは発展問題や判例研究に充てるようにした。学生は授業の後には多く質問に来たが、オフィスアワーを利用して研究室まで質問に来る学生は僅かであった。④定期試験の解答に関する質問については、解答用紙の写しを返却して指導したが、一定レベル以上の学生しか質問には来ないという傾向があった。

「刑事法総合Ⅱ」においては、判例研究を行っている。この科目は、刑法と刑事訴訟法の総合科目であるから、事案に含まれた実体法的问题是当然に前提となるが、おもに刑事訴訟法関係の論点を中心とする判例を取り上げてきた。毎回2個ないし3個の判例を取り上げることとしたが、取り上げる判例については、事前に担当者間で打合せ、全てのクラスで取り上げるべき共通判例を決定し、シラバスで事前掲示している。各担当者は、これに加えて、それ以外の判例を追加することも認められている。

「刑事訴訟実務の基礎」の科目においては、事件記録を資料として事前に学生に配付し、それに基づく起案等を提出させ、添削を加えた上で、授業を行っている。授業の後には使用した資料は返還させた。なお、授業は、判事・検事・弁護士の3人の教員によるオムニバス形式で行われ、授業の最後の3回は3人の担当教員が合同で模擬裁判を行っている。

(5) 現状の評価

このように、教場における双方向・多方向授業の実施、少人数編成を活かした指導態勢の確保、さらに定期試験の成果の活用のいずれの部面においても、一般に、相応の成果を収めているところである。ただし、これらの取り組みが、すべての科目について、あまねく徹底して行われているか、と問うならば、やや遺憾なしとしない状況もみられる。

学生に対する講義アンケートにおいても、双方向・多方向の講義進行の実施状況については、教員のあいだにおいて格差が見受けられるという指摘がなされている。

また、定期試験の活用励行を求める上記の教務主任・FD委員長の要請がなされた2006年度前期試験における当該施策の実行状況については、たとえば1年生のある組においては、「民法Ⅰ」について答案還付ならびに出題解説、例示答案および採点基準の掲出がなされ、「民法Ⅱ」・「人権論」の科目においては部分点を記した答案が還付されたことに加え、後期に解説講義が予定されており、「司法制度論」の科目においては出題解説が教育支援システムに掲出されている。また、2年生のある組においては、「憲法総合」の科目においては詳細なコメントが添えられた答案の還付がなされたほか出題解説が教育支援システムに掲出されたし、「民事法総合Ⅰ」・「会社法Ⅱ」の科目においても出題解説が掲出されている。さらに2年次の別の組においては、「憲法総合」の科目は点数を記した答案が還付され、「民事法総合Ⅰ」の科目においては、同様の答案還付のほか解説が掲出され、「会社法Ⅱ」の科目では解説が掲出され、「行政過程論」の科目については、成績発表直後の9月8日に採点所感が受講者に伝えられている。

しかしながら半面において、これらのクラスの他の必修科目である法律基本科目については、定期試験の成果の活用について特段の措置は講じられておらず、不徹底な状況が観察される。

なお、この基準の関係での資料として、講義要項および法科大学院教育研究支援システムの取扱説明書を添えることとする。

2. 自己評価

A-

3. 改善計画

授業計画の効率的な事前提示や教場における双方向・多方向展開による授業効果の確保については、基準4-1-1において紹介する「知って得するFD」のシリーズの集いなどの機会を通じて、教員間において認識を共有し、

その啓発励行に引き続き努めてゆくことが求められるものと考えている。

定期試験の成果の活用は、制度的な実施励行を呼びかけるようになってからの時日が短いことから、いまだ十分な成果を収めていないものと認められるけれども、それだけにまた、これについても引き続き、その重要性について認識が浸透するよう努めてゆく方針である。

6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 現状

(1) 架橋教育の考え方

理論教育と実務教育との架橋について、しばしば人々が抱いている誤解、それこそが、本法科大学院にとっても、どのように向き合うかを考えなければならない一つの大きな課題である。

専門法曹の養成に特化した教育機関である法科大学院は、理論教育のみに終始してはならず、実務教育を意識すべきである、という観点それ自体は誤っていないにしても、その素朴な受け止めは、往々にして、カリキュラム上一定の比重で実務系科目を設置し、相当数の実務家教員を任用して実務系科目の担任を委ね、そうした科目を履修することで学生に実務を実体験させることが架橋教育である、という理解を招来しかねない。この基準に係る記述において、こうした思想を“通俗的な架橋教育イメージ”と呼ぶことにしよう。

そのような“通俗的な架橋教育イメージ”は、結局のところ、まず一方において、教員の側には、実務教育を実務家教員に任せ切りにすればよいという意識を産み、そこからは、研究者教員と実務家教員とのあいだに深刻な意識の断裂が惹き起こされるにちがいない。また他方において、学生にとっての架橋教育の意義は、なんとなく現場の雰囲気をも体験することは役に立つ、というほどのことなのであろうか。そのような位置づけを容認する部分が法科大学院の側にあるとするならば、つまるところ学生にとって実務系科目の履修は、法律基本科目などの履修の傍らに置かれる“添え物”でしかないということになりかねない。“通俗的な架橋教育イメージ”に立った教育は、要するに、実務教育の形式的な履行ではあっても、けっして理論教育との架橋を伴ったものではないと考えられる。

そのようなものではなく、法科大学院に求められている実質的な架橋教育は、理論教育のなかで実務的な実践性が意識され、また、実務教育においては理論的契機が重視されると共に、現行実務への批判的な視点という主体的な視座が伴っていることが望まれ、これらが相互作用を醸し出すことによって達成されるものである、と私たちは考える。学生が模擬裁判やクリニックを履修するのは、単に実務の雰囲気を体験するといった観点から意義づけられるべきではなく、それによって実体法・訴訟法の実質的な理解が深化される契機こそが注目されなければならないであろう。実施された初回の新司法試験の民事系大々問の設問2において、弁論併合の場合における民事訴訟法152条2項の適用がもつ意義が問われたことなどを例に取って言うならば、

このような局面の理論的に的確な理解にとっては、座学のみによったのでは論点の所在すら十分に把握することができないはずであって、模擬裁判などの科目の履修が有益である。こうした例を踏まえて言うならば、臨床教育が受験準備の障害になるといった“通俗的な架橋教育イメージ”の副作用として抱かれがちな印象は、まったく誤っているといわなければならない。

(2) 臨床法学科目における架橋教育

本法科大学院の臨床法学教育の中核を担うものはクリニックであり、民事・家事・労働・ジェンダー・外国人・憲法・知財・刑事の各クリニックにおいて、次述基準6-1-1について詳述するとおり、少人数（2名から8名ほど）の学生に対し、実務家教員と研究者教員が共同して担当して授業を実施し、そのなかでは、実務の在り方についても常に批判的視点を持って臨むとするなど、つねに実務と理論の架橋を意識した授業展開を試みている。

(3) 実務基礎科目における架橋教育

実務基礎科目は、2年前期において「弁護士の役割と責任」を、また、2年後期において「刑事訴訟実務の基礎」・「民事訴訟実務の基礎」をいずれも必修としており、これらが理論・実務の架橋を追求する趣旨の講義であることは、いうまでもない。これらのほか、2年後期の選択必修科目として、「民事弁護実務」「刑事弁護実務」「憲法行政訴訟実務の基礎」「国際取引実務の基礎」などを配置している。

(4) 法律基本科目における架橋教育

法律基本科目においても、具体的事例の分析と検討により事実関係の分析能力と法的解決能力の涵養、法律家としての責任感と倫理観の涵養が意識した授業が試みられている。そこで追求されているものは、判例や学説の検討を通じた法的解決能力の錬成、専門的知識の習得、創造的・批判的能力の涵養であり、あわせて、実務の状況の紹介やその批判的検討を通じた専門的知識の習得、創造的・批判的能力の醸成が意識されている。

2. 点検・評価

(1) 臨床法学科目

すべてのクリニックに研究者教員が参画して、事案処理のなかで学生に対し、関連する学術文献を教示するなど学界の理論動向を意識させる工夫を講じている。刑事のクリニックは、弁護士の登録をした刑事実体法専攻の研究者教員が実務家教員と共に、公訴提起前の段階から事案に関与して学生を指導する、という画期的な試みもある。刑事のクリニックについては、被疑者

との接触の機会に学生を円滑に関与させることの可能性などについて周辺環境整備上の課題も少なくないが、所与の状況のなかでの努力を尽くした授業展開になっていると考えることができる。民事系のクリニックも含め、一般的に学生の全員について損害賠償責任保険（法科賠）を付保して、守秘義務などとの関係での事故に備える態勢を調べていることも指摘しておきたい。

なお、クリニックは、目下のところ、希望する学生の全員が履修することのできる実績となっている。また、エクスターンシップも、派遣先の受入条件と学生の希望との調整が難しいことから履修が実現しなかった少数の事例を除き、同様である。

（２）実務基礎科目

「弁護士の役割と責任」「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」などの必修科目および「民事弁護実務」「刑事弁護実務」「憲法行政訴訟実務の基礎」などの選択必修科目は、法律基本科目で修得した知見を臨床法学科目の履修などにおいて適切に展開・発揮することへと導く字義通りの架橋の役割を担っており、授業の展開も、そのような位置づけを意識するものとなっている。たとえば司法制度審議会意見書が架橋教育の要請される素材として例示する要件事実論および事実認定論の基礎的部分などは、「民事訴訟実務の基礎」で取り上げられる。

「弁護士の役割と責任」の科目においては、弁護士としての登録をした研究者教員も担当者の一人となっており、このように研究者教員が現実に実務系の科目を担当することにより、実務家教員とのあいだの実質的な問題意識の共有がはかられていることも特筆しておきたい。

なお、選択必修科目である実務基礎科目は、年度・科目により若干状況は異なるが、おおむね希望のと通りの履修が可能である実績である。

（３）法律基本科目

民法・刑法などの実体法や民事訴訟法・刑事訴訟法のような手続法を扱う法律基本科目においては、それらにおいて扱われる素材が実務的な実践性を帯びていることを意識した授業展開が試みられている。

たしかに要件事実論などを法学既修者でない学生に対し初期の段階で本格的に講ずることの当否については、各方面において論議がなされているところであるが、問われるべきことは、そうした早期の導入の適否といった表層的な問題ではなく、そもそも教える側が要件事実論であれば要件事実論をどのようなものとして捉えているか自体であると考えられる。要件事実論として扱われているものの内容を学生に暗記させるものであると思っているのであれば、それは既修者の段階で取り上げられる場合であったとしても、弊害があるばかりであって、すこしも架橋教育に益するところはない

であろう。

むしろ、それが実務的な実践性に富むと共に、理論的にも思考の醍醐味を具えたものであることを教える側が意識してこそ、授業における展開は、生命力に溢れるものとなるはずである。民法の一部の科目で行われていることを例示するならば、時効取得の要件について民法の通常の講述を展開したうえで、占有の継続を主張立証する必要がないことを指摘したり、時効援用の意思表示を摘示する必要を指摘したりすることは、学生をして民法の推定規定がもつ重要性を再確認させ、また、時効の法的構成に関する議論が実践的な意味をもつものであることの関心を喚起するはずであり、そうした契機を通じて民法の理解の深化を促すという効用が観察される。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

架橋教育の問題について、本法科大学院の悩みは、深い。私たちが直面しているものは、ひとことで言うならば、先に述べた“通俗的な架橋教育イメージ”との格闘である。

なるほど、本法科大学院は、カリキュラム上、相当の比重で実務系科目を設置し、また、私たちが優秀であると自負する相当数の実務家教員を擁している。しかし、それが架橋教育であると言うならば、それは、すでに指摘したように、まったくの誤解であるし、本法科大学院が実践しているものも、そのようなものではない。しかし、社会一般は、本法科大学院に対し、臨床法学教育の先導的な役割を担う機関であるという評価を与えると共に、しばしば“早稲田さんはクリニックばかり一所懸命ですが司法試験は大丈夫なのですか”という揶揄を述べる向きもみられる。

そうした世評は、やがて入学者選抜に志願する受験者や学生の動向の一部にも好ましくない影響を生ぜしめてきている。大学当局に対し、「早稲田のノホホンとした理想主義につきあうつもりはない」として、受験準備への取り組みの欠如を難ずる意見が学生から出されたりしていることは、その例証である。また、2006年度前期の講義アンケートにおいては、「弁護士の役割と責任」の相当数の受講単位（クラス）について、講義評価が前年度より低下しているが、担当教員ならびにその講義の手法および講義への熱意は前年度と異なっていないから、これは奇異なことであると言わざるをえない。結果を集約した本法科大学院のFD委員会においては、司法試験制度の運用を取り巻く厳しい情勢のなかで、学生の側が、司法試験科目でない科目の、中

味というよりも存在そのものに対し抱く反発が表われた結果ではないか、という推測もなされている。当面のあいだ司法試験制度が過重な負荷を伴って運用されてゆく状況のなかにあって、こうした学生の受け止め方を全く理解することができないものではないが、そうであるからこそ、このような、いわば時局と向き合って架橋教育の実践に工夫をこらすことが課題となるであろう。

幸にして、悲観的な要素ばかりでもない。司法試験の受験を経験した修了生からは、「丁寧に事案を分析する授業は試験に役立った」「クリニックでしてもらった添削が文章力の涵養につながった」という声も寄せられており、ここには、架橋教育という論点と司法試験制度の運用とのあいだの良好な連携を構築するうえでの一つのヒントが潜んでいる。

こうして現状が孕む積極・消極の両面を慎重に見据えながら、私たちは、あるべき架橋教育の理念を教員間で不断に再確認すると共に、理念の外部への説明と学生への啓発に努めてゆくことが重要であると考えている。

6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 現状

(1) 当法科大学院における臨床法教育系科目の概観

当法科大学院においては、臨床法教育系の科目としては、民事、家事、刑事、労働、ジェンダー、憲法、知財、外国人の8つの各専門臨床法学教育（リーガル・クリニック）（当法科大学院では、カリキュラム上、リーガル・クリニックを「臨床法学教育」と呼んでいるが、混乱を避けるために、当法科大学院のカリキュラム上の「臨床法学教育」を以下で「リーガル・クリニック」と呼ぶ）とエクスターンシップが設置されている。

リーガル・クリニックは、実際の依頼者についての、現実には生起している事件について、当法科大学院の教員の指導監督下で、法律相談や事件担当をすることを意味し、当法科大学院付設の法律事務所で行うもの（民事、家事、刑事、労働、ジェンダー）と、教員が所属する外部の法律事務所等で行うもの（憲法、知財、外国人）がある。

他方、エクスターンシップは、当法科大学院と契約を締結した、外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織などで、法律実務を行うものである。

これらの臨床法学教育系科目は、民事弁護実務、刑事実務、憲法行政訴訟実務の基礎、労働訴訟実務の基礎、国際取引実務の基礎、国際契約締結交渉、模擬裁判などの実務基礎系の科目におけるシミュレーションと有機的に関連しながら実施されている。

(2) 各科目の実施状況

① リーガル・クリニックについて

リーガル・クリニックについては、2004年度から試行プログラムが行われ、2005年度からは、民事、家事、刑事、憲法、知財の各プログラムが正規開講され、2006年度からは、全科目が正規開講されている。正規履修学生がいない場合や少ない場合には、2年生も試行プログラムとして参加している。

このうち、前述の通り、民事、家事、刑事、労働、ジェンダーの各プログラムは、本法科大学院付設法律事務所において教育を実施している。

民事、家事、労働、ジェンダーの各プログラムは、以下のような形で実施されている。

第一に、教員である弁護士2名ほど（原則として実務家教員と研究者教員のペア）と学生3〜4名が1グループを作り、以下の法律相談、事件などを

担当する。クリニック実施にあたっては、初回に、法律相談における基本的な考え方を話すとともに、守秘義務の重要性を説明し、守秘義務履行に関する誓約書の提出を義務づけている。

第二に、クリニックごとに、定期的な相談日を設定し、相談者との面談を行い、必要があれば事件を受任する。受任の際には、受任の必要性と事件の特質上公設事務所として取上げるべき案件かどうかといった点にあわせて、教育的観点から事件の妥当性を判断し、受任を決定している。相談及び受任に際しては、相談者に本法科大学院及び臨床法学教育の趣旨を説明し、学生の関与に同意を得ることを前提としている。

また、本法科大学院の Web サイト、大学広報、新聞折込みチラシ、地元商店会等との連携などの手段によって、本法科大学院付設法律事務所の存在を周知し、相談者が継続的に来所する体制を整備している。

第三に、学生は、相談段階から教員とともに事件に直接関与し、受任後も教員の指導監督下に事件の処理を担当する。学生は、相談段階で、相談者とのコミュニケーションの技法、まったく新しい事案についての事実の聞取りと事案分析、その法的論理的構築等を求められ、担当教員との協議の後、相談者に具体的な回答をする形をとっている。事件受任後は、具体的な事実調査、証拠収集から、訴状その他の各種文書作成等を行い、さらに証人尋問については、尋問事項を作成し、証人や当事者本人と打合せを行う。その過程では、事件に関連する現場に出向いて調査を行うことや、裁判所での裁判傍聴、相手方との交渉立会等も行っている。すでに多数の事件解決にまで至っており、可能なかぎり学生には、最初の相談から最終的な事件解決まで担当してもらうようにしているが、事件が学期を超えて継続している場合には、引継書を作成しての引継などによって、次の学期の学生に引継を行っている。

第四に、定期的に事例検討会を開催し、担当学生だけでなく、全体で事件の法的問題点、処理方針の適切さなどについて議論検討し、さらに、各期末には、学生から、担当した事件の内容と処理状況・費やした時間・学習成果などについての報告文の提出をしてもらっている。

いままで、2005年度には、3年生20名のうち、民事クリニックを7名が正規履修、家事クリニックを1名が正規履修した。2006年度は、民事クリニックを前期に19名、後期に3名が、家事クリニックを前期に7名、後期に4名が、労働クリニックを前期後期とも2名が、ジェンダークリニックを前期に2名が、それぞれ正規履修した。

刑事クリニックは、2005年度は、3年生20名のうち、6名が、2006年度は、30名が、それぞれ正規履修した。

刑事クリニックの具体的な実施方法としては、学生を3〜4名前後の班にわけ、各班に教員がつき、当番弁護士制度を利用して受任した事件について、身柄拘束段階での身柄解放に向けた法的手続（勾留に対する準抗告、保釈申

請等) から、公判準備まで刑事手続のほぼ全般に関与した。

刑事クリニック実施にあたっては、最初に、刑事法廷の傍聴や警察署の見学などを含む全体オリエンテーションを行い、参加学生からは守秘義務履行についての誓約書を提出させた。また、各期末には、刑事クリニックに費やした時間やその行った項目等について、レポートを提出させ、最終回には活動報告会を行った。

憲法クリニックは、2005年度は、1名、2006年度は、2名の学生が履修したが、このプログラムでは、担当教員(実務家教員)の担当している憲法・行政法の論点が含まれる事件について、調査・書面作成、弁護団会議参加、法廷傍聴等を行っている。

知財クリニックは、2005年度は、4名(うち1名は交換留学生)、2006年度は、3名の学生が履修したが、このプログラムは、現実の事件を素材にしたシミュレーションと外部の法律事務所・弁理士事務所・特許庁等における担当教員の指導監督下での実践的教育との組みあわせによって、教育を実施している。

外国人クリニックは、2006年度は、2名の学生が履修し、主に実務家教員の法律事務所において、現実の事件を取上げ、法律相談・調査・書面作成・法廷傍聴等を学生に担当してもらうという形での、教育を実施している。これには、可能な限り、当法科大学院の研究者教員も参加している。

以上に加えるに、こうした当法科大学院におけるリーガル・クリニック教育の成果は、各種シンポジウムの開催や各種出版・法律雑誌への投稿などによって、できるだけ客観化するとともに、学内学外との共通化をはかるべく努力している。

② エクスターン教育について

2005年度から正規に開講されたが、正規受講生である3年生とともに、1～2年生を対象とした試行プログラムも同時に実施している。

2005年度は、8月中旬から9月中旬までの期間において、合計46ヶ所の法律事務所(外国法事務弁護士事務所3ヶ所を含む)、企業法務部(7ヶ所)、官公庁(7ヶ所)、NGO-NPO(6ヶ所)、国際組織(2ヶ所)等において実施した。派遣学生は、1学年32名、2学年65名、3学年4名の合計101名であった。

2006年度は、8月中旬から9月中旬までの期間において、合計57ヶ所の法律事務所(外国法事務弁護士事務所3ヶ所を含む)、企業法務部(7ヶ所)、官公庁(7ヶ所)、NGO-NPO(6ヶ所)、国際組織(2ヶ所)等において実施した。派遣学生は、1学年23名、2学年39名、3学年54名の合計116名であった。

派遣学生は、正規受講の場合は2週間のプログラムとしているが、試行プ

プログラムの場合にはそれより短い場合もあった。各受入機関には成績評価書を提出してもらい、派遣学生には報告書（実習内容・感想・自己評価と反省点・要望等）の提出を義務づけている。さらに、エクスターンシップの経験交流会を開催し、お互いの教育成果の確認及び共通化による教育成果の発展を目指している。

また、各受入機関との間で、エクスターンシップ契約書を締結している。

2. 点検・評価

（1）開設科目

リーガル・クリニックは、8科目もの専門クリニックが開設されている。また、エクスターンシップは、法律事務所だけではなく、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織等を含む多彩かつ多くの派遣先が確保され、充実したエクスターン教育が実施されており、プログラムとしては卓越したものが準備されている。

（2）実施状況

① 質的工夫

a) リーガル・クリニック

・ 民事・家事クリニック

実務家教員と研究者教員が原則として共同して担当すること、事例検討会での事例についての理論と実務面からの多角的検討、感想報告会の実施・感想報告文の提出による学生からのフィードバック、さらに、民事弁護実務その他の実務基礎系科目との有機的連携などによって、臨床法教育における実務と理論の架橋を意識し、それを実践している。実践面でも、裁判所が受付けることを事実上拒んでいた少額訴訟事件での早期訴訟提起・早期解決、多数の住民たちによるギャンブル施設に対する行政訴訟・民事差止訴訟での民法・民事訴訟法・行政法上の様々な成果を折込んだ議論の展開等、理論と実務の両面で、大きな教育的成果を生んでいる。

また、過重負荷となるおそれがあると考えられたので、あらかじめ、1学期に90時間（2単位分）との消費時間の目安を設定し、学生からは2週間ごとに消費時間数の報告をしてもらい、上記目安の前後に収まるようにつとめるなど、学生の過重負荷を避けるように工夫もされている。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、受任事件数は適正な数が確保できている。各班において、従前の班からの引継事件がある場合は、その担当に加え、若干数の新件の法律相談を行う、逆に、従来か

らの引継事件がない場合には、法律相談で多めに新件の法律相談を行うなどすることで、各班の負荷が著しく異なることがないように配慮している。

- ・ 刑事クリニック

2006年度からは、実務家教員と研究者教員の共同がはじまり、また、刑事実務その他の実務基礎系科目との有機的連携が行われている。

実践的にも、勾留に対する準抗告によって、釈放を実現させるなど、刑事弁護活動上での画期的な成果を通じた刑事実務への影響など、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

- ・ 労働クリニック

相談及び事件受任において、実務家教員と研究者教員の共同が行われており、労働法などの法律科目や労働訴訟実務の基礎その他の実務基礎系科目との有機的連携もはかられ、かつ、担当した事件は新しい労働審判制度等を活用して大きな成果をあげるなど労働訴訟実務にも影響を及ぼしており、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、受任事件数は適正な数が確保できている。

- ・ ジェンダークリニック

相談及び事件受任において、実務家教員と研究者教員の共同が行われており、ジェンダー等の科目との有機的連携もはかられ、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

- ・ 憲法クリニック

適切な事案を活用しての訴訟活動型クリニックを実践しており、憲法・行政法上の難しい理論問題への取り組みを通じ、憲法・行政法の理論的また実務的前進にむすびつく教育的成果が生れている。また、憲法行政訴訟実務の基礎その他の実務基礎系科目との有機的連携もはかられている。

- ・ 知財クリニック

学外での知財法務の専門家の直接の指導の下で、現実には生起している事例についてのクリニックと学内でのシミュレーションの有機的結合がはかられ、また、実務家教員と研究者教員が共同して教育にあたり、実務と理論の実践的架橋が行われている。

- ・ 外国人クリニック

外国人と法を履修の前提とし、知財クリニックと同様に、学外の専門法律

事務所で、実務家教員と研究者教員の共同指導の下で、現実には生起している事例についてクリニックと学内でのシミュレーションの有機的結合がはかられ、教育成果をあげている。さらにそうした実践面・理論面での共同研究教育の成果もまとめられている。

b) エクスターンシップ

学生に対する成績評価書の提出や学生からの報告書の提出等を通じ、エクスターンシップにおける教育についての連携強化ならびに、教育成果の客観化がはかられており、エクスターンシップ先の多彩化・エクスターンシップ交流会の実施などとあわせ、教育成果の定着及び共通化による教育成果の発展がはかられている。

① 量的充実

a) リーガル・クリニックについて

民事クリニックについては履修希望学生数の増加が見込まれたので、非常勤の実務家教員3名を増員し、弁護士実務家教員6名体制とし、24名前後の履修まで可能な状態とし、その結果、学生の履修希望に応じられないような状況はなくなった。

b) エクスターンシップについて

正規履修希望者数をはるかに上回るエクスターンシップ先の確保ができている。また、2単位の単位数に応じて、2週間の履修が行われているなど、適切な量的充実がはかられている。

c) 総参加者数

2005年3月修了の一期修了生についてみれば、試行プログラムも含めたリーガル・クリニックまたはエクスターンシップの参加者は、全20名中、18名と、9割が参加している。

また、現在の3年生についてみても、試行プログラムも含めたリーガル・クリニックの参加者は、延べ98名、エクスターンシップの参加者は、延べ150名と、多数が参加している。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

リーガル・クリニックを履修した学生から、法律基本科目の理解が深まった、法律実務の問題状況を理解した、より一層の理論研究の深化の必要性を感じた等とリーガル・クリニックの評価は非常に高い。

担当教員も研究者教員と実務家教員が一体となって、実務の批判的検討や実務・理論の両面のより一層の深化をはかりつつ、教育活動を行っており、その実践的成果は大きなものがある。

しかし、他方、外部からは、「リーガル・クリニックをしても新司法試験に合格しない」との声もあるようで、現に、新司法試験の不安からリーガル・クリニックの履修を断念する学生もあらわれている。

修了者等の声からは、リーガル・クリニックこそ新司法試験に必要な、事案分析力や論理的構築力、文章力を養う絶好の機会であり、現に新司法試験に役立ったというものがあり、上記のような不安は根拠がないものである。しかし、新司法試験の合格率の低下がリーガル・クリニック教育の履修者数に及ぼしている影響は否定できない。

すでに、学生の負担なども明確化され、また、十分な教員数も確保され、体制は整備されている。リーガル・クリニックやエクスターンシップを履修した学生の声や客観的な教育効果を広めていくとともに、新司法試験のあり方を含め、法科大学院制度の理念を実現できる制度的環境を整えていくことが必要である。

7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 養成目標とする法曹像と必要な資質・能力

早稲田大学大学院法務研究科において養成しようとする法曹像を端的に表現するものとして、本報告書においては、＜国を超え、文化を超え、階層を超えて法の下に正義を貫ける“境界を超える法曹（ボーダーレス・ロイヤー）”＞と、＜現代の日本と国際社会を「法」のあり様から考え、新たな発展を構想できる“挑戦する法曹”＞とを掲げた。

“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”という標語に象徴される法曹像は、本学の建学の精神と法曹養成に関するこれまでの経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会の意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。

司法制度改革審議会の意見書は、これからの法曹に必要とされる資質・能力として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養、柔軟な思考力と説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力と人権感覚、国際的視野と語学力をあげている。

しかしながら、これらの資質・能力のうちかなりの部分は、大学学士課程修了までに身につけておくべきものと考えられる。したがって、法曹となるための「必要条件」と考えられる資質・能力を備えているか否かについては、入学者選別において判断することとし、法務研究科における法曹養成は、司法制度改革審議会の意見書が述べているように、(ア)専門的な法知識の確実な修得、(イ)批判的・創造的な思考力と法的な分析能力、(ウ)先端的法分野や外国法に対する知見、(エ)法曹としての責任感・倫理観を涵養することをもって、その基本的な目標とすべきものと考えられる。

(2) 法曹養成の理念・目標を実現するための方策

上述した法曹養成の基本的な理念・目標を実現するために、まず、入学者選別においては、法的知識の有無を問うことなく、もっぱら法曹としての「必要条件」ともいうべき資質・能力を備えているか否かを重点的に審査し、多様なバックグラウンドをもった有為の人材を選別する必要がある。そのため、本法科大学院においては、適性試験結果・申述書・推薦状・成績証明書・面接試験等を通じて、法曹となるべき者が備えるべき必要条件であると解される①判断力・思考力・分析力・表現力等の資質（知的側面）、②教養・各種分野の専門的能力（知識の側面）、③健全な社会常識・奉仕の精神・正義感（情の側面）、④情熱・気力（意志の側面）、⑤コミュニケーション能力の5つの

資質・能力の有無・程度を審査することにより、入学者の選抜を行っている。

その上で、第1年次においては、基礎的な法分野に関する基本的知識の体系的理解と法的思考力、法情報調査能力等の涵養を主要な教育目標とし、第2年次においては、法曹としての責任感・倫理観を涵養するとともに、各基本法分野におけるより高度の専門知識の修得、個々の法分野を超えた総合的な法的分析・推論能力と問題解決能力、コミュニケーション能力等の基礎的なスキルの育成に主眼をおき、第3年次においては、学生の多様な目的意識に対応するために、幅広い分野の先端的・展開的科目および実務基礎科目など、将来の法律専門職の専門分野別に必要科目をセットしたワークショップを提供するとともに、臨床法学教育を重点的に展開することによって法曹に必要なスキルとマインドについて一層の深化をはかりうるようにすることを、カリキュラム編成上の基本方針とした。

“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”として活躍するためには、単に法的な知識を修得するだけでは不足、事実関係を正確に把握し、法律上の問題点を発見し、的確な分析・推論を通じて、既存の議論に過度に捕らわれず最も適切な解決策を構築し、かつ、それらを説得的に表現する能力をも身につけなければならない。そのため、本法科大学院においては、原則として一方的な講義を行わず、あらかじめ具体的な問題を提示し、これをめぐって十分な予習をしてきた学生と教員または学生相互間で議論をする双方向・多方向授業を行うものとし、これによって、問題解決能力、法情報調査能力、事実調査能力、法的分析力、表現・説得能力、批判力等を涵養しつつ、同時に、高度な法的知識を修得することを期待している。その他、後述するように、法曹に必要とされる資質・能力を涵養するとともに、実際に法曹の仕事に接することによって法曹に期待される社会的役割等を実感し、さらに自覚的に学修をする意欲を高めること等を目的としたさまざまな特色ある授業科目を設置している。

カリキュラム外においても、各分野で活躍している法曹・法律実務家を招いての連続講演会や研究会、数多くの若手法曹をアカデミック・アドバイザーとして配置すること等を通じて、学生が法曹実務のあり方は法曹・法律実務家の考え方に接する機会を設けている。また、学生達の自主的な企画による模擬裁判や研究会活動等を奨励・支援することにより、自学自修の活性化もはかっている。

(3) 法曹養成に係る方策の具体化

上記の理念・目標を実現するための方策がどのように具体的されているかについて、若干の典型例を摘示する。

① 専門的な法知識の確実な修得

本法科大学院のカリキュラムは、幅広い教養と強い使命感をもって入学した学生に対して、基本的なものからより高度に専門的なものへと段階的に専門的法知識を積み上げていくこと、理論と実務の架橋をはかるべく理論研究を重視しながら実務的・実践的教育に大きな比重をかけていること、幅広いニーズに応えるべく多様性に富んだ科目設定をしていること、国際的な交流を重視していることなどの特色を有している。

本法科大学院においては、授業開始前の入学予定者に対して「新入生ガイダンス」において「教育研究支援システム」の利用方法を教示し、かつ、その供用を開始させることによって、本格的授業開始以前に、法令・判例・学術論文等を Web 上で検索し、ダウンロード等をしてこれを活用する能力を身につけさせ、開講後は直ちにこのシステムを通じて法情報調査等を行わせることで学修の効率化をはかっている。また、未修・既修を問わず、入学後最初に「司法制度論」または「法の基礎理論」を必ず受講すべきものとし、そこにおいては、わが国の司法のおかれている現状や法曹の役割等について概観するほか、インターネットを通じて、あるいは図書館等を利用して国内外の法情報を調査・検索する方法につき、実習を含む授業が行われている。

こうして身につけた基礎的な法情報調査能力等を前提として、各年次ごとに基礎から応用へと順次積み重ねていくことによって専門的な法知識を確実に習得させるものとしている。

すなわち、1 年次には、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった実体法・訴訟法の基本科目を配置した。そして、2 年次には、「憲法総合」「民事法総合」「刑事法総合」など法律基本科目の総合演習的な科目のほか、実務基礎科目として「弁護士の役割と責任」「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」を必修とし、「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」「民事弁護実務」「家事弁護実務」「刑事弁護実務」「憲法行政訴訟実務の基礎」「労働訴訟実務の基礎」「国際取引実務の基礎」等の選択必修科目を配置している。3 年次には、民事法務・刑事法務・公益法務・行政法務・企業法務・渉外法務・専門法務（知的財産系）・専門法務（税務系）・専門法務（環境系）の 9 分野のワークショップを設け、それぞれの分野における高度に専門的な授業科目を多数設置するとともに、基礎法・外国法・隣接諸科学・実務基礎系科目に多くの選択科目を用意するほか、臨床法学教育として、民事・家事・刑事・労働・知的財産・外国人・ジェンダー・憲法の 8 分野のリーガル・クリニックおよびエクスターンシップを設けて、実務を経験する機会を提供している。

このほか、アメリカ・カナダ・ドイツのロースクールおよび台湾の司法官訓練所との間の交換協定に基づく学生交換によって国際交流を促進するとともに、慶應義塾大学および上智大学の法科大学院との間で相互に設置科

目の提供を行うことにより、学生の選択の幅をさらに広げている。

上記の実務系・臨床系諸科目のうち、リーガル・クリニックでは、付設の「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」において、実務家教員および研究者教員の後見的な関与の下で、学生自身が直接に依頼者から相談を受け、必要に応じて訴訟等を受任している。それらの案件について、学生達は、相談者からの聞き取り等によって事実関係を把握した上で、法令・判例・学説等の必要な情報を検索・収集・精査・分析し、相談者への回答や訴状・準備書面等の起案などを行う。こうした経験は、法曹の使命と責任を強く自覚させるとともに、法情報調査能力のみならず、基礎的法知識・専門的法知識を飛躍的に豊かなものとし、さらには事実調査能力・問題解決能力・法的分析力・批判的検討能力・創造力・表現力・コミュニケーション能力等の実務上のスキルを身につけるのに極めて有効に機能している。エクスターンシップにおいても、国際機関・中央省庁・地方自治体・民間企業・弁護士事務所等で、具体的な案件の処理を任され、あるいは法情報調査や法律文書の起案を補佐し、法律実務家から添削その他の指導を受けることによって、同様に、法曹に必要とされるさまざまなスキルとマインドを飛躍的に発展させ、定着させることになる。

なお、1年次から2年次への進級制は、基礎的な法知識の修得を確実なものとするために大いに寄与している。

② 批判的・創造的な思考力と法的な分析能力

本法科大学院における授業科目については、未修者を対象とする法律基本科目であっても、一方的な講義は行わず、裁判例や事例形式の設例を素材として、教員と学生あるいは学生相互間で議論を行うことによって、学生の理解を深めていくという双方向・多方向式の授業を行うことを原則としている。2年次の必修科目とされている「憲法総合」「民事法総合」「刑事法総合」などの科目では、複数の法律科目を複合的に適用しなければ解決することのできない事例を素材として法的問題解決のあり方を検討することを主目的としている。憲法・行政法・刑事法・倒産法その他の「応用演習」または「演習」も、これと同様である。「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」等の実務系科目においては、司法研修所の作成に係る事件記録型教材等を用いることにより、より実践的なかたちで、法的問題の発見から解決に至るプロセスの全体を学修するものとされている。

設例を素材とする授業の場合は、当該設例における法的な問題の所在を発見し、既存の判例・学説等の調査・分析を踏まえつつも、それらに過度に捕らわれることなく、その問題を解決するためにはどのような方法がありうるかを模索し、そのそれぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことにな

る。裁判例を素材とした授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実関係との関係における判決の結論の当否、当該判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識をより高度なものにするだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析・推論能力、問題解決能力、創造的・批判的能力等々のスキルとマインドを涵養することが目指されている。

「模擬裁判」「国際模擬裁判」などは、具体的な紛争事例を解決するためにはどのような考え方があり、それらのさまざまな考え方のどれを選択するか、複数の選択肢の中から選ばれた結論を実現するためにはどのような作業を行う必要があるか、そのためにどのようなスキルとマインドを涵養する必要があるかを、詳細かつ具体的に学修する。また、「臨床法学教育（リーガル・クリニックおよびエクスターンシップ）」においては、学生自身が実際に具体的な案件を処理することを通じて、問題解決に必要とされる法的知識につき綿密な学修をさせるだけでなく、依頼者の利益をはかるためにはどのような方策を採るべきかを真剣に考えさせることにより、批判的・創造的な思考力と法的な分析能力を著しく高め、かつ、基本的あるいは専門的な法知識を確実に修得することの重要性を再認識させることになる。

今日では、法的問題解決の手法は訴訟に限られず、ますます多様化している。そうした現実を背景として、「裁判外紛争処理」「行政紛争特別講義」「国際取引紛争処理法演習」「知的財産紛争処理法」「欧米知的財産紛争処理法」など多様な紛争処理方法に係る科目を開設している。

訴訟であれ、裁判外の紛争解決であれ、事実関係を正確に把握し、それを説得的に表現することが、当該事実関係に適合的な解決をはかるための不可欠の出発点となる。こうした事情を考慮して、「リーガル・ネゴシエーション アンド カウンセリング」「メディエーション演習」等の科目を設置するとともに、「民事弁護実務」等においても、当事者・関係者からの聞き取りその他の事実調査、口頭及び文書によるコミュニケーションと説得等のスキルを涵養するため、ロールプレイを含むさまざまな手法を採用している。刑事分野においても、「刑事証拠法」「捜査法」をはじめとして事実関係を正確に把握し、これを立証するための手法について詳しく学習する機会を与えている。「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」等は、それらを訴訟手続の中に的確に位置づけて、効果的に学習することを目的としている。また、「模擬裁判」「リーガル・クリニック」においては、それらのスキルを実践的に体験する場を提供し、大きな成果をあげている。

このほか、1年次（既修者は2年次）に設置されている「法の基礎理論」「司法制度論」、選択必修科目としての「基礎法」（法哲学・法思想史、法史学、法社会学）、「外国法」（英米法、ドイツ法、フランス法、EU法、中国

法、アジア法、ロシア法・東中欧法など）の基礎および演習、「隣接科目」（公共政策、社会保障法政策、財政学、経済学、会計学、心理学、法医学）などを通じて、現在の国内法制度を歴史的視点・比較法的視点・経済学的視点その他多様な視点から批判的に検証し、創造的な解釈論・立法論を展開する素地を養成している。

学生達も、もともと多様なバックグラウンドをもっていることから、双方向・多方向方式で行われている授業の中では多様な批判的・創造的意見が示され、相互の議論が活性化されて、良い意味での刺激を与えあっている。また、学生達は、さまざまなかたちの研究会・勉強会を組織し、実務家教員および研究者教員との緊密な連携の下に、模擬裁判や判例研究、講演会などを主催し、自主的に問題解決能力、批判的・創造的思考力、法的分析・推論能力等を高める努力もしている。学生達が自主的に創刊した”Law and Practice”と題する法律誌の発行は、そうした自主的活動の一つの成果として高く評価することができよう。

ここで、法的表現力やコミュニケーション能力の涵養についても付言しておきたい。既に述べたように、本法科大学院における授業は、ソクラティックメソッド等の双方向・多方向方式を原則としており、これを通じて日常的に口頭による議論の能力を養成しているが、これ以外に、多くの授業が、随時、レポートの作成、パワーポイント等を用いたプレゼンテーション等を行わせており、また、「模擬裁判」においては、口頭および文書による表現・コミュニケーションを実践させている。

選択必修科目としての「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」「民事弁護実務」、および共通選択科目としての「メディエーション演習」等においては、コミュニケーションないし交渉の基本的重要事項を整理し学習するとともに、ロールプレイや法律文書の起案等により、口頭および文書によるコミュニケーションの重要性と課題等を経験的に認識する機会を設けている。リーガル・クリニックにおいては、それらの科目による学修を前提として、研究者教員および実務家教員の後見的な関与の下で学生に相談者からの聞き取りおよび口頭による回答をさせているほか、相談案件に関する報告書の作成、訴状や準備書面の起案などをさせている。エクスターンシップにおいても、多くの場合、リーガル・クリニックと同様の経験をするとともに、その報告書を作成させている。

外国語による文書作成および議論の能力に関しては、「英文法文書作成」「国際契約交渉」「国際模擬裁判」を開設し、英文法文書の作成、外国のロースクールとの間のテレビ会議によるネゴシエーションをさせ、模擬法廷での討論を予定している。

このほか、学生から本法科大学院への質問・要望事項等については、From LS Students と称するメール受付窓口を開設し、常時これを受け付ける体

制を整えているが、そこにおける文書のやりとりを通じて、的確に要望事項を表現する能力の育成がはかられている。

③ 先端的法分野や外国法に対する知見

本法科大学院においては、大規模校であることのメリットを生かし、極めて多様な科目を設置することができている。先端的法分野に関しても、共通選択科目に「先端・展開系」として30科目を配置している。また、カリキュラム上も、3年次の学生は（一部においては2年生から）民事法務、刑事法務、公益法務、行政法務、企業法務、渉外法務、専門法務（知的財産系）、専門法務（税務系）、専門法務（環境系）の9分野のワークショップのいずれかを選択し、当該ワークショップに設置される高度に専門的な科目を最低8単位最大20単位取得しなければならないものとして、明確な方向性をもって、先端的法分野に関する専門的知見につき系統だった学修をするよう配慮している。

また、臨床法学教育においても、民事、刑事、家事、憲法のほか、労働、知財、外国人、ジェンダーのクリニックを設け、また、エクスターンシップにおいても先端的法分野に係る業務を中心とする法律事務所のほか、国際機関、中央省庁、民間企業に学生を派遣しており、これらを通じて、先端的法分野に関する最先端の実務を経験する機会を提供している。

外国法に関しては、選択必修科目としての「英文法文書作成」「外国法基礎」（英米法、ドイツ法、フランス法、EU法、中国法、アジア法、ロシア法・東中欧法）・「外国法演習」（英米法、フランス法、中国法）のほか、共通選択科目・ワークショップ科目として、「ドイツ刑法」「国際刑事法」「アメリカ証券取引法」「外国独占禁止法」「アメリカ通商法」「国際取引紛争処理法演習」「欧米知的財産権法」「欧米知的財産紛争処理法」「比較環境法」「法史学Ⅱ（ヨーロッパ）」等の外国法各論に係る科目を多数設置し、また、「国際契約交渉」においては、外国の法科大学院生との間で直接に議論をする機会を与えている。

臨床法学教育においても、リーガル・クリニックに外国人に係る事件が係属し、また、渉外法務を専門とする法律事務所、国際機関、中央省庁、商社等の民間企業に学生を派遣し、外国法に関する実践的な知見を得ることを可能にしている。

また、本法科大学院においては、アメリカ・カナダ・ドイツのロースクールおよび台湾の法務部司法官訓練所との間で学生交換協定を結び、本法科大学院の学生を派遣して直接に外国での教育を受けさせるとともに、協定校の学生を受け入れて、外国学生との交流を通じて外国法に対する知見を得ることも可能にしている。

④ 法曹としての責任感・倫理観の涵養

1年次（既修者については2年次）の学生は、必ず「司法制度論」または「法の基礎理論」のいずれかを受講すべきものとし、そこにおいて法曹の役割について概観する。これに加えて、2年次の必修科目として「弁護士の役割と責任」を設置し、未修・既修を問わず、すべての法科大学院生が学修の最も初期の段階で法曹の役割・使命・責任等についての基礎を学修するものとしている。

これを基礎として、1・2年次の選択必修科目として「民事弁護実務」、「家事弁護実務」、「刑事弁護実務」を、3年次の共通選択科目として「裁判官の任務と責任」、「検察官の任務と責任」、「民事公益弁護活動論」、「メディエーション演習」、「法整備支援活動」、「法務危機管理」、「模擬裁判」などを、3年次の選択科目（民事法務系ワークショップ科目）として「裁判外紛争処理」などを設置して、法曹の活動の多様性とそれぞれの分野における使命・責任につきさらに踏み込んだ学修を行うようにしている。これらの実務系諸科目はいずれも実務家教員が担当しており、教員が実際に体験した事例等をも交えながら授業を進行することによって、法曹のさまざまな役割・使命と責任のあり方を生き活きと具体的に学修させることを可能にしている。（本項のほか、基準6-2-1も参照されたい。）

民事・家事・刑事・労働・知財・外国人・ジェンダー・憲法の各分野についてリーガル・クリニックを実施し、学生に実際の事件を担当させることで、法曹の役割を体験させている（ただし、知的財産分野のリーガル・クリニックについては、ことがらの性質上、実際の事件を学生に担当させることはできず、シミュレーションによる臨床法学教育を行っている）。リーガル・クリニックにおいては具体的事件を担当すること等を通じて、参加学生は、法曹の使命と責任を体得するだけでなく、弁護士へのアクセスの困難性が依頼者の経済的困難や弁護士過疎だけを理由とするものではないことなど今日のわが国における司法の抱える問題点を認識し、かつ、より良い実務を行うためにはより深く法理論を修める必要があることを自覚することになる。

臨床法学教育の一環としてエクスターンシップを設置して、全国各地の法律事務所のほか中央省庁・自治体・国際機関・民間企業・各種相談機関などに学生を派遣し、それぞれの分野での法曹その他の法律実務家の活動を実際に体験させるとともに、それぞれの分野における実務を通じてわが国の司法の現状と問題点を認識させている。（本項のほか、基準6-2-2も参照されたい。）

リーガル・クリニックおよびエクスターンシップにおいては、報告書の執筆、実務家教員および研究者教員の参加する事前の準備会および事後の報告会での議論等を通じて、法曹の使命・責任を自覚させるよう配慮して

いる。なお、これらの科目は3年次に配当されているが、受入可能人数に余裕がある限り、法曹倫理を履修済みの2年生が参加することも認めて、できるだけ多くの学生が卒業までに少なくとも1回は臨床法学教育を経験できるよう配慮している（2007年度からは、リーガル・クリニック2年秋学期、エクスターンシップは2年夏学期から履修可能とし、負担の多いクラスについては3単位を与えることにする予定）。

正規授業を補完するものとして、本法科大学院発足以来、さまざまな特色のある活動をしている法曹を招いて「連続講演会」を開催し、法曹の果たす機能の多様性や、現代日本社会において期待されている法曹の役割などを自覚させるよう努めている。また、若手法曹約20名をアカデミック・アドバイザーとして雇傭し、専用の相談カウンターに配置することによって、随時学生からの質問・相談に応じることができるようになっている。実務家教員のオフィスアワーなどと併せて、早い段階から日常的に法曹との緊密な接触を保つ機会を提供することにより、法曹の役割と使命について、その細部に至るまで実感することが可能になるものと期待している。

さまざまな授業において、担当教員が、裁判傍聴、裁判所・検察庁・弁護士事務所等の訪問と意見交換などを行い、法曹の役割を具体的に知る機会を提供している。

学生達の自主的な企画として、近隣の商店街などと協力して模擬裁判を実施し、裁判員裁判における法曹の役割を体験すると同時に、一般市民に対して裁判員裁判に関する普及啓発活動を行い、市民社会における法曹の役割に関する認識を深めた。

法曹倫理に関しては、必修科目としての「弁護士の役割と責任」において、法曹倫理に関する基本的・総合的な学修をさせている。この授業は、弁護士のみならず研究者教員も担当し、事例問題をめぐって教員と学生が議論を展開することによって進められており、弁護士倫理その他の倫理規定を丸覚えするのではなく、法曹倫理の基本的な諸原則を理解させ、かつ、その応用の力を高めることができるものとする。このほか、選択必修科目として「裁判官の任務と責任」、「検察官の任務と責任」を設置し、法曹各分野の倫理問題を具体的に学習する機会を設け、また、「民事弁護実務」、「家事弁護実務」、「刑事弁護実務」等をはじめとする各授業科目において、法曹倫理に係る問題も検討の対象としている。

リーガル・クリニックおよびエクスターンシップにおいては、学生に、守秘義務契約の締結その他法曹倫理上必要とされるさまざまな準備を整えた上で、実務家教員および研究者教員の後見的な関与の下で、具体的な案件に直接関与させることによって、法曹倫理問題につき実践的な体験をする機会を提供している。

（本項のほか、基準5-1-3および基準6-2-2も参照されたい。）

2. 点検・評価

本法科大学院の基本理念と、それを実現するための具体的方策は、司法制度改革の理念とするところを最も直截に実現しようとするものであって、わが国法科大学院の模範となるべきものと自負している。

発足以来3年弱の期間を経て、この理念と方策は、本法科大学院の教員と学生に広く共有されるに至っている。個別の授業においては、具体的な事例や裁判例を素材として、双方向・多方向型の議論中心・問題解決指向の授業を行うことが最も重視されるべきであるが、若干の科目において講義方式を中心とする授業が行われているが、それは科目の性質上、短期間に初学者に法的基礎知識を修得させるためには講義方式が効率的であると考えられることによるものであって、本法科大学院の基本方針に反するものではない。

本法科大学院の理念が学生達にも浸透し、共有されていることの証左として、学生達が、臨床法学教育や学生交換協定に基づく外国留学など、直接的には司法試験の受験準備に結びつかない科目に熱心に取り組み、法曹としての資質を高めようとする意欲が高いこと、周辺住民を巻き込んだ模擬裁判の実現、各種研究会の組織、ロー・レビューの発刊など、自主的・積極的に、自らを“境界を超える法曹”“挑戦する法曹”へと高めるための研鑽を積んでいることなどをあげることができるであろう。

したがって、今後とも、これまでの路線を維持しつつ、さらにこれを発展させるべきものとするが、あえて問題があるとすれば、法律基本科目についてさらに「深い」理解をさせること、文書作成能力を一層強化すること、各授業科目の質的向上と平準化をはかること、アカデミック・アドバイザーやチューターをさらに活用させることなどを指摘することができる。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

上述したように、本法科大学院の現状は肯定的に評価しうるものではあるが、それをさらに発展させるため、2007年度以降のカリキュラムにおいては、以下のような改善を行うことを計画している。

①法律基本科目の理解をより「深化」させ、法的推論・分析力、問題解決能力等の一層の向上をはかるため、法律基本科目の演習科目を新設する。

②「多様性」をさらに拡大させるため、「スポーツ法」「立法学」等の授業

科目を新設する。

③「研究論文指導」および「ペーパーオプション」を新設することにより、法的理解の一層の深化と文書作成能力の向上を目指すとともに、本法科大学院における研究者養成機能を拡充する。研究者養成機能との関係では、2007年度より、本法科大学院修了者を助手・助教として採用する制度を発足させることも特記されるべきであろう。

④臨床法学教育（リーガル・クリニックおよびエクスターンシップ）のさらなる拡充をはかるため、法曹倫理やリーガルカウンセリングの学修をすませた2年生秋学期からこれを登録することができることとするとともに、訴訟を受任する等の事情により2単位科目における予習・復習を含む総学習時間（90時間）を超える時間を費やすこととなる場合には単位数を増加させることを計画している。

⑤「トランスナショナル委員会」を設置し、国際交流の一層の強化をはかる。

⑥エクスターンシップの派遣先の増強、実務家教員・アカデミック・アドバイザーの給源の確保、既存法曹に対する高度な専門教育の実施等をはかるため、稲門法曹支援室（仮称）の設置等、本法科大学院修了者その他の学外法曹との連携を強化する方策を採る。

⑦FD活動をさらに強化し、授業内容・授業方法の水準の一層の向上をはかる。

⑧本法科大学院修了者を積極的にアカデミック・アドバイザー、チューターまたは助手、助教等として採用することにより、教育・学習環境の改善に向けて、彼らの法科大学院制としての経験を積極的に活用するための方策を検討する。

⑨学生の自主的な活動（模擬裁判、研究会、講演会等）に対する支援を強化する。

8-1-1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1. 現状

本学27号館（小野梓記念館）の地上部分（1～4階）のほぼすべて及び8号館3階の法廷教室が本法科大学院の専用施設として確保されており、必要に応じて他の建物の施設・設備を利用している。詳細は、別添資料のとおりである。⁵⁷

27号館地下の小野梓記念講堂（学内他箇所との共用施設）には、模擬裁判用の法廷セットが用意されている。

授業には常に座席数がクラス定員以上の教室が使用されている。教室には各受講者に十分な手元スペースのある机が配置されている。各クラスの受講者数に沿った広さ及び座席配置の教室が使われており、教員と学生が互いに顔を見ながら議論ができ、発言者の声を容易に聞き取ることができる。必要に応じて、マイクを使うことができる。各教室には、ホワイトボード、プロジェクター、モニター、教員用LAN接続パソコンが配置されており、受講者の各机には電源及びLANケーブルのコンセントが配置され、27号館は全館無線LAN対応となっている。

27号館4階には、本法科大学院学生専用の独立した自習室4部屋に自習用キャレルが合計159席、用意されており、そのうち111席は24時間利用可能である。このほか、10の端末機器を設置した席がある。これも24時間利用可能である。さらに、27号館に近接した建物（2号館及び関口ビル）に本法科大学院学生が利用することができる計208の自習用キャレルがある。この他に大学全体の共用自習用キャレルをあわせると800席余りになる。さらに個室利用の必要がある場合は、中央図書館の閲覧個室（50室）を一日単位で利用することができる。なお、27号館の教室1室（49席）を授業で使う回数を少なくした上で、日曜・祝日を含め、学生が個人学習用に使えるよう開放している。

自習室の各机には電源及びLANケーブルのコンセント（27号館以外では、一部無線LAN）が配置されている。自習室は適度な明るさに保たれている。

27号館1、2、3階の随所に椅子及びテーブルが用意されており、学生が自由に自主的な議論・学修に利用している。また、27号館に隣接した建物にグループ学習室が用意されており、学生グループが予約の上、貸し切れることも可能である。27号館の教室は、授業が行われていない場合は、学生グループが予約の上、貸し切ることができる。

⁵⁷ 別添資料 29「設置申請書」の法務研究科の施設・設備に関する部分。

27号館に隣接した8号館に教員の研究室が設置されており、学生が容易に研究室を訪れることができる。研究室のある階には共同指導室が設置されており、教員が複数の学生とコミュニケーションをとる際に利用することができる。

学生及び教員は、大学全体のLANネットワーク（学外からもアクセス可能）を利用することができ、無料で電子メールにより学生・教員及び学生の相互間で連絡をとることができる。さらに法務研究科独自の教育研究支援システムを通じて、特定の授業の担当教員及び受講者の間で電子的に連絡をとることも可能である。

27号館1階に複数のコピー機が設置されており、さらに同4階の自習室の外側に共用パソコン（上述学内LANネットワーク及び法務研究科教育研究支援システムに接続されたもの）及びプリンタが多数設置されている。

夜間及び休日に27号館に入館するにはカードリーダーに学生証（教職員は身分証明書）を通さなければならず、セキュリティが確保されている。なお、警備員が定期的に館内を巡回している。

学生は目安箱の機能を持ったメーリングリストを利用し、施設等に関して、随時、意見を述べることができる。このメーリングリストによるメールは、研究科長、教務担当教務主任、学生担当教務主任及び関係事務職員が閲覧し、必要な対応をとっている。これまで指摘された主な問題点とその対応は、次のとおりである。学生から、すべての個人用ロッカーのより大型のものへの交換、共用パソコン・プリンターの増設、給湯施設の開放、ウォータークーラーやコートハンガーの設置などの要望があり、これらは実現されている。自習室の増設の要望には、既存の自習室のキャレルの増設に加え、大学が27号館隣接の建物（関口ビル）の一部を新たに借り上げ、これに対応した。また、自習スペースの確保のために空き教室を最大限活用することとした。

2. 点検・評価

学生一人ひとりの専用自習キャレルの確保の要望が出されているが、建物及び敷地が限られており、この要望の実現は難しい。また、事務所のスペースが狭く、多数の学生が一時に用事がある場合に混雑することがあり、学生と職員が個別に面談する場所もないので、事務所スペースの拡大が望まれている。さらに、27号館には学生が飲食に使うことができるテーブル及び椅子が少なく、その増設が望まれている。

3. 自己評価

B

4. 改善計画

事務所スペース及び学生がくつろぐことのできる場所の拡張のために、27号館1階のうち、現在は法務研究科の利用に供されていない部分をこれにあてることの検討を進めている。

静謐な環境が保たれるなど、より利用しやすい自習室の確保及び本法科大学院修了者が利用することのできる施設の必要性については検討中である。

8-1-2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1. 現状

地上階がほぼ本法科大学院専用となっている建物（27号館）に隣接した2号館の高田早苗記念研究図書館及び9号館の法律文献情報センターに法務研究科学生の利用に向けた法律図書（公的判例集、判例時報、判例タイムズのほか、法学の教育研究に必要な内外の専門雑誌及び図書）が収蔵されている。詳細は、別添資料のとおりである⁵⁸。本法科大学院の学生は、法学部学生読書室や中央図書館をはじめ、学内の他の図書館を利用することができる。学内のすべての図書館において、図書は一般的な配架基準にしたがって配列されている。学生は、「購入希望図書カード」により法律文献情報センターに対して、また「購入希望資料申込書」又は図書館の図書検索システムにより中央図書館に資料の購入希望を出すことができる。高額ではない法律図書（10万円以下の単行本）の購入希望は、ほとんどの場合、かなえられている。教員及び図書館職員が出席する図書委員会が定期的開催されており、あらかじめ確保された図書購入予算に応じて、利用者の意見に基づき高額の法律図書、新たな雑誌の定期購読、データベースを追加購入する体制が整っている。

法律関係のデータベースとしては、教育研究支援システム（ローライブラリー）、大学図書館が提供しているデータベース。さらに、27号館4階自習室脇設置されている10台の端末により、法律文献・書誌全文データベースであるLaw Library Information (LLI)を利用し主要法律雑誌の記事を参照することができる。

ローライブラリー (TKC)	図書館提供データベース	Law Library Information (LIC)
LEX/DB インターネット	LEX/DB	最高裁判例解説
法学紀要データベース	第一法規法情報総合データベース	判例タイムズ
速報重要判例データベース	法律時報	旬刊金融法務事情
法令データ提供システム	判例回顧と展望	ジュリスト
法学資料データベース(リンク集)	学会回顧	労働判例
ローレビュー(リンク集)	旬刊商事法務	金融・商事判例
学内リンク集	資料商事法務	判例百選
[教材版]民事訴訟・契約書式集	NBL	

⁵⁸ 別添資料 29「設置申請書」の法務研の図書に関する部分。

旬刊商事法務	法律時報文献月報検索サービス	
資料版商事法務	Lexis.com	
MBL	Westlaw International	
Vpass 総合	Congressional Univese	
Vpass 判例百選・重要判例解説	LexisNexis JurisClasseur	
Vpass 判例六法・小六法	beck-online	
Vpass 法律学小辞典	Juris Online	
六法全書電子復刻版	Hein-On-Line	
季刊刑事弁護・無罪判例要旨	WorldTradeLaw.com	
法律時報	中国法オンライン	
学界回顧/判例回顧と展望		
私法判例リマックス		
法律時報文献月報検索サービス		
法学セミナーベストセレクション		

このほかにも、大学全体で利用可能な図書館で提供されているデータベースには、外国法律雑誌の収録された多数のデータベースが含まれている。教員及び学生は以上のデータベースに学内ばかりでなく学外からもアクセスし、必要な資料を検索しダウンロードすることができる。

2. 点検・評価

勉学に必要な図書は完備しており、さらに利用可能なデータベースは情実しており、勉学に必要な資料の不備はない。上述のデータベースは、LLIを除いて学外からも利用可能であることの便宜性は学生及び教員により高く評価されている。

図書等に関する学生の希望として、学生から、判例集等の27号館への蔵置の希望が出たが、これらは上述のデータベースにて利用可能であり、他の建物に完備しており、そのためのスペースもないため27号館には蔵置していない。データベースからダウンロードした資料の印刷のためにプリンタを増設し、トナーの補給などの管理保守にも万全を期している。コピー機のような課金をしていない。印刷量は極めて多く、トナー等の補給、プリンタの買い換えによる大学の経済的負担が予想を超えるものであった。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

8-2-1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

1. 現状

大学卒業後、一定の年限を社会人として過ごした入学志願者については、その社会経験を重視した入学選抜を行っている。そのような者がその経験をアピールできるようなステートメントを願書の一部として提出することが奨励されている。有職者で入学試験に合格した者については個別に面接を行い、入学後の対応について相談を重ねた上で本法科大学院での勉学を始めてもらっている。

日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を2005年に出願した学生は132名であり、そのうち131名が採用された。同機構の第二種奨学金の貸与を2005年に出願した学生は124名であり、全員が採用された。第一種と第二種の奨学金貸与を受けている学生は81名である。

学内の奨学金が次のとおり、給付されている。なお、学内奨学金はすべて貸与ではなく、給付されるものである。稲門法曹奨学金（年60万円）60名、大隈記念奨学金（年40万円）3名、小野梓記念奨学金（年36万円）7名、校友会給付奨学金（年36万円）13名、津田左右吉奨学金（年30万円）1名、大川一般奨学金（年25万円）1名、武本孝俊奨学金（年20万円）1名。このほかにも、法学会緊急対応援助を利用することも可能であるが、本法科大学院ではこれまで該当者はいない。

学生寮については、全学的な施設として、早稲田大学国際学生寮が葛西(男子)、花小金井(男子)、戸田公園(女子)、田無(女子)、所沢(女子)の各箇所、さらに市嶋記念千駄木学生寮(女子)、東伏見学生寮(男子)、田無学生寮(男子)などが存在するが、本法科大学院の学生は大学の寮を、通常、利用していない。学生交換協定に基づき受け入れた留学生には、早稲田奉仕園留学生寮に入寮した者がいる。

地域開放型保育所「ナーサリー早稲田」を大学が開設しており、本法科大学院学生も利用可能である。保育時間の融通がきき、0歳児（生後57日）から未就学児まで預けることができる。授業や都合の良い時間だけを預けられる一時保育もある。同保育所を利用している学生は2名である。

また本法科大学院では、搾乳した母乳の保存の必要がある者に対応するために、専用冷凍庫を設置している。育児、出産、家族の介護のために休学又は復学を前提とする退学を認める制度を設定している。

身体障害者については、大学として修学を支援しており、そのための設備も整えられている。本法科大学院の27号館は、いわゆるバリア・フリーな建物になっている。同館は、建築に際して、シックハウス症候群を持つ者への対応をはかった。さらに、全学的施設として「障がい学生支援室」が設け

られており、身体に障害のある学生のサポートが行われている。

ハラスメントについては、全学的に問題に取り組んでおり、学生は本法科大学院の教職員及び教務主任のいずれにも相談することができ、必要な場合には、大学のハラスメント防止委員会の相談窓口を利用することができる⁵⁹。人間関係などその他の問題については、教務主任との面談及び大学施設である総合健康教育センターの学生相談室の利用が可能である。

学生が生活面、健康面等について問題がある場合、本法科大学院の教職員及び教務主任のいずれにも相談することができるのはもちろんであるが、大学の総合健康教育センターで、心身の健康についての問題のほか、学生生活上のあらゆる悩み、学業の履修や転部・転科、将来・進路、対人関係や家族関係、性格、経済的な問題、日常生活で起きた交通事故や商品契約などのトラブルに対して、一般相談のほか、カウンセラーや弁護士による専門相談が実施されている。

学生から、学内奨学金の給付者数の増大及び保育所「ナーサリー早稲田」の保育者数の増加が求められている。大学内の所管部署である学生部の関係者にこのような要望を伝え、検討を依頼した。

2. 点検・評価

全般的に支援を行う制度は整っており、実際にその制度が利用されている。学内奨学金の給付対象者が限られていること及び大学の設置する保育所の収容人数が限定されていることが今後の課題である。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

2007年度から、本法科大学院学生について38名を対象とした年額30万円の学内奨学金（創立125周年記念奨学金（仮称））の給付が始まることになっている。

⁵⁹ 別添資料 40「Stop Harassment 基礎編」、「Stop Harassment 教員編」。

8-2-2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

全専任教員がオフィスアワーを設定しており、オフィスアワーの利用は履修学生に限定せず、全学生が学修方法や進路選択等について適切なアドバイスを受けられる体制となっている。また、教育支援システムの質問コーナーやメールによる質問・相談にも応じており、学生は学修全般に関する質問を随時することができる。個々の教員では解決のつかない問題、適切な回答ができない問題については、教務主任が相談に応じている。

また、チュートリアル制度及びアドバイザー制度を設けており、前者は主要各法分野別に本学大学院法学研究科博士課程学生及び本法科大学院修了生がチューターとして学生の勉学上の疑問に答え、後者は若手の法曹が勉学上の疑問に加え、進路選択、将来構想等について学生の相談にのるものである。現在12名のチューターと19名のアカデミック・アドバイザーがいる。

入学前にオリエンテーションを開催しており、上記の制度の案内、奨学金の種類及び手続の説明、憲法、民法、刑法の担当者によるそれぞれの科目の勉強の仕方の説明、さらには個別相談も行っている。また、科目履修などでは事務所学務系の職員が相談にのっている。

入学直後に在学生在がWelcome-LSと称する新入生の歓迎行事を自主的に行い、その後、定期的に学習方法などについてアドバイスを与える機会を提供している。本法科大学院は、学生のこの自主的活動について側面的な支援を行っている。

このWelcome-LS以外のアドバイザー制度について、一部の学生には敷居が高いと感じられるようであるが、学生はそうのように感ずる必要はないこと、及び担当者には学生にそのような感じを与えないように要請するなどしている。

アドバイザーと授業担当教員間の連携が不十分であることが指摘されている。アドバイザーが授業見学を行うなどの方策が考えられたが、十分な対応はできていない。

学生に進路選択について情報を提供する機会の拡大するために、様々の分野で活躍する法律家を招き連続講演会を行っている。講演会後の懇親会を含み、大変に有意義であるとの評価を学生から受けている。

2. 点検・評価

アドバイス制度は充実しているが、必ずしも大多数の学生が利用している

とは限らない。利用しない学生について、利用の必要がないのがそれとも他の理由で利用しないのかを何らかの形で明らかにすることを検討すべきである。現在の制度では、チューターやアドバイザーは学生がアドバイスを受けに来ることを待つという受け身の姿勢をとっているが、学生に対して積極的に働きかける体制を作ることが必要であると思われる。

2006年度には、修了生をチューターに採用した結果、学習上の問題に限らず生活や進路を含めた多様な質問に、在学生と同じ目線での回答ができるようになり、相談者も増えてきている。また、学生の自主ゼミにも参加し、共に学修をするチューターもいる。

進路選択情報提供のための連続講演会は、講演後の懇親会を含んで大変に有意義であるとの評価を学生から受けている。

3. 自己評価

A-

4. 改善計画

アカデミック・アドバイザーと授業担当教員との連携を強化するための工夫と学生が利用しやすい環境つくる工夫が必要であり、そのための改善計画を早急に検討する。

8-2-3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること

1. 現状

精神面での問題については、教務主任ほかの教職員が学生から相談を受けることがあるが、専門家によるカウンセリングが必要な場合は大学の総合健康教育センターなどの利用を勧めている。精神面での問題があると認識していても、本法科大学院の教職員との接触をさけ、総合健康教育センターへ、直接、相談へ行く学生もいる。総合健康教育センターについては、印刷物、大学ホームページ、ポスターなどでその存在の周知がはかられている。総合健康教育センターには常勤インテーカー、心理専門相談員及び精神科医師がおり、精神的な問題について学生に対応している。医師の助言により療養のため休学・退学を必要とする学生には、休学又は回復時の復学を前提とした退学を認めている。

法科大学院と大学のメンタルケア体制との連携が極めて重要なことから、学生担当教務主任が大学学生部が行うメンタル問題の学生対応についてのレクチャーを定期的に受けているほか、学生担当教務主任と事務長が総合健康教育センターの心理専門相談員等と面談し、法科大学院の状況を詳しく説明し、本法科大学院の学生がどのような状況で精神面の問題を抱えることになるかについての同センター担当者の理解を助けている。

2. 点検・評価

大学の体制は充実しており、本法科大学院専任のカウンセリング要員は存在しないものの上述のように大学の関係者に対する法科大学院固有の精神的なストレスの大きい状況の周知をはかっていることにより、充実度はさらに大きくなっている。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

精神的な問題について専門家と相談することの意義及び総合健康教育センターの利用可能性について今まで以上に機会を捉えて周知徹底をはかることが考えられている。また、このような問題が生ずる学生について、教職員が

不用意な対応や過度な介入をしないよう対応の仕方についての正しい認識を持って貰うための働きかけをFD活動の一環として行っていく。

8-2-4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1. 現状

本法科大学院では、国際的に活躍することができる法曹の育成をめざし、国際性の涵養に配慮した取り組みに力を入れている。

まず、本法科大学院の開講科目には、多くの外国法に関する科目及び国際的な法律問題を扱う科目が含まれている。特に、英米法科目のうち幾つかは、外国人教員が担当している。科目による受講者数の多寡はあるものの、多様な外国・国際関係の科目は学生の国際性の涵養に大きく役立っているものと考えられる。

次に、アメリカのコロンビア大学、ペンシルバニア大学、コーネル大学、デューク大学、イリノイ大学、ミシガン大学、ワシントン大学、それぞれのロースクール、カナダのヨーク大学オズグッド・ホール・ロースクール、ドイツのブチェリウス・ロースクール、国立台湾大学法律学院、台湾の法務部司法官訓練所と学生交換協定を結んでいる。

さらに、協定校であるデューク大学ロースクールの求めに応じ、同校が主催する香港におけるサマープログラムで講師を務めるために、本法科大学院教員1名を2006年7月に派遣した。2007年2、3月にはデューク大学ロースクールへ集中講義を行うために本法科大学院教員1名を派遣する予定である。

より短期の国際交流もはかっている。TV 会議システムを使ってワシントン大学と合同授業を行っている「国際契約交渉」では、2005年3月、受講者6人をワシントン大学ロースクールへ派遣し、同校の学生と直接対面での合同授業を行った。2006年3月には、トランスナショナルプログラムと称し、ペンシルバニア大学ロースクールの教授3名をはじめとし、韓国、台湾からも教員を招き、本法科大学院の教員と共にコーポレート・ガバナンスの諸問題について、本法科大学院の学生及び外国から招待した学生に対して、連続講義を行った。

以上の学生交換、「国際契約交渉」の派遣及びトランスナショナルプログラムの参加者数については、別に資料を作成した⁶⁰。

エクスターンシップには、学生を外国へ派遣するものもある。これまでジュネーブの国際組織、法整備支援のためにベトナム及びラオスへ派遣した実績がある。国内の派遣先にも、経産省通商機構部など国際的な問題を扱うものがある。

本法科大学院では外国からの訪問研究員を受け入れており、これまで何人かの法律家及び研究者が数ヶ月から2年間にわたって滞在し、本法科大学研

60 別添資料 39「大学院法務研究科学生交換の実績」。

究科教員及び学生との交流を深めている。

本法科大学院を1日だけ訪問する外国法律家も数多く、可能な場合には、訪問者に学生向けの講演を依頼している。

外国から法律家及び学生を招いた国際シンポジウムを本法科大学院は、これまで何回も開催した。

外国の法律家向けの研修も行っている。2005年10月及び2006年10月には上海高級人民法院の法官21名に対し、1週間にわたり、本法科大学院の教員が日本法について講義を行った。このほか、カンボジア、ベトナム、韓国、台湾等から1日だけ訪問した法律家に対し、わが国の法制度又は法科大学院制度及び本法科大学院の状況などについて解説を行っている。

大学としての国際的な学習環境の充実是多岐にわたる。大学のホームページにその概要が記されている⁶¹。

2. 点検・評価

本法科大学院の国際性についての充実度は、非常に高いと評価することができる。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

これまで学生交換協定を締結した優れた外国機関と同水準の幾つかの機関との新たな協定の締結を交渉中である。また、協定校等から教員の一学期間の派遣を依頼し、本法科大学院の授業を担当させることを計画している。

⁶¹ 早稲田大学の「国際展開・留学」については、<http://www.waseda.jp/jp/global/international/index.html>を参照。

8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1. 現状

2004年度、2005年度、2006年度前期の、各開設科目毎の履修登録者数は、別添資料18の通りである。

法律基本科目については、同一科目につき、2004年度は5クラス、2005年度及び2006年度については6クラスを開講することで、1クラスの人数を50人以下としている。

2. 点検・評価

法律基本科目は、いずれも1クラスの人数を50人以下としているが、先端展開系科目（ワークショップ科目・共通選択科目）のなかには、1クラスの履修登録者がこれを超える科目がある。履修科目登録の前に、履修希望のアンケートを実施し、学生の動向を把握して、多くの学生が希望する科目については、クラスを増設することで対応している。しかし、このアンケートに対する回答率が低い（約60％程度）ため、学生の正確な希望が把握できないことなどから、結果的に、履修登録者の多い科目・クラスが出来している。履修希望の多いクラスについては、今後、履修指導の徹底と的確な選抜方法の導入を検討する必要があると認識している。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

履修希望の多い学科目については、2007年度からの新カリキュラムのクラス数編成で改善をはかっている。

8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

(表12)

04 年度			05 年度			06 年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
300	277	0.92	300	290	0.97	300	285	0.95

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行いう。
3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。

入学定員・入学者数は、上掲表12の通りである。2004年度、2005年度、2006年度の入学者数の平均人数は、284名である。

2. 点検・評価

入学定員と入学者数のバランスは、許容される範囲内であると考えている。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

8-3-3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

(表13)

	06 年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
第1年次	300	285	0.95	0	0	
第2年次	300	282	0.94	8	1	16
第3年次	300	244	0.81	13	0	2
合 計	900	811	0.90	21	1	18

- [注]
- 1 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。
 - 2 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
 - 3 上記表では、第1年次とは06年度、第2年次とは05年度、第3年次とは04年度の入学者をそれぞれ指す。
 - 4 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。
 - 5 退学者数、休学者数は、各年次の入学者のうち、06年5月1日時点における退学者数、休学者数をいう。
 - 6 留年者数は、進級制限がある場合において、04年度、05年度の入学者のうち進級できなかった者の人数をいう。
留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含めないこと。
 - 7 第2年次の「留年者数」は、05年度入学者で2年に進級できなかった者の数、第3年次の「留年者数」は、04年度入学者で05年度に2年に進級できなかったが、06年度に2年に進級できた者の数をいう。

2. 点検・評価

在籍者数は収容定員を上回っていない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

9-1-1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1. 現状

(1) 成績評価の決め事

本法科大学院における成績評価の基準は、「開設準備委員会」第17回会合（2003年4月10日開催）において決定された「法務研究科（専門職大学院）設置大綱」において定められ、これは2003年6月に文部科学省に提出された「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」において確認されている⁶²。なお、「設置大綱」においてはA、B、C、Dの成績表記を行っていたが、大学の表記方法に統一するために、現在ではA+、A、B、Cに変更されている。しかし、以下に説明するような、評価の基本的考え方や割合などの実質については、「設置大綱」からまったく変更はない。

(2) 評価の基本的考え方

評価は、学期末試験、双方向・多方向の授業への参加・貢献の度合い、レポートなどを、授業形式に応じて多様な観点から行っている。また、臨床法学教育については、活動内容を評価している。

成績評価は、100点満点の素点をもって行うことを原則とし、60点以上を合格としている。なお、以下の基準にしたがって、素点を成績評価に置き換える。

A+=100点～90点、A=89点～80点、B=79点～70点、
C=69点～60点、F=59点～0点

F評価（不合格）であるかの判断は絶対評価としたうえで、その余の評価は以下の割合に応じた相対評価としている。

A+=10%、A=30%、B=35%、C=25%

ただし、少人数での授業（10名未満）については、必ずしも上記の割合に厳密に従うことを担当教員に求めているわけではなく、受講者人数に応じて柔軟に評価が行われている科目もある。また、民事弁護実務、リーガルカウンセリング アンド ネゴシエーション、臨床法学教育、エクスターンシップは、科目の性質上、合否のみの評価を行っている。

各教員に対しては、試験ごとに「相対評価標準表」⁶³が配付され、各クラスに適合した成績配分人数が周知されるとともに、同時に配付される「成績評価

⁶² 別添資料29「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」III-(3)-(e)、7頁。

⁶³ 別添資料37「早稲田大学大学院法務研究科 相対評価標準表」。

における注意事項」⁶⁴において、相対評価の割合が厳格に守られることが要請されている。

なお、F評価（不合格）およびH評価（定期試験の欠席）の者は年間6単位を上限として再試験を受験できるが、その際の成績評価はC（60点）またはFのいずれかとしている。ただし、定期試験を受験できなかったことにつき、研究科長が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない⁶⁵。

（3）各教員の担当科目ごとの成績評価基準

上記の一般的な評価基準にしたがい、各教員は個々の科目について成績評価基準を設定している。たとえば、1年次必修科目である民法（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）および会社法Ⅰでは、学期末試験の成績とともに、平常の授業への参加状況と学期途中で課す学習報告を評価対象としている。また1年次選択必修科目である法の基礎理論（ⅠA-C、ⅡA）では、ミニ・プレゼンテーション、ディスカッション、数回のミニ・レポートを、学期末試験の成績とともに勘案している。その他、すべての科目で学期末試験以外の要素を考慮した成績評価が行われている。

出席については、大部分の教員が毎回の授業で確認を行っているが、厳密に確認をしていない教員も存在する。出席確認の方法については、出席カードを学生に配付し、これを回収して事務の担当者が名簿に記載する方法と、受講者の席を固定し、座席表を用いて出欠をチェックする方法などが用いられている。多くの授業で授業への積極的な参加や発言内容が評価の要素となっているが、これについては前記の座席表を利用して、メモ等をとることが実施されている。また、「教育支援システム」によって、受講者の事前の予習状況が確認できることから、これも授業におけるパフォーマンスの評価に利用されている。

（4）学生への開示

上記の成績評価の基本的考え方と具体的な評価基準（A+～Fまでの基準点と相対評価の割合を含む）は、すべて「大学院法務研究科要項」⁶⁶に記載されており、学生に開示されている。また、科目ごとの評価基準はすべて「大学院法務研究科講義要項（シラバス）」⁶⁷に記載されており、受講を希望する学生は事前に各科目の成績評価の方法（学期末試験以外の評価要素を含む）につき情報を得ることができるようになっている。

⁶⁴ 「成績評価における注意事項」。

⁶⁵ 「未済試験及び再試験に於ける成績評価に関する申し合わせ」（2004年6月16日研究科教授会決定）および「再試験に於ける成績評価の変更について」（2005年6月15日研究科教授会決定）。

⁶⁶ 別添資料2「大学院法務研究科要項」、4-5頁。

⁶⁷ 別添資料3「2006年度 大学院法務研究科講義要項」。

2. 点検・評価

成績評価の方針は明確であり、相対評価の割合を含めて、評価基準は厳格に設定されている。また、こうした方針と基準は、学期ごとに教員（兼任教員・兼任講師を含む）に周知徹底されている。科目ごとに教育内容・授業形式の特性に応じた評価方法を導入し、学期末試験だけによる画一的な評価を回避している。

さらに、こうした評価方針と基準は、「大学院法務研究科要項」および「大学院法務研究科講義要項（シラバス）」によって、ほぼ完全に学生に対して開示されており、学生の講義選択・受講時の履修のポイントを示す指針として十分に機能している。

なお、シラバスに記載された科目ごとの評価方法は「授業への参加状況、レポート、学期末試験を総合的に評価する」といった表現が多く、具体的に各評価要素がどの程度の割合で勘案されるのかといった点が必ずしも明確ではないという指摘が可能である。しかし、実際に授業を行ったうえで、学生の一般的な習熟状況や格差を勘案して、成績評価において各要素の占める割合をある程度柔軟に変更する方が、適正な成績評価につながるとも考えられる。こうした観点から、シラバスでは「総合的な評価」という一般的表現が用いられている。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

教員の負担を少なくし、効率的に出欠確認をする方法として出席カードの配付・回収と事務所による出席簿への記載というやり方が最も効率的かつ現実的であると思われるので、全科目でこれを実施する方向で検討を行っている。

9-1-2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1. 現状

(1) 成績評価基準の実施状況

成績評価は、基準9-1-1で示した方法・基準に基づき、厳格に実施されている。特に、成績の相対評価は、別添資料25が示すとおり、ほぼ基準に従った評価が実施されている。同一科目について複数クラスが設定されている場合には、成績評価の公正を確保する試みが行われている。たとえば、刑法、刑事法総合Ⅰにおいては、担当教員が各自の作成した候補問題を持ち寄り、全員で協議をしたうえで、単一の問題を修正したり、複数の候補問題を合体させるなどして、統一問題を作成している。その際、出題意図、必須論点、採点のポイント、採点基準について意思統一が行われている。また、F評価（不合格）を与えるに際しては、担当教員全員が当該答案を読み、担当者全員により構成される評価会議で審議・決定が行われている。こうした統一的な取扱いは、3月に実施される再試験に際しても、同様に行われている。

また、人権論、国家と法、行政過程論、行政法総合などでは、一人の教員が試験問題案を作成し、これを数回の担当教員全員の会議で検討したうえで、統一問題を作成している。その後、問題案を作成した教員が詳細な採点基準を作成し、これを全員が共有する。F評価については、担当教員全員で協議をして決定している。また、民法系の科目においては、問題は同一とはしていないが、科目における到達目標については、担当教員間で合意を形成したうえで、成績評価が行われている。

(2) 厳格な実施の確認方法

すべての科目に関する成績分布などのデータは、各セメスターが終了した後の直近の教授会に配付され、その内容が確認される制度をとっている。成績評価基準から著しく離れている科目がある場合には、教務担当教務主任が翌年度からの改善を勧告することになっている。また、試験問題については、原則としてすべてが「教育支援システム」上で公開されており、教員が相互に他教員の試験問題の適切さをチェックすることができる。

2. 点検・評価

以上のような現状から、成績評価は予め設定された成績評価基準に従って厳格に実施されていると評価できる。学期末試験における評価の割合は、実際の成績分布から見て、ほぼ守られていると考えられる。同一科目複数クラ

スにおいては評価を平準化する努力がなされており、特に公法系・刑法系科目では統一問題・統一評価が制度的に機能しており、評価の客観性・公正性が保たれる枠組みが確立している。民法系の科目においては、問題の統一などの統合的な取扱いにまで至っていないが、こうした科目においても、授業の到達目標と評価の一般的な基準に関する事前合意はとられている。さらに科目内の相対評価は厳格に守られており、試験問題の適切さについても、先に述べたように、教員が相互にチェックできる体制であることは同様である。

個々の評価方法に関連しては、基準 9-1-1 で説明したとおり、出席カードや座席表などの利用により出席記録が適正にとられている。また、授業中の発言についても、多くの授業では、座席表や履修者名簿を利用して、これを記録することが行われている。さらに、再試験についても厳格に実施されており、安易な救済策となっていないことは、受験者の合格状況から判断される。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

成績評価は、これまで各担当教員の教育研究の自由に属する事項といった意識が強く、これを共同で行うことは必ずしも容易ではない。こうした状況は、各科目の評価状況をオープンにし、成績評価の問題を教員相互間で率直に話し合える場を設けることにより、徐々に改善されるものと考えられる。実際、4-1-1 において紹介した「知って得するFD」のシリーズの集いを通じて、こうした土壌は確実に生まれつつあると評価できる。そうした意味で、この集いをさらに充実させてゆきたいと考えている。

9-1-3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 成績の説明、試験に関する解説・講評

学生に対しては、オフィスアワーやメールを利用して、試験問題の出題意図や個人の成績に関する質問を行うことが奨励されている。試験後に出題意図や採点基準を説明する文書を配付し、あるいは採点された答案の返却を行うことは、制度としては整備されていない。しかし、成績評価基準の厳正かつ客観的な実施状況を学生に開示するという趣旨から、こうした措置を自主的に行っている科目は徐々に増加している。2005年度後期の実績では、民法Ⅲ、民事訴訟法、刑事訴訟法、国家と法、民事法総合Ⅰ、民事法総合Ⅲ、企業統治と企業金融、刑事法総合Ⅱ、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎など、法律基本科目を中心に11科目あまりで答案の返却が行われている。

こうした状況を踏まえて、本法科大学院では「定期試験の成果の活用に関するお願い」⁶⁸（教務担当教務主任・FD委員会委員長連名、2006年6月6日付）を科目担当教員全員に配付し、答案の返却を実施することを要請するとともに、出題された問題の解説・答案の一般的な講評を目的とした講義や文書の配付を奨励した。この結果、2006年度前期においては、こうした措置をとる科目は増加し、法律基本科目にとどまらず、基礎科目あるいは先端・展開系科目などの22科目に及んでいる。

こうした措置の実施は、授業や「教育支援システム」を通じて学生にも周知されている。とりわけ、試験問題の解説等は、「教育支援システム」を通して学生に提供されている。これらの詳細な実例については、6-1-2の項目「1 現状」の（3）および（5）を参照されたい。

(2) 異議の申立

成績評価に関する異議申立は、担当教員に対して行われることが基本となっており、（1）で記載したようなオフィスアワーやメールを利用した質問には、そうしたものも含まれている。しかし、万一担当教員による回答が満足のいくものでない場合には、学生からの異議申立について、担当教員から独立した第三者である教務担当教務主任が、当該学生と個別に面談をする手続が慣行として確立している。これをさらに制度化する趣旨から、「成績評価に関する学生からの説明要請に対する対応指針」⁶⁹（教授会決定、2006年7

⁶⁸ 別添資料 38「定期試験の成果の活用に関するお願い」。

⁶⁹ 別添資料 44「成績評価に関する学生からの説明要請に対する対応指針」。

月19日)が定められ、現在はこれに従って措置がとられるようになっている。

この「対応指針」によれば、成績評価において不合格の判定を受けた学生がその理由の説明を要請する場合には、教務担当教務主任は同一科目を担当する他の教員の意見を求める。また、必修科目でない科目である場合には、前記方法に準ずる方法で他の教員の意見を求める。この結果をもとに、教務担当教務主任が当該学生と面談し、説明を行うことになる。

(3) 制度の活用状況

教務担当教務主任が関与するに至った異議申立はこれまで数件みられ、この面談の制度は学生により活用されていると考えられる。上記の「対応指針」が策定されたのも、こうした活用実績を踏まえて、より客観的な情報に基づき、異議申立を行った学生に対する説明を行う趣旨からである。

2. 点検・評価

学生に対する試験の評価ポイントなどの説明は、学生の要望に応じて、個別に応じる体制は整っている。実際、オフィスアワーを利用した質問やメールでの問い合わせは自由に行われている。一方、受講した学生一般に対して、答案の返却や出題意図などの説明を行う対応は、各担当教員の任意に任されており、制度的に義務づけられているわけではない。しかし、前項で述べたように、本法科大学院ではそうした措置をとることを組織的に奨励する対応がとられており、答案返却などのアフターケアの措置をとる教員は確実に増加してきていると評価できる。

成績評価に関する不満は、本来は担当教員と学生との間の対話・交流により解決されるべきであり、先に触れた答案の返却や出題意図・採点基準の開示により、その大部分は解消されるものである。その意味では、異議が出ない状況こそ健全な事態とも言える。こうした点で、本法科大学院において、教務担当教務主任が関与した異議申立が数例に留まっていることは、積極的に評価できる点である。

もちろん、担当教員との間で解決できない場合には、学生の不満・異議ができるだけ客観的な制度による解決されることが望ましい。本法科大学院では、教務担当教務主任が第三者である同一科目あるいは近接科目を担当する教員の意見を聞いたうえで、学生に説明する手続が取られており、その点で客観性は十分に確保されていると評価できる。もっとも、異議申立は事務所が学生の話を聞いたうえで、教務担当教務主任との面談を設定する手続になっており、書面による申請という形式にはなっていない。この点で、手続の円滑な進行と透明性の確保という観点から、工夫の余地があると考えられる。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

教務担当教務主任との面談による異議申立の解決は、慣行として実施されているものであるため、これを明文化することを検討している。こうした慣行は、すでに学生には周知のことであるが、明文化により学生に対してさらに徹底をはかるとともに、申請書面の設置など、手続の形式的側面についても整備を行うことを検討している。

9-2-1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1. 現状

(1) 修了認定基準の形式と内容

修了認定基準は「法務研究科（専門職大学院）設置大綱」において定められ、3年以上在学し、所定の単位（96単位～108単位）を取得することが修了要件となっている。ただし、法学既習者の認定を受けた者については、1年必修科目の10科目30単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。

1年生が2年生に進級するためには、「1年必修科目」（30単位）および「1年前期選択必修科目」（2単位）の修得単位数が、合計で26単位以上であることが必要である。1年目に2年生に進級できなかった者は、1年次に修得できなかった科目を再履修し、2年目終了時に1年配当科目（36単位）をすべて修得している場合のみ、2年生への進級が認められる。同学年で在学可能年限は2年を上限としている。同一学年に留まるのは1年生のみで、2年生以降は、延長生も含め、すべて自動的に学年が進行する⁷⁰。

これまでの進級実績は、別紙「学生数の推移」のとおりである。なお、成績が芳しくなく、進級できない可能性のある者については、事前に教務担当教務主任が個別の面談を行い、警告を行っている。

(2) 修了認定の体制と手続

事務所が各科目の成績を取りまとめ、修了認定予定者のリストを教授会に提出する。教授会は、このリストをもとに、各予定者が所定の単位を修得していることを確認したうえで、修了認定を行う。

(3) 修了認定基準の学生への開示

修業年限、修了要件、進級制度については、すべて「大学院法務研究科要項」に記載されている。

2. 点検・評価

修了認定基準は96単位であり、法科大学院設置基準で示された93単位を上回る。1科目あたりの教育内容が量的・質的に大きいことに鑑みて、108単位以上をとらせないキャップ制を実施している。進級基準は明確かつ客観的であり、法律基本科目の一定程度の修得を基準としている点で、内容

⁷⁰ 別添資料2「大学院法務研究科要項」、5頁。

的にも適正である。また、これらの基準は学生に広く周知されており、問題点はない。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

9-2-2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

2005年度の修了認定対象者は20名であり、全員が修了認定された。いずれも最低単位数である96単位を満たしており、修得単位の最多は104単位、最小は96単位、平均は99.1単位であった。手続的には2006年3月8日に開催された法務研究科教授会に「2005年度修了判定」の資料が提示され、これをもとに教授会で審議が行われた結果、全員の修了が認定されている。

2. 点検・評価

修了認定された全員が、所定の修了要件（修得単位96単位以上、108単位以下）を満たしており、基準9-2-1で説明した修了認定基準は適正に実施されていると評価できる。また、認定の体制・手続についても、十分な資料をもとに教授会で審議され、修了要件を満たしていることを確認のうえ認定が行われており、適正かつ公正であると考えられる。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

9-2-3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

本法科大学院は、修了要件たる在学期間と単位数の充足により機械的に修了を認定する制度を採用しており、その他の要素を勘案することはできない。したがって、所定の単位数を取得する者が修了認定を受けることができないという事態は発生せず、そもそも異議申立を考慮する必要はないものと考えられる。このため、修了認定に限定した異議申立の手続は設けられていない。

2. 点検・評価

修了認定に限定した異議申立手続は設置されていないが、これにより特段の問題が生じるとは認識していない。もちろん、個々の科目の単位認定について異議申立が行われ、これが結果として修了認定に影響する可能性はあるが、それは基準9-1-3で説明した異議申立手続により対応されており、その点で本項目に関連する異議申立も、実質的にはこれにより担保されるものと考えられる。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

第4 その他

私たちは、貴財団による認証評価を受けるにあたって、今回独自の自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書」を作成した。この報告書の作成は、本法科大学院の自己点検評価委員会の委員にとっては、自らの法科大学院の現状を様々な角度から見直し改善点を見出す、FD活動にも似たプロセスであった。その意味で、認証評価は、それを受ける法科大学院にとっても自省のための有意義な機会である。

しかし、他方、そうした意義をもつ自己点検・評価のプロセスは、学生収容定員数900人、教員総数151人（うち専任教員71人）を擁し、351クラスの授業とリーガル・クリニックやエクスターンシップを展開する大規模法科大学院においては、担当教職員に大きな負担と苦痛を課すものであった。各自己点検・評価委員は、重い教育負担を負いながら、報告書の作成を担った。本来であれば関係教員との協議や討論を重ねながら担当部分の記述を練り上げていくべきであるが、今回の認証評価スケジュールが通常に比してタイトなスケジュールとなっていることもあって、それが十分できたわけではない。この自己点検・評価の過程は、現状では、担当委員に対するFD的效果があったとしても、この経験が共有されて、教員全員に対するFD的效果を期待することは難しく、そうする努力が求められていることも承知している。

また、認証評価に求められる資料の基礎的なデータが、自己点検・評価そのものがまだ十分に文化として根付いていない大学の制度や慣行のなかで、データそのものが保管・保存されていないものもあり、基礎的なデータを準備する職員には、膨大な日常業務と学生への対応に加え、恒常的なオーバーワークを強いることになった。アメリカのローススクールでは、認証評価担当のAssociate Dean（スタッフ）が配置され、教員（ファカルティ）で構成される委員会と職員（スタッフ）が協働して、評価を受ける準備が行われている。それでもその作業は大変であると聞いている。制度的な条件を無視して行われる試みは、法科大学院の理念を実現するものとはなりえない。この点で、自己点検・評価の項目や内容について十分な配慮が必要である。例えば、第1分野と第7分野などは、評価項目や観点を整理し、場合によっては統合させることなどが考えられないであろうか。

もとより、以上の事情は自己点検・評価が甘くなって良いという理由にはなりえない。評価委員及び評価員の方々には、わが国の司法制度改革の理念にしたがって、本法科大学院につき厳正な評価をお願いしたい。私たちは、そのことが本法科大学院のみならず、わが国の法科大学院制度全体の改善や発展につながると確信している。